

源氏裝束抄并宵柏問答抄 一條冬良編注 一冊 藤波本 二二七・三五〇
源語裝束抄

源氏物語の内から「大掛事」「小掛事」以下三十四ヶ條の裝束名稱等のことにつき、諸注を引動して詳解したものである。引動の注は嘉吉元年三月、洞院實繁の問狀についての兼良の返書、文明十二年宵柏の同じく兼良に質疑した「源氏物語不審條々」(後掲の宵柏問答抄)、宗祇不審條(文明九年、弄花抄に一答とある分)並に弄花抄、花鳥餘情等、兼良の説を中心にして、更にひろく河海、水原抄、女房裝束抄をも参照したものである。卷頭は

一、大掛事 洞院 東山左府實繁公被進一條前攝政兼良書狀返事云
嘉吉元年三月

衣と各別の物也、衣よりはたけなかく候、其色不定、只「衣」と同體也、裁縫いさゝか相替候、小うちきに對「大掛」と稱す、男の裝束にも、女のにも共以用之候、衣と單との間に着候物候、

とし、更に「宵柏源氏物語不審條々申云」「弄説」「花鳥」を引動し、所によつては「庭訓云」「私云」「私案」等の説を掲げてゐる。奥書に参照して、庭訓とは兼良の庭訓、私とは冬良の私案と判断される。即ち本書の作者は兼良の子冬良である。

宵柏問答抄

文明十二年三月、源氏物語中の雜語、有職故實について、宵柏が一條兼良に質疑した折の勘注狀で、本書は弄花抄抄述作の際に、一勘

乃至一注として引用せられたものである。卷頭に
源氏物語不審條々 宵柏尋申故殿「幕木
しろき御そのなよ、かなるに、なをしはかりをしとけなくきな
し給て」

源氏君事也、御そとはきぬをいへるなり、文衣裳の惣名に
も用にや、直衣はかりとは、さしぬきを着し給はぬ敷
御そとは先きぬをいへり、但しやうそくの惣名にいへる所
も「あるへし、なをしはかりとは夜陰の事なれば、知音の中」
にては、さしぬきを略して、なをしはかり引かくる事勿論也
とあるが如くである。兼良の事をさして「故殿」と稱してゐるとこ
ろからみて、この編者も冬良と認定される。奥書に
文明十二年季春申請一條禪閣御注了」 宵柏
と、この勘注狀成立の年次が記される。

掲出本は二九種×二一種、袋綴、表紙は丁子引斐紙。同左上に
「源語裝束抄并宵柏問答抄」と外題。本文用紙は楮紙。

一面一一行、二〇字前後、二書合綴本。奥書は

右一冊者後妙花寺殿下(冬良)芳「翰也、可爲重寶物也
天文十三曆仲夏上旬」 特進藤判

右一帖以源中納言通躬卿自筆「本、密々於燈下令書寫畢
元祿第十四曆「小春廿九」 金紫光祿大夫藤原 于時生

即ち、元祿十四年十月、正三位(金紫光祿大夫)大炊御門經普の書
寫に係るものである。

源氏男女裝束抄 宗碩注 一冊 葉室本 葉・四七八

源氏物語中の男女裝束に關する詞、名稱等を各卷別に手習の卷迄、
二・三ヶ條づゝ抽出して、主として一條兼良の説にもづき注解し
たものである。たとへば空蟬の卷

こきあやの一重かさねなめり

女房の裝束五月五日よりは、一重かさねをきる、「ひとひふた

つをひねりかさねたる物也、此ときは更に「ひとへをきす、

こきとは、こきうちきの事也、こい紫に「染たるへし、河海に

くれなゐのこき色としなされ」たるは、いかゝとおほえ侍り

の如く、古注に對して批判をも加へてゐる。手習の卷「大掛事」の
注解に

東山左府實繁公致仕、進一條前攝政兼良公「書狀之返事、嘉吉
元年三月衣と各別の物」也、衣よりはたけなかく候、其色不定、
只衣と同じ體也、裁縫いさゝか相替候、こうちきに對し「て、
大掛と稱す、男の裝束にも女のにも共」以用之候、衣と單との
間に着物に候

とあるのは、作者宗碩が前掲「源語裝束抄」をも参照したことを證
するものである。終りに「女房裝束抄」として「裳のこしをる長さ
一丈、おほこし、ひきこし」以下計七條の名處、寸法を注したも
のである。

掲出本は二五・五種×一八・五種、袋綴、表紙は本寮の後修補。
もとは假表紙、同中央に「源氏男女裝束抄」と外題。本文用紙は斐

紙。

一面一〇行、注文は四字下り二〇字前後。卷頭に「葉室庫」「頼
重」の印あり、奥書は

本云「右一冊者、依數奇懇望、令附與藤原」祐榮訖
永正十四年 宗碩判

と著者自身の奥書の他に

本云「右裝束抄者、宗碩自筆以判形在之」本、令書寫者也、則
遂一校了」 成恩寺殿答之由也」

命家僕書寫之

とあり、即ち元祿前後の書寫である。 二〇九・一九

源氏男女裝束抄 一冊 松岡本
宗碩の原注に、享保二年正月壺井義知が增補(上卷三十三項、下
卷五十四項)頭註等を加へ(二冊)、渡邊康映が後附を付したもの
(一冊)。計三冊本、「愚」「愚勸」は義知の増補。

首に享保二年里村昌億の序、尾に義知の跋がある。後附一冊は
「女官飾抄」(一條兼良作)「胡曹抄」「藻蘆草」より服飾、色目の事
等を抜抄したもので、義知が臆頭に補筆してゐる。

掲出本は美濃判、上・下・後附の合冊、京都堀河高辻の錢屋儀兵
衛の開板本である。

源氏物語調度抄出 一冊 桂宮本 五〇二・四二

編者未詳。源氏物語に出てくる調度、畫圖、薰物等廿五項につき、
卷毎にその詞の出でゐる本文(用例)を抜萃したものである。

首に「雜物部」と總見出して、「調度部」「御帷帳部」「屏風部」「琴部」「雙紙部」「畫圖部」「硯部」「鏡臺部」「唐匣宮部」「攝上宮部」「火桶部」「火取部」「薰物部」「念珠部」「舟部」の事項をあげ、その語の用例を本文各卷から採集したものである。以上十五の部をさして「雜物部」と總稱してゐるのを見れば、まだこの他に服飾、有職一般の部があつたものと考へられる。

即ち本書は源氏物語の有職、服飾、調度、飲食その他の語彙とその用例を部類したものゝ一部であらう。現行書名は本寮修補の際の假稱であつて、原題は不明。編者、成立年次等についても明かでないが、掲出本の奥書に

右一册不慮見來之間、卒令「寫留之、寫本貞和之比之筆也
貞享二歲次乙丑仲夏日

と靈元天皇が宸書されてゐて、鈔くとも原本は吉野朝貞和以前のものであることが推定される。

掲出本は二九種×二一・五種、大和綴、表紙は素斐紙に藍色の羅に女郎花、蝶の圖柄を摺つたもの。題簽は本寮修補の際の貼附「源氏物語調度抄出 完」と。本文用紙は楮紙。

一面一二行、一九字前後。本文中には朱墨兩筆で作中人名が巨細に注記されてゐて、本文、奥書、注記共に靈元天皇の宸筆に係る貞享二年五月の書寫。

仙源抄 長慶天皇御注 一册 谷森本

谷・三四四

長慶天皇弘和元年の御撰、源氏の難辭を「いろは」分けにして注

釋された辭書である。古く作者は内大臣花山院長親(耕雲)、或はその父内大臣家賢とする説があつた。

始め無題のものらしく「源氏物語色葉抄」「いろは」「類字」その他多くの異名で呼ばれる。「仙源抄」とは花山院長親の命名で、「仙洞の源氏物語の抄」の意であらう。卷末御跋文は

弘和のはしめの年、三のあまりのおり／＼、なかき夜のつれづれもなくさめかたく侍しまゝに、「ひかる源氏の物かたりをとりてみるに、おほつ」かなき事ともおほかりしかは、ふるき釋ともを「たつね見侍るに、いづれも簡要はすくなく、枝葉」はおほし

故に古來の注釋の「相違の事をかんがへつゝ、同文字なる詞を、いろはの次第にあつめとゞのへてみれば、五十餘卷、たゞ一帖につゞまり、文字のつゝをたゞぬれば、たな心をさすがことし」と、この獨別的な語釋書の編纂方針、來由等をのべられ、次いで「定家假名遣」に對して、その不條理、無根據を論難されてゐる。即ち河内本系統の源氏物語のうちから、難辭を摘記して、先行諸注によつて注解せられたもので、その内に天皇の御考説には「愚案」とし「定本」(定家本)、「延元宸筆」(後醍醐天皇)、「舊院御勅」(後村上天皇)、「故女院」(御母新待賢門院)の御説をも明示し、吉野朝廷の源氏物語研究の跡を知ることが出来る。辭書的注釋書として獨創にとんだ最初のもので、中世廣く用ひられ、類書たる類字源語抄、水滴色葉類聚抄は何れもこれに準據してゐる。

書寫了

權僧正眞淳

室町末期、權僧正眞淳の書寫と思はれる。尙新しく紙を加へ、谷森善臣が皇子書寫本系統の奥書を書き加へてゐる。

この他、右と同系統の江戸初期書寫の桂宮本(四五七・一九四)一册と、皇子書寫本系統の、長慶天皇御跋文の次に

應永第三のきさらきのすゑつかた、「紫のいほりのしはしのつれ／＼もや、なく」さむとて、ふるほむこひらきみるつゝに、先人の遺毫にて、此御草本あり」ければ、かたのことく清書のこゝろさしを「のふ、さためて、ふてのあやまりも、心えの」ひかことも、のかるまじう侍るらんなれと、さの「みためらむ事は、かやうにあらひおかれたる」御心はえも無になる心ちして……一たひはこの「帖の撰せられ」たるさまのたえなる事を思ひ、一たひは、かの「物かたりのおほつかなさをも、はれんかために……このまゝひたふるに、しみの」すになさむとは、ねむなくこそ

應永三年二月十七日以前先皇之「御草本、如形途清書之功」

求法之沙門判

の皇子奥書をもつ桂宮本(一五四・一六)一册がある。

類字源語抄 師成親王注 一册 續群書類従本 四五三・二

「源語類字」とも云ひ、「いろは」分けの源氏物語の語釋辭書である。仙源鈔に比し、語彙及び注釋も幾分増加し、詳細になつてゐる。例へば「い」の部は五十一項の語を有し、「私云」を區別してゐる。

傳本は天皇の皇子(尊聖行悟か)の書寫されたものと、耕雲の書寫したものゝ二系統に大別される。後者には語彙が多い。(例へば「い」部、前者は四十一、後は四十七辭)群書類従所収本は後人が語彙を追加したもので、「愚案」の文字も省いてある。

掲出本は二六・三種×二一種、袋綴、表紙は谷森善臣の附したものとと思はれ、題簽は善臣筆にて「仙源鈔 耕雲自筆本寫」とある。本文用紙は楮紙。

一面一〇行、注釋は細字二行書き。第一紙に「久世藏書」「靖齋圖書」の印がある。本文は耕雲書寫本系統に屬し、奥書は

山みつのその源をきよめてそ「ち」のなかれもにこらさりける
耕雲山人跋

本云、「右一帖者、借請中院前内府通秀本賦雲、一仰右大辨宰相元長令書寫之、但遅々一件本念之闕、奥十二三枚予書之

于時文明十八年菊月廿二日終功訖」 按察使藤原親長判
同九月廿六日一校了

此抄、所持之本紛失之處、甘露寺前亞相「元長卿書寫之與予給、即刻送一校者也、

時永正十八年辛巳孟夏二十日」 從四位上藤原資直

右一册者亡父相傳、雖爲秘抄、或仁依懇望、「許一覽被送書寫之功、嚴命難辭之」條、加一校、大抵落字等之誤無之者歟、深可禁他見而已

于時弘治元年乙卯黃鐘十四日」

刑部卿藤原氏直

尙奥書によれば、吉野朝廷に傳承された源氏學の集成であり、永享三年師成親王が舊本の錯亂を整理書寫して相傳したものとあるが、現存本中には屢々「有花鳥餘情」として花鳥を引勘してゐるのを見れば、後世の加筆（恐らく兼載乃至綴永あたりの）も相當混入してゐると思はれる。

師成親王は後村上天皇の皇子、宗良親王に和歌を學ばれ、後禪門に入られて竺源惠梵と稱せらる。晩年は周防の大内氏に寄られたといふ。

掲出本は續群書類従の原本で、内題に「類字源語鈔」とある。美濃判の袋綴、「和學講談所」の印がある。前半は師成親王惠梵の類字源語鈔、その奥書に

本云「此一册則依有可相傳之子細、改舊本錯亂」而難見、忘老味之艱勞、而呵凍筆、以新所寫出也、秘決口傳等悉以注之、云斯道之「奥區、云製作之根源、尤以可尊者哉、一縱雖親戚畏友、輒不可許一見者也、身後」相殘經眼路者、敢莫忘懇眞而已、傳授子細別紙注之

永享三年季冬日 釋竺源在印 惠梵在印 行年七十一在判
後半は紹永法眼（美濃の齋藤妙椿に仕へた）が、仙源鈔にあつて類字源語鈔にない語彙及び釋文を抄出した仙源鈔抄出一卷である。その奥書に

右目安抄出、類字仁所無之詞「書求之、爲首尾一卷處也
文明十一年霜月廿九日書之 法眼紹永

以傳々寫本書之間、不審等繁多、追加校合可直也

明應庚申（九年）仲商（八月）上滑終書功
とある室町末期の書寫本。

水滴色葉類聚抄 一册 桂宮本 五〇一・八七四
仙源鈔と類字源語抄との語彙解釋をそのまゝ一括併記したものである。従つて「愚案」とあるのは、仙源鈔にある長慶天皇の御説、「私云」とある多くは、類字源語抄の師成親王の御説である。

掲出本は二八・五種×二〇・五種、袋綴、表紙は斐紙、薄鼠地に菊牡丹唐草模様、題簽は靈元天皇宸筆で「水滴色葉類聚抄」と、その右下に「全」と朱書。本文用紙は楮紙。

一面一二行、各語彙の下に一行乃至二行書に解釋を附す。三條西實澄（實枝の前名）の奥書に

右仙源鈔撰書作源語類字——兩抄兼載而勅以爲一卷、穿鑿之說々——雖有之、不追削除之、見者可加用捨而已

永祿庚申（三年）仲冬 亞槐翁實澄

とある。これによれば、仙源鈔と源語類字鈔とを合せて編纂したのは猪苗代兼載である。しかし一方眞の類字源語鈔の奥に仙源鈔抄出を抜萃して載せてあるが、これは紹永の仕業とも考へられる。本書はこの兩抄を合して一卷に再編纂したものである。他は類字源語抄に洩れた仙源鈔注釋を別に附載したもので、嚴密に同一書とは云へないまでも、兩書は密接不可分な關係にあるものと考へられる。

因に本書はこの次に「仙源鈔」奥書（長慶天皇御説、應永三年の皇子

奥書、並に辨書長親の跋歌」と、「源語類字」の奥書とを併記し、

本云「以宗祇庵主重持本寫之

平緣音判

とある。この奥書は類字源語抄のみのか、本書全体の奥書であるか、遽に判断つかないが、この奥書からしても仙源、類字兩抄を合編したものは、連歌師關係のものであることが推察される。

本書は江戸初期の書寫で、朱點朱筆の書入がある。その中には實澄（實枝）の「箋」の注記がある。即ちある程度、實枝の校閲加筆あるものと考へられる。

源氏物語はらぬ塵 本多忠憲編 四册 松岡本 二〇六・六二〇

湖月抄による源氏物語本文の語彙索引である。

ことし春たつはしめの日」より、おなしき月の十あまり」九の日まで、ふつくをによりて、ひかる源氏ものかたり湖月の抄を、そこはかとなくよみもてゆく、たゞに見すくさむもほい」なければ、此ふみの中に、「さへきくさく、おほよそに」かいつけとめぬ、いまはた、いろは」のかんなにかきわけて、のちに「よむへきふしのたよりになしぬ

文化といふよとせの春」きさらきの日」 本田ふちはらのたゝのり」しるす

の序によつて文化四年正月の編で、源氏の語彙を「いろは」順に集録し、その下に湖月抄版本による巻名、丁數、表裏を記入したものである。

掲出本は半紙判、袋綴、丁子引表紙に「はらはぬ塵 源氏・物・

語」と外題、四册、江戸末期の書寫。

忠憲は伊勢神戶の藩主。本多忠永の子、甲馬と稱し、華陽と號す。國學者にして故實に通ず。宇津保物語不拂塵、類聚武器和歌、鞍具文字小集等の著がある。

源氏系圖 一册

二〇六・七九〇

歴大な小説には様々な数多い人物が登場する。随つて解讀の果ともなる各人物の解説が要求される。それのまとまつたものが系圖である。

本書は桐壺院（太上天皇）以下六條院（光源氏）を中心としたもの、先帝以下紫上を中心としたもの、攝政太政大臣以下致仕太政大臣（頭中將）、柏木を中心としたもの等々、主要な各人物を系圖して、簡単な注記を施したものである。卷末に和歌目錄、作者（登場人物）等の數をあげ、「花の色を人によりて定たる事」及び「人々のかたちを花によそへる事」「屋所の事」等を附し、最後に所謂「源氏の物語のおこり」を附載してゐる。

編者は不詳であるが、系圖の排列、注記等から推して、本書は實隆編以前のものゝやうである。

掲出本は美濃判、袋綴、表紙は茶色の斐紙。題簽に「源氏系圖」。本文用紙は楮紙、無奥書の江戸初期の書寫。

源氏物語系圖 三條西實隆編 一册 桂宮本 一五〇・七一一

何時頃からかゝる系圖が存したか確證はなく、ましてその始源的形態も不明であるが、所謂河内守方の源家（光行・親行等）の源氏

研究には相當早くから研究制作され、利用されてゐたものらしい。三條西實隆前に既にかゝる系圖の存したことは、文明十九年二月、彼自身が系圖を葉にして源氏を讀んでゐる事（實隆公記）からも判明されるが、その系圖の不備不完を痛感したので、實隆は改めてその修訂を志し、以後二ヶ年宵柏や宗祇の指南をうけて、本書が周備したのは長享二年四月廿六日であつた。

桐壺院以下の系圖の次に「系圖之外人卷々註之、於同人者」として、系圖にのらぬ人物を巻別に記載してゐる。

掲出本は一四・五種×二〇・五種、美濃半切横本、袋綴、表紙は白茶の地に藍摺の水藻唐草模様。題簽は紅地に「源氏物語系圖」とある。本文用紙は斐紙。江戸初期の書寫。奥書に

本云「此物語系圖、去長享二年春之比、宵柏等相談之、訪宗祇法師指南、粗」所清書之本也、被引除習、以件愚」本染禿筆、不可出憲外者也

永正第九臘月廿七日

老槐散木御判

卷々年紀爲備忘忘大概注付之」永正十、二、八、

と三條實隆の奥書及び永正十年二月追記の識語がある。

源氏物語年立 一條兼良作 一冊 桂宮本 五〇二・四七

源氏五十四帖の内容目録を、桐壺から幻卷迄は光源氏の年齢に、匂宮から夢浮橋迄は薫の官位昇進に随つて要約したもので、特に竹河、紅梅から宇治十帖への年序には苦心したらしい。巻頭に

漢家の詩文には年譜目録といふものありて、所作の」前後昇進

の年月をかうかへみるに、その便をえたり、しかるに源氏物語

五十四帖において、諸家の註釋これ「おほしといへとも、いまた一部のとしたちをみす……又かほる」大將の昇進、たけ河紅梅よりのち、宇治の巻のうつ」りに相違のことおほし、水原河海の諸抄にも筆」をさしをかれき侍り、いま愚意のおもふところ、いさゝか詩文の例になすらへて、五十四帖のとしたち」をしるす、そのうち、きりつほよりまほろしの巻ま」ては、光君の年齢をもて巻をさため、匂ふの巻よ」り宇治十帖にいたりては、薫大將の昇進をもて段々を」わかてり、……享徳二みつのとのとりとし」六月にこれをしるす

と兼良の自序がある。享徳二年の述作。本書は源氏判讀のための梗概年表、年立として初めてのもので、その功績は大きい。

湖月抄所載の本書奥書には「件正本應仁大亂、於桃防（坊カ）文庫爲白浪奪取畢、爰經十年、不慮感得之、憚無物于取贖、此一帖以彼眞本、加書寫者也」云々と永正七年一條冬良の識語があつて、本書の流布後、源氏物語解讀の手引として重寶視され、眠江入楚には本書を各巻頭に分割掲載し、湖月抄には本書のために一卷をさいてゐる。

掲出本は二七・五種×二〇種、袋綴、表紙は白茶地の斐紙に藍摺の繁木瓜模様、題簽は卵色地に藍摺龍文模様、靈元天皇宸筆を以て「源氏物語年立」とある。本文用紙は楮紙。

一面一二行、二〇字前後。年立本文、幻卷までは六條院光源氏の年齢を掲げ、その年にあたる巻名、事件、事柄等を漢文様に注し、

それ以後は薫の年序、官位を見出しにしたもの。無奥書の江戸中期の書寫である。

源氏物語年書 一冊 桂宮本 一五四・二四

著者不明。首に「作者」「作意」「時代」「諸本不同」「題號」「源氏姓」「準據」「古來稱美」等、總説的個條を弄花抄より抜萃し、本文には巻名の由來と、詳しい内容細目とを並記してゐる。源氏解讀の葉に作成されたものであらう。

掲出本は二八・五種×二〇種、袋綴、表紙は白綠色の斐紙に、紫色の水藻唐草、外題に「源氏物語年書」とある。本文用紙は楮紙。一面一二行、二四字前後。無奥書の江戸初期の書寫本。

けんしのちう小かみ 花山院長親著 一冊 桂宮本 一五二・一〇九

首に「けんしのちう小かみ」せうちやうわんととのへ、」こう雲しん上」とあり、勝定院（足利義持）に長親の進上したものの、やうである。「けんしもくろくの次第」として目次を附し、次に巻序を追うて巻名の由來とその内容梗概を摘記し、その中に連歌に用ひらるべき語句を摘出して注し、付句についての注意までも與へてゐる。

本書には青表紙以外の本も参考せられ、おほむね和歌、連歌のため源氏手引と見られ、源氏梗概書としては「無名草紙」につぐ最古のものである。特に目次の縦の併びに雲隠を入れ「廿六 くもかくれ」此まき、雲かくれと云事、大かたよにふらさるゝ也、雲かくれは、とんせいの事也、ひかる源氏と申せば、くもかくれよきたよりなり、ひかりかくるゝおもひの行すゑなどゝ云、月日のあめ雲にか

くれたるよしなるべし」と巻名の由來を述べ、「夢の浮橋」巻末に「其のち山路の露といふものをつくりて、たづねあひたるなど申せども、五十四帖のほかなればしるさず」と「山路の露」にも言及し、源氏物語研究史上注意すべき記載が多い。

「源氏小鏡」類には類本、異本が多く、(一)源語中の詠句の抜書の存する系統と、(二)抜書のない系統に大別される。右のうち(一)の述作動機は風雅の典型としての源氏の梗概と、それに随伴する和歌連歌詠吟のための作法書としてあつたらうが、その作法書要素が次第に稀薄になり、源氏の梗概書として流用され、遂に獨立したものが(二)（譬へば、應・四五六の源氏小鏡）の系統とみることが出来る。因みに長親は吉野朝の碩學で、歌人。音韻學に通じ、耕雲と號し、宗良親王に師事、二條派の正統で新葉集撰集にも關與し、「耕雲口傳」「倭片假名反切義解」等の著がある。永享元年歿、八十餘。

掲出本は二七・五種×一九・七種、袋綴、表紙は薄鼠色鳥の子紙に藍色の櫻唐草模様、同左上に「けんしのちう小かみ」と外題。本文用紙は楮紙。

一面一二行、二六字前後。江戸初期の書寫本。巻頭は（もくろくの次第の次）「一桐壺」として

此巻きりつほといふ事、大うちにある御てんのな也、淑景舎といふは」きりつほの事也、ひかるけんしの御は、さふらはせ給ふ、さてこそ」きりつほのかういと申けれ……風野分して物あは」れなる夕暮に、内よりかのさとへゆけいのみやうふと云

にねう」はうを御使につかはせ給ふ、なき人の宿なれは故郷な
 とにも付」へし、其ほとのこととは、やへむくら、雲のうへ人、
 みや木野、「こはき、あさちふのやと、むしの昔しけき、すゝむ
 し、」大うち、みやつかい、露おきそふ、これらは更衣のさとの、
 ことなれ」は、なき人の宿なと、いふ事あらは付へし、
 と、本書が連歌作法書として述作されたものであることが判明する。
 本書は(一)系統本中、古態を存するものと思はれる。本書に類本、
 異本の多いことは、室町期に和歌連歌の風情の典拠としての源氏の
 梗概書が、如何に愛讀されたかを示すものであり、その間、自然轉
 寫のうちに増補改変せられて、異本類は出来したのであらう。
 尙、板本繪入源氏小鏡三册(二六六・三三八)は、右に幾分増補さ
 れたもので、又誤脱の生じた箇所もある。本書のきはだつた特徴は、
 卷末に「夫生死無常の雲あつく」云々にはじまる跋文の附加されて
 ゐることである。明暦三年安田十兵衛開板のもの。他に慶安四年及
 び寛文六年以後數種の印本がある。

源氏最要抄 二册 桂宮本

五〇二・四四

源氏物語五十四帖各巻別の純粹な梗概書。小鏡よりも整理され、
 きりつほのかういと、ひかる源氏の御は、なり、ち、は」大
 なこんにて、すきさせ給ふ、は、のきたのかたは、あま」にな
 りて、むすめのきりつほの御かいしやくにつき」そひ給ふ
 にはじまり、敘述は平明ですぐれてゐる。著者並に著作年次等は明
 かでないが、小鏡より後世のものと考えられる。

後、本文初は一二行、一九字前後が次第に後は一八行、二六字前後
 に増えてゐる。下巻は一九行乃至二〇行書、二七字前後。無奥書の
 江戸初期の書寫。

紫塵愚抄 四册

五〇三・二八

宗長の編と傳へられてゐる。源氏物語五十四帖のうち、筋の發展
 を考慮しつゝ、本文中情趣豊かな詞章、贈答歌等を各巻別に抜抄し
 て、四册に輯めたものである。

首に物語の巻頭から「心ほそけに里かちなるを、いよ／＼あかす
 哀なる物におほして、人のそしりをものは、からせ給はす」迄をあげ
 此物語五十四帖のつくりさま、心のいつみみなもととをく」な
 かれ、詞の花ねさしふかく匂ひて、いつれをすて、いか」なる
 をのこすへき事には侍らす、予年久しく思ひ」入道ながら、老
 のなみにおほれ、山井の水にしつみて、」一部をみる事かたきゆ
 へに、四帖につゝめて、三か一を」かたとれり、物を抄する事、
 人の心さま／＼にして、」かならずとすへきことほり侍らぬにや、
 しかはあれと」閑寂のなくさめとして、ある世のうちは墨の袖
 に」たつさへ、なき世の末には、紫のゆかりとも見る人侍れ」
 かしとて、まき／＼のなかを塵はかりつゝ、をろかなる心に」
 まかせてぬきいて侍れは、紫塵愚抄とこれをいふなるへし
 とあつて、携帶精讀のためとはいふが、これ亦和歌連歌の風情情趣
 を味得せんがためのもとの考へられる。

掲出本は二六・五種×二一種、袋綴、表紙は無地の紺色。題簽は

圖書寮典籍解題

掲出本は二八・五種×二〇・五種、袋綴、表紙は薄卵色地の斐紙
 に藍の渦雲に龍雲紋の模様。題簽は金泥の龍文摺に靈元天皇宸筆を
 以て「源氏最要抄上(下)」とある。本文用紙は楮紙。

一面一一行、二四字前後。卷尾に「ふみつくる物の事」として、
 松さくら以下消息文を結びつける草木二十五の名を記してゐるが、
 これは本文と関係ないものと考えられる。無奥書の江戸初期の書寫
 本。

淺間抄 一册

一五九・一七八

光源氏の物語は紫式部が筆作也、世の」人つくり物語といへり、
 されとも其」ゆへなきことをはしめてつくりいたせる」にはあ
 らす……此物語に心をよせた」まはん人々は、佛菩薩の御はか
 らひそと」心得給て、しやか佛觀音にむかひ、ふかく」念し、
 此草子にむかひ給は、讀人も」聞人も、則妙法えんせつものえ
 ちやうと」なつて、現世あんをん、後世善生、更に」疑ひなか
 るへしかし

の例の總説的な内容を、佛教的觀點から潤色した序文があり、本文
 の要項を抽出しつゝ、その梗概を述べたものである。上巻は乙女迄、
 下巻は玉鬘から竹河まで、次いで宇治十帖を一括して載せてゐるが、
 宇治十帖は別に目錄をたてゝゐる。本書は源氏大鏡を増補したもの
 とも云はれる。

掲出本は二五種×二〇種、袋綴、表紙は藍の斐紙。題簽に「淺間
 抄上下」とある合本。本文用紙は楮紙。序文は一面九行、一六字前

飛雲模様の蠟摺紙に「紫塵愚抄一(二・三)」。本文用紙は楮紙。

一面一二行、二三字前後。本文中各條項の頭肩に朱、墨筆で「更
 衣病シテ内ヲ退出ノ時、御門ノ御心也」「更衣ウセテ後ノ事」「御門
 ノ御詞」「河原院ノサマ也」等々、その詞章を補足説明した註記が
 あり、贈答歌にはその詠者を記してある。第一册の見返に
 紫塵愚抄 四册 外題 實澄公
 みをつくし 雅綱卿 ぎりつほ 梅かえ 雅春卿
 はし姫

源氏部類四季部 一册 桂宮本 五〇一・一〇四

春夏秋冬に分ち、更に各季を霞、鶯、花(春二十一語)藤、郭公
 (夏二十一語)萩、露、月(秋三十一語)、時雨、紅葉(冬十三語)
 等に細目して、巻別に、各語の出る風景の本文を抄し、それに「源
 氏の心」「頭中將詞」「地」の文等と注を加へたもので、和歌詠吟の
 ために、風情を知らしめんがための書であらう。

掲出本は美濃半切横本、袋綴、表紙は薄鼠色地の斐紙に漆、銀を
 もつて霞を引く。題簽は後の補修、本文用紙は楮紙。一面一五行、
 一八字前後。無奥書の江戸中期の書寫。

源氏 一册 桂宮本

一五四・一五

首に目錄、本文は桐壺から巻を追ふて、たとへば卷頭
 桐つほ御門より更衣の里へ、ゆけひの命婦」を取遣所なり、比
 は秋、月あり、庭に草たかく」あるへし、更衣の母勅書を披見

す、命婦「車あんのきはにあるへし、えんにて命婦に」對面、すたれのうちにわか君あるへし、ね入給ふ所也、「定而更衣の母の衣束可爲色か、勅書也

として、次に「ほとへは、すこしうちまきるゝこともやと」云々にはじまる本文（勅書の文）を摘記する。即ち卷の中、繪卷その他繪畫に適した美しい場面の構圖を敘して、その個所の本文を配してゐる。本文は青表紙本系統。尾に

- 一、桐壺十五所 一、は、木、九六所（中略）
- 一、夢のうき橋三二所已上 繪二能所二百七十九也 合百五十八、不殘合四百八十八所
- 一、山路の露十二合五百所也

と、繪畫として鑑賞し得られる個所の數を各卷別に記載してゐる。繪卷、繪合作成の爲の参考書として著作されたものか。

掲出本は二八・五種×二二種、袋綴、表紙は丁子引斐紙。外題に「源氏」、本文用紙は楮紙。一面二行、構圖の部は三字下り、一八字前後。無奥書の江戸中期の書寫。

山頂湖圖抄 二卷一册 桂宮本

五〇二・四一

内題に「源氏祕書（上卷）」「源氏深祕」（下卷）とある。源氏各卷の内容についての定家假托の和歌の注解書。

卷首に源氏の目錄をのせ、

右五十四帖ノ傳ヲ定家卿一卷ニ一首充連云也、一首ニ其卷ノ理ヲ五六讀テ三十一トゼリ、歌ノ情ハ不詳トモ本トセリ、源氏初心ノ人何トモ「不知シテハ可悶迷、如斯歌計ヲハ水入ノ大事

ト云へり、不可他見云々

一、桐壺のうちまみかほにのおもやせておかしはつかし花鳥のこゑ

定家

として、右の歌を桐壺の筋を參照して注解したものである。一書によると、本書は「祐倫抄」とも呼ばれ、文安六年祐倫（未詳）の作とも言はれる。傳宗紙作の「源氏増鏡」は本書の増補とみられる。

掲出本は二八種×二〇種、袋綴、表紙は白地斐紙に藍摺の草花紋づくし。外題に中御門天皇宸筆を以て「山頂湖圖抄」とある。本文用紙は斐紙。

一面一〇行、二二字前後。参考のために定家假托の歌の二三をあげれば、

帚木や君かふせやのなてしこに袖うちらはらふ菊の薫を

梅か枝の三河の水も曇日の空薫のかをやとかめむ（下卷々頭）

見し夢の浮橋わたす法の師は思はず山に罪をきるかや

無奥書の江戸中期の寫。

源氏物語大意 天野直方評注 二册

一五二・一〇二

卷頭の附言に「天文二年十一月遣邊院實隆公、源氏物語卷々の和歌を江州石山寺へ奉納有しにならひて、老師（和田祖能）も去年（文政十二年）一夏中により置れし、右物語の人物和歌五十餘首をかの觀音閣へ奉納せらる、遠方の門人衆見て聞得ざる所もあれば、委しく注しけれとの事ゆへ、師にも添削をこひ、ことごとくしく釋し、

餘論一卷をそへ送り侍る、」云々と記してゐるのに明かである。

即ち文政十二年祖能が、作中の主要人物五十餘人について、その心ばえ、俚等を和歌に詠んだものを、門人天野直方が評注したものである。下卷「餘論」は和田祖能の述作で、源氏物語を種々の角度から論評したものであるが、其の態度は儒佛的立場から批判されてゐるにすぎない。

掲出本は美濃判、袋綴、文政十三年五月刊、上卷々首に津守國禮の序、直方の附言をのせ、和歌の評注、下卷は祖能の卷頭言、卷末に關勝之の祖能略傳を附載してゐる。

祖能は近江人、弄花軒と號す。年三十にして出家し、浪華に住す。和歌を能くし「新編撰集註」「難波津」の著がある。

源氏祕書抄 一册 桂宮本

一五〇・六九七

首に豎の並びを主とした卷名（異名・別名）目錄を附し、本文は卷名（異名も合せて）の由来のみを

一、桐壺といふは、しくけいしやなり、きりつほのかういのこと」を、いふによりて、きりつほといふなり、かゝやく日のみやと」は、ふちつほのぬうこの、みかとの御おほえ、てりかゝやくほとな」れは、てる日のみやといふなり

の如く簡略に記し、雲隱の卷については「廿六、くもかくれといふは、けんしのうせたまへるまきなり、されはくもかくれといふ也、名はかりありて見えぬまきなり」と記し、終つて「これまきくのちうなり」とある。

次に女踏歌の事、衣たとへの事、衣、ばりの事、源氏物のえだにつくる文の歌の事等源語中の故事、秘事の類を注し、更に「源氏のことばのうち」と端書して數十の語釋をなし、更に贈答歌を中心にした美しい場面等を抜注し、作中の女性を花に譬へた「花たとへの事」、終つて「それ、むらかみの天皇の御むすめ、せんしなしいんわう、後はおほさいみんと申き、春のつれん、に上とうもんんへ申させ給ふやう、さるべき物がたりなどさぶらは、たまはりてなくさまんとありければ」云々に始まる、所謂「源氏物語のおこり」と稱せられる河海抄の料簡に類似した著作動機、其他を記した一文等を記してゐる。尾に「一すもりの六帖 あかそめのえもんか作」として六帖の目錄を附し、

とりん、にかへるを見つゝわれのみぞいけるかひ」なきすもりなりける、」都合六十でうなり

とある。著者未詳。

掲出本は二三・六種×一六種、袋綴、表紙は濃紺無地の楮紙、左上に朱筆で「源氏祕書抄」と外題、本文用紙は斐紙。

一面一〇行、二五字前後、無奥書の室町末期の書寫。

源氏物語内連歌付合 一册 桂宮本

桂・五一

源氏物語のうちから語を抜出し、それに對する連歌の付合となる詞を注したものである。

一、中河ニハ 京極川云之

水の心 遺水 泉 わた殿」 柴垣 はきき、うつせみ

登とひかふ」軒はの萩 かたゝかへ
月はあり明にて、光おさまれる物から、かけさや」かに見えて、
なか／＼をかしき明ほのなり

の如く、以下北山、野宮等「名所」二十ヶ所、夕顔以下の草木六の
詞に對する付合の詞を列擧し、各詞毎に物語のうち情景情趣深い和
歌詞章二三個づゝを抜出したものである。

源氏物語が風雅の眞髓として賞讃されるやうになつて、鎌倉期以
降の和歌、宴曲、謡曲等に影響し取入れられた。連歌にも様々な源氏
の影響（源氏卷名の賦物、本説本歌に詠みこむ）を見るにいたつた
が、本書はその一として源氏物語による付合を示した連歌作法書で
ある。成立は不明であるが、伊勢源氏等の付合書は既に吉野期二條
良基の頃から存してゐる。

掲出本は二八・五種×二〇・八種、袋綴、表紙は水色地に薄藍の
繁縷模様、中央に「源氏物語内連歌付合」と外題。本文用紙は楮
紙。

一面一一行、二〇字前後、内題は「光源氏物語内連歌付合」とあ
る。奥に「艶書つけたる草木事」と端書して、作中に萩、常夏等十
四の草木に付けて送つた例と、その宛名（女性）とを附載してゐる。
無奥書の江戸初期の書寫本。

源氏袂衣百番歌合 一冊 桂宮本 五〇一・五一三
編者未詳。源氏物語と袂衣物語の作中の和歌各百首を選んで左右
に配し、百番に番へたもの。總部（四十三番）別部（四番）旅部

（六番）哀傷部（十五番）雜部（三十二番）に分れてゐる。作者
（登場人物に假託したもの）に源氏物語は桐壺院以下三十二人、袂
衣は十二人である。

掲出本は二八・三種×二〇・八種、袋綴、表紙は左右斜めの丁子
引。左上に「百番歌合」左源氏と外題。本文用紙は楮紙。
一面九行、歌二行書。卷末に「作者目録」として句数を注す。無
奥書の江戸中期の書寫。

尙本書は群書類從に「百番歌合」として収録され、同類の書とし
て「拾遺百番歌合」として源氏と夜半寐覺・御津濱松・參河仁佐介
留・朝倉・袖努良須・心高幾・取替波也・露宿・末葉露・海人刈藻
の十物語（大部分佚書）とを番はしたもの、「伊勢源氏十二番女合」
（作中の女性十二人の歌を番はしたもの）等がある。

源氏八景 一冊 桂宮本 五〇二・五五
瀟湘八景に倣つて源氏物語中からこれに當る個所の文章を抄出し
て、「帯木夜雨」「須磨秋月」「明石晚鐘」「松風歸帆」「朝顔暮雪」「乙
女初雁」「玉葛晴嵐」「夕霧夕照」の八景としたもの。

恐らく所謂八景十境等の思想が流行し、持て囃やされた江戸初期
の作であらう。
掲出本は三〇・五種×二二・七種、袋綴、表紙は雲母引淺黄地に
胡粉を以て飛鶴葉文を描く。左上に「源氏八景」と外題、本文用紙
は斐紙。一面九行、三七字前後。江戸中期の書寫。

他に同じく桂宮本として、江戸中期の書寫「源氏物語八景」(一五

二・一〇一)一冊がある。

紫女七論 安藤爲章著 一冊 松岡本 二〇六・六〇六

「紫家七論」「源氏物語七論」とも云ふ。江戸中期國學者の手によ
つて、幾多の古典が中世的倫理觀より解放されたが、本書はその新
しい源氏評論書のさきがけをなすものである。紫式部に關する七條
の論說で、一、才德兼備、二、七事共具、三、修撰年序、四、文章無
雙、五、作者本意、六、一部大事、七、正傳說誤の項目に互つて、
ひろく文獻を検討し、幾多の舊說を實證的に批判是正したものであ
るが、幾分形式にこだはり、又儒教主義的臭味が残つてゐる。しか
し源注拾遺（契沖 元祿十一年正月五日終功）に次ぐ新注系評論として、
當時にあつては抜群の卓識と云ふべく、その後の學者で本書の影響
をうけないものはない。元祿十六年の成立である。

掲出本は半紙判、袋綴、首に目録、紫式部の系圖を掲げ、「七論」
の本論にうつる。卷末に

抑爲章むかし竹園 伏見殿實照に侍りし時、此物語を「好み、中
務大輔冬仲朝臣の諸釋をき、先考 内匠頭定」の問書をうけ
共に中院通村卿、又乘胤法橋 鳥丸資房の談義を「つたへ、かつ中
院の御弟子なりき
院亞相通茂卿の御説をうけ給はり、水原、河「海、花鳥、岷江
などの諸抄に心をつくし侍りぬ、其後東に「下向し、水戸侯
權中納言 の彰考館に侍りて、李部日記、「御堂殿日記、小右記、
光園卿 權記、左經記、台記、玉海、玉葉、明月」記以下近き世の二水
記など迄、百部あまりの舊記をよ」みて、故實に於てはやゝ不

審をはるけ侍りたれと、紫家」の本意はなをいふかしくのみ侍
りたるに、たま／＼紫日記を「えて、しは／＼よみかつ章段をわ
かち侍るまゝに、をのつから」其文體と情態と、物語の趣にた
かはぬ事をさとりて、此「七論を草稿して櫃にをさめ侍りたる
に、過し年難波」江郷高津の宮のほとりなる圓珠庵契沖あさり
のかり「ゆきて、萬葉集の不審を傳授し侍りしついで、此物語」
の談に及びて、愚按と符合したる事とおほく侍りし「かは、
旅行に友をえたるこゝちし、よろこひ思ひ給へて」かの草稿を
清書し侍る事になりぬ、たゞし先達」の非を今見ることく、此
七論も極て誤おほく侍らんまゝ、」又後の人、これを改め正し玉
ふへし

紫のゆかりゆかしく尋ねても猶分まよふむさしの、原
時に元祿十六年重陽の日、武陽小石川の寓居にして」しるし終
りぬ

安藤右京爲章

と著者自身の跋をもち、寶永元年五月伴資短の清書奥書、藤原治定
の校合奥書、延享四年五月（漢文）、及び享保二十一年（和文）、寶
曆三年（漢文）等の奥書があつて

明和二年乙酉二月晦日繕寫終」神風伊勢意須比飯高郡壽庵本居
宣長判

とある半紙判、袋綴江戸末期の寫本。

源氏物語の續編

文藝の理想として、詠歌の典拠として、人々は源氏物語を讃歎し
渴仰した。光源氏の最後を雲隠の二字に托し、浮舟と薫との結末を
未解決なまゝに残したことは、當時の、又は後世の愛読者には、様
様な空想と想像とをさせる餘地をあたへた。光源氏の結末への想は
「雲隠六帖」となり、浮舟への思慕は「山路の露」となつた所以で
ある。しかし結局兩篇ともに、優れた源氏物語には比すべくもなく、
蛇足の感がつよい。中でも山路の露は物語風であり、雲隠六帖は文
章も分析的で説明が多く、實録風である。

山路の露 一冊 橋本本

五〇八・六六

「夢の浮橋」に小野の奥に隠栖して浮舟と、それを戀ひ慕ふ薫大
將を、不安な未解決の状態においたまゝ、筆を擱いた源氏物語への
種々な空想が、鎌倉期になつて一つの後日譚を生んだ。それが本書
で、首に本書の述作をしるした序文（後掲）を附す。

本書の成立は風葉集（文永八年）以後、源氏小鏡（應永）以前と
考へられる。

果敢ない宿世に疲れはて、今は洛北小野の庵に勤行にいそむ
浮舟は、猶人戀ふる薫の烈しい執心と、母親の子を思ふ愛情とに、
ともすれば淨心も迷はされがちであつた。然しすべては空しく、た
だ便のみを、はかない縁のきづなとして交すのみで、浮舟は遂に小
野を出ようとはしなかつた。薫は浮舟を戀ひつゝも、今は懐妊した
女二の宮を慰められるのであつた。戀仇匂宮はこの事を知り得べく
もない。

掲出本は一八幅×一五・一、柄形胡蝶装、表紙は紺紙に金銀泥
で秋草雲霞を描いたもの。見返しは金箔押の龜甲模様、本文用紙は
鳥の子紙。

一面九行、一行一八字前後。序文は

これは、かのひかるけんしの御すゑにとまゝり給ひしかほる大
將ときこえし御あたりの事なれば、そのつゝきめいたるこ
そ、いとかたはらいたくつゝましかれと、ゆめノゝさには
あらず、たゞをのゝさと人にたつねあひ給ひたりしありさま、
こなたかなたの御けしき、くはしう見ける人のゆめのやう
なる御中に、あはれしひかたうおほえけるまゝに、なにと
なきふてのすさひにかききける

とあり、室町末期の書寫で、續群書類従本に少異がある。

尚桂宮本に小柄形胡蝶装「山ちの露」（三五三・四三）一冊がある。
同じく室町から江戸初期にかけての書寫。

源氏物語逸文注解（雲隠六帖） 二冊

一五四・二八

作者未詳、吉野朝前後の成立である。奥書には康平元年石山寺信
譽、元應元年藤原親兼等に依つて發見されたものとし、紫式部が菩
薩の秘本として石山寺に奉納し、他見を秘したと云ふ傳來を記して
ゐる。雲隠、巢守、櫻人、法の師、雲雀子、八橋の六篇よりなり、
巢守以下は宇治十帖の續篇をも兼ねてゐる。

掲出本は二九幅×二二幅、袋綴、表紙は緑無地、題簽は本寮後補
のもので「源氏物語逸文注解 乾（坤）」とあつて、乾は本文、坤は

その注釋である。本文は各帖毎に扉を附して「雲かくれ」以下
「やつはし六終」と内題す。「雲かくれ」の巻頭

かくてむ月の御ころおきてなと、例よりもいとこまやかに
のたまひをきてければ、そこらたのもしう見たてまつるに、
一日とらひとつといふに「惟光か子に惟秀とて御かたはらさら
す、かけより」けに、めしつかふまつり給へるたゝひとり御隨
身」をかへと御まへはかりにて、むかしおほゆるあしる」車の
なれたるに、したすたれかけて、たゞすはかりに、もの聞ゆへ
きとて出たまふ

と。「乾」巻末の二奥書は

雲隠六冊光源氏物語全部者也、雖然紫式部准史記評林、觀音
寶殿奉納之、誠一菩薩之秘本當寺重寶也、於淺漏之式部一心性
閑却者也、末代之住寺秘之寶之、後住之戒語而已

康平元戊辰正月日

石山寺住持 大僧都信譽

下官有新願參籠石山寺、滿六日曉有靈夢、替祈願給此六冊、則
於寶殿讀之、光源氏物語之始終全詳之、深哉々々、妙詞徹一
骨髓、予復秘之奉納清水寺寶藏者也

元應元年九月二日

正二位權中納言藤原親兼

源氏物語表白 一冊 桂宮本

五〇二・三九

一名「源氏供養草子」ともいふ。説經唱導の名才安居院法印聖覺
の坊に、或日上薦の尼御前が訪れ、年來源氏愛讀の結果、動行の妨
になるので、源氏物語の反古に書寫した法華經を持參し、これを供

養してほしいと依頼した。聖覺は經を禮拜して、表白をのべ、紫式
部の六趣の苦患を救つた。その歸途、尼御前を尾行したところが、
中の關白の女、准后藤原通子であつたといふ物語風なもので、源氏
全巻の巻名を折込んだ美しい假名の表白文がその中心をなしてゐる。
因にこの

桐壺の夕の煙すみやかに、ほつしやうのそらにのほり、はゝ木
の夜のこのの葉は、終にかくしゆの花をひらかむ、空蟬の
むなしき此世をいとひて、夕顔の露の命を觀し

云々にはじまる表白文のみは聖覺の作と傳へられてゐる。

源氏物語に對する毀譽褒貶さまざまの中に、源氏を猥雑な書とし、
そのために式部は地獄道に墮ち、六趣の苦患をうけてゐるといふ説
話（今物語・寶物集）が流行し、それに對する願文（漢文（後述作）
群書類從所收）表白の類が作成されたりちのいで、鎌倉期に於ける源
氏鑑賞批判の状態を窺知することが出来る。

掲出本は二八・三幅×二〇・五幅、袋綴、表紙は薄鼠色地の斐紙
に藍の鳳凰牡丹唐草模様。題簽は間似合の薄縹地に金描の秋草金砂
子の下繪に「源氏物語表白 聖覺作」とあり、本文用紙は斐紙。

一面一〇行、一七字前後、題簽、本文とも靈元天皇宸筆に係るも
ので、奥書はない。

尙他に桂宮本「源氏供養草子」（三五三・一一八）一冊がある。内
容は同じい。

第六 日記紀行

かな日記と隨筆文學

それ以前、日記は、男たち（智識人）によつて漢文様書かれてきた。書くところは日々書きつづ所謂日次の記と、或一つの公事乃至事件を單獨に書きしるす、所謂別記やうの二があつた。しかし和歌の流行は遂に草假名の發明となつて「男もすなる日記といふものを女もして見んとて」試みたものが土佐日記である。

土佐日記は日次記ではない。旅行といふ出来事を主題にした自己の記録感想で、かうした一事件の單一記には、生誕（紫式部日記）、御賀（安元御賀記）、崩御、即位、大嘗會（讀鼓典侍日記）行幸御幸（後宇多院御幸記）歌合（天徳歌合）等の公事に類するものと、旅行（土佐日記）戀愛（和泉式部日記）歌會等の私事に互るものに類別することが出来る。その内には一日にして終る事もあり、數日、數ヶ月に及ぶ日記もあらう。

平安朝日記の妙は女流のそれに見られる。これは又専ら事件を中心とした（別記様）歌物語の體をもつて現はれた。その日々の感激は歌となり、歌の由つてくる経緯を、事を中心にして記述すれば

誇張にすぎず内容の空虚さをきはだせる。しかも彼等の志向するものは、古典情趣を基調とした模倣追従でしかなかつた。

吉野室町期に入つて、京、畿内は戦亂の巷となり、莊園は崩壊し、地方豪族大名の族立となる。ために皇族已下京の公卿、文人、僧侶、連歌師等は難を避けて地方に分散した。これは又文化の地方傳播をきたし、地方と都會との交渉は前代の五畿海道の少地域から全国的に擴大された。一方前代にその兆のあつた歌枕名所探訪といふ古典に對する愛惜の情は漸くたかまり、數多くの紀行文學がものされた。戦亂は更に擴大し、全国的な争亂を惹起した戦國時代の代となり、徳川幕府の成立となつて終局した。戦國時代の軍隊移動、諜報情報の交換に伴ふ海陸交通路の整備、關所の廢止、野盜の減退は交通の安全と安易さをもたらしした。加之、經濟的庶民階級の擡頭は商人商品の流通交流を頻繁にし、殊に外來文化の中心地北九州長崎との往還、神宮其他の宗教的社寺參詣の流行は、全国的地理風土への關心興味となつて現れた。こゝに「竹齋」「東海道名所記」等以下の地誌紀行の流行となり、庶民階級の勃興、海外交易の發達、國學の隆盛は時代を反影した多種多様の紀行類を出來せしめた。

日記は本來自己の日々の行動と、それに伴ふ經驗、隨想とを表白した自照の文學である。これと同一性質をもつものに隨筆文學がある。自己の經驗を通した「心にうかぶよしなし事」を敘述編纂した枕草子、徒然草、方丈記によつて代表される一類は自照文學として、日記紀行文學と密な連關性をもつものである。

物語となり、日記ともなる。こゝに歌集、物語と日記文學の關聯性が認められる。しかし歌集は歌を究極とし、他は事を中心とする。又物語は事實よりもロマンを尊ぶに反し、日記紀行はあくまでも事實に即した自己の記録表白である。

王朝女流の日記は、主として愛情に纏はる事件をとりあげて、陰影のおほい、情趣ふかい追憶の美しさに於て表現しようとする。それが鎌倉時代に入ると、かゝる婉曲を極めつくした微妙な情趣（和歌物語）は次第に影をひそめて、知的な事件を主とした説話、紀行の文學に移行した。この期の「十六夜日記」「東關紀行」等に代表される紀行文學の盛行の原因として、政治財政が武家の手にうつり、鎌倉幕府の成立によつて、京（文化の中心）と鎌倉（政治の中心）との政治經濟的交渉、往還の頻繁、修驗道の發達に伴ふ交通路の整備が考へられる。

この期のものには方丈記のごとき、その一篇の構想組織に糸素れない整ひが見られる。文辭もまた、極めて華麗ならんとして和漢の故事を引用し、駢體の體を好む。この情から知への結構、修辭は鎌倉期以降の文學の特色であり、これあるがために、却つて修辭は

一日記紀行

天徳歌合（日記） 一册 谷・二五三

「内裏歌合」「天徳内裏歌合」とも云はれる。醍醐天皇延喜十三年三月十三日の亭子院歌合の四十七年後、村上天皇の天徳四年三月三十日、清凉、後涼殿の中間渡殿で催された歌合の假名文の記録日記である。

この歌合は前年秋行はせられた詩合「天徳詩合」に刺戟せられて計畫されたもので、御記に「去年八月殿上侍臣開詩合時、典侍命婦等相談合、男已開文章、女宜合和歌」とある。

本書は漢文日記（村上天皇御記、殿上日記）と假名日記二篇、歌合（二十番）とからなつてゐる。假名日記の二篇のうち初めが左方の記、後が右方の記であつて、左方記には負けた右方の狀を「左大臣して歌のかちまけのわざさせ給、かずおほくさゝるまゝに、くにてりのあそん（右方念人）いはむかたなしと思へり、又左のおとをうらめしとみやる」と敘し、翌朝「右の人かはらけとらすとてめすに、くにてりのあそん、なつきなんとてかくれ」逐電したと

しるしてゐる。この左右兩篇の間に「殿上日記雖注取分人之由、依無其名、就他日記書入」とある。これは後注が本文中に竄入したものである。又兩日記の前後に勅題、歌人方人、念人等が各々二月廿九日、三月十八日等の日附になつて別紙書に收録されてゐるのは、それら交

付された散状、交名等が一括された名残であらう。
掲出本は二七・九種×一九・五種、袋綴、表紙は鼠地に藍色で花、笠と櫻花を摺つたもの、題簽は素鳥の子紙に「内裏歌合天徳四年」。

本文用紙は楮紙。
一面一一行、二四、五字前後、歌及び題、人名一一行書、判詞一字下り、朱墨の異本校異がある。

異述したやうに漢和の兩日記、歌合本文(判詞)、作者歌數及び歌合についての太貳好古と朝忠(左方人)との贈答歌五首並に清慎公實頼その他の略傳とからなつてゐる。その内歌合本文の末に

是借得小野宮大臣(實頼)被云留、彼(後カ)日別書之」とあり、贈答歌の末に

本云「建治二年四月八日證本書寫畢

とある江戸初期の書寫本。尙本寮に同系統本二部(四〇五・九二と五〇一・五九一共に桂宮本)があるが、異本書入はない。

土左日記 紀貫之作 一册 桂宮本

五〇二・七三

貫之が土佐守解任後歸京のため、承平四年十二月二十一日、國司の館を出發し、大津(高知の西南)より舟により和泉を經、淀川を上つて翌五年二月十一日山崎に着き、十六日無事に着京するまでの五十五日間の路次(舟路)の記である。

この日記は假名日記の嚆矢とされ、女性に假託して記されてゐる。この方法は家集その他の日記にもよく見られる形式であるが、冒頭の言葉といひ、本文中の用語と云ひ、よく對比のもつユニアンスを

機智的にとりあげたことゝ、一貫する軽い諧謔の味ひは、作者の洗練された假智を思はせる。漢文體日記のもつ簡潔と含蓄とを生かしつゝ、しかも個々の人間の心理、生靈の描寫にも優れ、旅の苦しみと珍らしさ、亡兒を懐ふ悲しみと、歸京の嬉しき、更に世俗的な繁事と利害とに敏感な世人の氣持までも描きつくし、凡俗の世情、人間性とを諧謔と機智を交へて織りなした表現には、漢文體ではなし得ない所謂「女もしてみんとて」ものした貫之の試みは、和文日記、紀行文學といふ新分野を開いたものであつた。

恐らく本書は歸京後間もなく、改めて筆をとつたものと思はれ、その旅中の日毎の覺書と詠草を基として、意識的にかゝる形式にまとめたものと考へられる。

貫之は紀時文の父。延喜中に御書所預、延長八年正月土佐守に任ず、承平五年二月歸京、天慶二年或在周防か。(夫木抄、二十卷本歌合の和歌合抄)天慶三年三月玄蕃頭に任じ、同八年三月木工權頭、同年十月迄の間に歿すか。(忠岑、和歌體十種)

掲出本は二八・二種×二〇・五種、袋綴、表紙は薄藍色の斐紙に同濃色の菊唐草、七寶模様摺、同左上に金泥題簽に靈元天皇宸筆を以て「土左日記」と。本文用紙は斐紙。

一面一一行、日次改行、和歌同行、廿六、七字前後。卷末は

土佐日記以貫之自筆本故將軍家御物 今度密々自小河 依或人數寄 深切所望書之、古代假名猶科蚪、末愚臨寫、有魯「魚哉、後見

鞏察之而已、

明應壬子仲秋候

亞槐藤臣判(三條西)

此本自三條羽林實條傳領之記、筆者「遺逸院内府實隆公嫡男東大寺西室院公願僧正」歟、尤可秘藏之、

天正十八年林鐘中漸

也足子素然朱印(中院)

此一册、依仰以貫之自筆本、不違一字「令書寫之、及數反改誤者也

延徳二年四月廿日

權大納言宗綱(松木)

右奥書有之、以勅本不違一字令書寫、「遂勘合了、尤可謂正本者也」慶長十一年四月十九日

此本式部卿宮(八條宮智仁親王)御筆也、予亦不違一字即時書寫之

元和四年九月四日

實顯(阿野)

右一册以中院黃門通村卿本校合了、以朱所付「右之本也、朱ノ小書北島羽林(通村弟斐顯)筆也」元八、八、十七日 實顯

延長八年庚寅土佐の國にくだりて、承平五年乙未「京にのほりて、左大臣殿、しら河殿におはします」御ともにもうてたる、歌つかふまつれとあれ」はよめる、

百草のはなのかけまてうつしつゝ」をとまかはらぬしら河の水右貫之集第六卷にあり、此間六年也、「彼日記者此時にあらざる歟とみゆ

と。見るが如く、松木宗綱本の轉寫本(實顯筆)を底本とし、中院

通村傳持の西室院公願筆本を以て校合したものの。本文中朱を以て對校、句讀、聲點を施してあるが、右は左近衛少將(羽林)北島親顯の西室本による校合書入を示すものか。

土佐日記の諸本は、大略(一)定家筆本系統(尊經閣本等)、(二)宗綱筆本系統(陽明文庫本等)、(三)實隆本系統(三條西家本、群書類從本・妙壽院本等)、(四)爲家・爲相本系統(池田本等)の四に分けられるが、掲出本はその(二)を底本とし、(三)を校合本としたもので、いづれも貫之自筆本の轉寫に係り、同本の「和歌非別行定行に書之、聊有闕字、哥下無闕字、而書後詞」(定家筆尊經閣本奥書)の體裁に照合する。掲出本は一月八日及び同廿日の項に脱落があり、校合本により補はれてゐる。江戸初期の書寫本。

他に同じく實隆本系統として、その末流妙壽院本に屬する新上西門院(靈元天皇中宮)筆應司本一册(鷹・七三〇)がある。卷末に「明應壬子仲秋」の實隆の奥書及び「延長八年庚寅土佐の國に」云々の貫之集引用の考證奥書の次に

右妙壽院以自筆本、朱句切假名「一字不違書寫畢、」尤可秘者畢、とあり、句讀、假假名を朱を以て施す。

本書の研究、注釋は江戸期に入つてから活潑になつた。それ以前のものとしては未だ偶目しない状態にある。本寮所藏の「土佐日記抄」(一五四・三七)一册は外題の一部が腐損してゐるが、宸筆と拜される桂宮本である。注釋書として種觀なもので、室町から江戸初期にかけての堂上學派の手になつたものと思料される。卷頭に

是は貫之土佐の國司に成て行て、京へ上る道の「記也、承平五年に上る也」

百草のはなの陰までうつしつゝ昔もかはらぬ白川の宿
貫之家集云、此歌は延長八年に土佐國に下りて、承平五年に京に上りて、左大臣殿白川殿におはします「御供にまうてたるに、歌つかふまつれとあれは、よると云々、」
にはじまり「系圖」として冬嗣以下時平の兄弟を主とした閑院流系圖、及び中納言梶長以下勝庭、承均まで、貫之を中心とした紀氏系圖をのせ、本文注釋にうつる。「おとこもすなる日記といふ物を、女もしてこゝろみんとてするなり」の釋文に

是まで發談也、貫之書たれとも、女の記たるやうに書也、さるにより女もして心みんと有、又眞名をば男文字、假名をば女文字と云也、此日「記もかなにかきて、女文字にしてみんと云説はあしき也

以下「やりてん やぶりすてんと也」まで二十六枚(一面一三行、一行二〇字前後)の注釋書である。本文中に譬へば「はぎにあけてみせける」の釋文に「むさき所なれば、はぎをかきあげさせて、つれありきみする也、はぎにあけて匠材チヤウサイ念ありく體也、はかまのすそ也、賀茂川をはぎにあけて渡るとあり」とあり、その他「追風の歌」の釋文にも匠材集を、「わすれ貝歌」には「藻鹽草」を引勘してゐるところから推して「匠材集」「藻鹽草」成立以後のものと考えられる。尙二個所に私説を併記してゐる。参考のために引けば

かうなから、こひ、けふになりける」も、あさましう、みたまなとみるにも、れいのつきせぬ」ことに、おほゝれてそ、はてにける、(年)のはてなれば、よ」いたうふけてそ、たゞきくなる、とに、本に

と天延一年歳暮にいたる三年間の記事に終つてゐる。前後二十年間の道綱母(倫寧女)の二十歳前後から四十餘歳に及ぶ間の、忍苦にみちた王朝女性の生活體驗であり、作者が兼家(太政大臣准三后)の愛を得てから、次第に愛のうすれゆく女性の苦惱と、そこに伴ひい諦観と、一子道綱への限らない母性愛にのみ生きゆく推移を描いたものである。

序、結びともみられる首尾照應する二文を具有する上巻は、明かにこれのみで完結した構成をもつてゐる。蜻蛉日記として完結した作品、自敘傳的物語とみることが出来る。それに對して中、下の二巻は詳細で日次の記述が著しい。そこに本書の執筆年次を推定する示唆がある。即ち上巻は安和二、三年の頃、その半生をふりかへつての告白であり、中、下の二巻はこの上巻をうけて更に書綴つたものであらうと。

寫實的な自敘傳小説にちかく、陰影にとんだ克明なその女性の心理描寫は、源氏のすぐれた寫實性と心理描寫へ強い影響をあたへたものであつた。

作者道綱母は陸奥守藤原倫寧の女(三人姉妹の末女か、次姉は更科日記作者孝標女の生母)、歌人長能の妹でもあつた。母は長能と

おさなくそある 心はおさなき也、私に云、此おさなきは「

たゝ年の程よりは、ちいさき子の事なるへし

ぬさのちるかたに御舟すみやかに 私、西國より東へ」歸れ

は、ぬさのなかるゝことくとといふ心歟

いほぬし 一册 桂宮本

別名「増基法師集」。本文は第三私家集一二二頁参照。

蜻蛉日記 藤原道綱母作 三册 桂宮本 桂・五二

平安かな日記の先驅をなす土佐日記に對し、女性の筆になる生活記録の最初のものであり、以後榮える平安女流日記に一つの型をつくり出したものである。

上中下の三巻からなり

かくありしときすきて、世中にいとものはかなく、とにもかくにも」つかて、よにふる人ありけり、かたちとても人にもにす、こゝろたまし」ひも、あるにもあらぬ平凡な一女性(藤原倫寧

女)の生活にはじまり、兼家との馴れそめから一子道綱をもうける戀愛の経緯、天曆八年から安和元年に及ぶ十五年間の出来事を記し、「かくとし月はつもれど、思ふやうにもあらぬみをしなげ」ば、こゝろあらたまるもよろこばしからず、猶ものはかなきをおもへば、あるかなきかの心ちする、かげろふのにき、といふべし」と本書の命名をのべて上巻を結んでゐる。中巻は上をうけて、安和三年から天祿元年の三年間、下巻は「かくてありければ、天祿三年といふめり」以下

同じく刑部大輔源認の女。作者のその他の経歴は本書以外に所傳はない。たゞ小右記長徳二年五月二日に「新中納言道綱亡母周忌法事」の記事があつて長徳元年五月二日歿(六十歳前後か)かと推定されるのみである。

掲出本は二八・一編×二〇・四編、袋綴、表紙は淺黄地に草花紋の唐草模様、左上の題簽は金砂子雲霞文様に桐花金描の下繪に、靈元天皇宸筆で「蜻蛉日記 上(中下)」と。本文用紙は斐紙。

一面一三行、一行二七、八字前後、歌二字下り。江戸初期の書寫。本文は他の諸本に比して、誤脱すくなく整つたものである。下巻々末に

佛名のあしたに、ゆきのふりければ

としのうちにつみけつにはにふる雪はつとめてのちはつもらさ

らなん

にはじまる作者の歌集が附載されてゐる。これは所謂「道綱母集」「傳大納言殿母上集」とよばれる作者の私家集であつて自撰ではない。巻尾に「こゝろえぬところ」は、本のまゝにいとけかり、費のうたは日きにあればかゝず」と親本の奥書をのせてゐるが、これからの日記と歌集とが別々のものであつたことが判明する。その次に「傳大納言道綱大入道殿(兼家)二男」として春宮傳道綱の略傳を記載する。

和泉式部物語 一册 桂宮本

一五四・五四

又の名を「和泉式部日記」とも稱し、冷泉天皇皇子帥宮敦道親王

との戀愛を三人稱をもつて物語風に記したものである。

帥宮の御兄爲尊親王との戀のなかばに、宮の薨去に遇ひ、いたましい傷心に

夢よりもはかなきよの中をなけきつゝ、あかしくらす」ほとに、はかなくて四月にもなりぬれば、木の下くからかり」もてゆく頃、(長和五年)弟宮帥宮からのゆかりの便りが届けられる。こゝにこの日記は始る、そしてかたみに和歌をとり交すうちに、お互ひの愛情は濃やかになり、翌寛弘元年一月「こゝろうき身なれば、すくせにまかせて」式部は帥宮の家に伴はれて行く約一年間に互るこの戀愛に對する式部のありのまゝの心が記されてゐる。世の浮名をおそれながらも、戀に生き戀に遊ぶ平安女性の生活のあらはな記述でもある。

多感な式部は大江雅致の女として生まれ、一見奔放な戀愛生活に終始し、初め和泉守橘通貞に嫁したが、離れて、年若き彈正宮(爲尊親王)のもとに走り、その悲戀の傷心もいまだ癒えぬ翌年、その御弟にあたる帥宮との交渉が始められた。帥宮敦道親王薨去(寛弘四年十月二日御年二十七)の後、上東門院彰子に仕へ、又藤原保昌に再嫁し、萬壽四年以後再び離別、後は詳かにしない。式部の一生にはこの他種々な艶聞のあつたことは、家集、紫式部日記等によつて知られ、それらが様々に潤色されて傳説の式部が創作された。しかしその天稟の才能は烈しい情熱の純一さにつゝまれて、和歌に日記に優れた文學作品を残した。

この書の成立には確證はないが、恐らく寛弘四年十月帥宮薨去後、帥宮關係の贈答を基にして増補し、第三人稱の物語風に潤色したものと考へられる。歌は一四五首。

掲出本は二八・一類×二〇類、袋綴、表紙は薄縹の斐紙に同濃色菊唐草、七寶模様摺、同左上に龍文小短冊型の題簽に「和泉式部物語」と。本文用紙は斐紙。

一面一〇行、二二、三字前後、歌二字下り。無奥書の江戸初期の書寫。本文所々讀合せ書入れ直付され、なほ勅撰集の入集歌に集付がある。

本日記の諸本は大略應永本、三條西家本及び扶桑拾葉集本(群書類従本)の三系統が挙げられるが、掲出本は應永本に屬する。

紫式部日記 二卷

この日記は中宮彰子の御産、皇子生誕を中心とする年序を追ふた記と、その間に混入した消息文の二より成つてゐる。そしてこの二つを別々のものとする説と、消息の部を日記の一部と見做す説とがある。消息の内容及びそれより推定される年次から考へると、現存日記そのものが完本でなく、一度散佚したものを、後人が日記及び消息をとり纏めて綴り合せたものと考へられる。その一の推定材料として日記歌(私家集「日記歌」参照)がある。そのうちに現行日記にない歌(集にはある)が若干含まれてゐる。

日記の部は寛弘五年七月(一條天皇御時)式部の宮仕へした上東門院中宮彰子(道長の女)がお産の爲、里歸りされた折の記。「秋

のけはひの立つまゝに、土御門殿(道長私邸)の有様いはむ方なし、池のわたりの木末ども、遺水のほとりの草むら、おのがじし色づきわたりつゝ、大方の空もえんなるにもてはやされて、不斷の御讀經の聲々哀れまさりけり」に筆をおこし、敦成親王(後一條天皇)御誕生、御産後の儀式、五年十一月御母子の御入内等を根幹とし、翌寛弘六年正月の公事までを記すが、その寫實的描寫のうちにあつて、特に家庭の人としての道長はよく描き出されてゐる。

消息の部は日記の寛弘六年正月三日と十一日の間に混入し、同僚和泉式部、赤染衛門等及び皇后定子(道隆の女)方の官女清少納言等を鋭く批判し、その間式部の處世觀、藝術觀を示したものである。微細な觀察と精密な筆は當時の風俗、人物をこまかに描きわけて、華やかな宮廷生活のうちにも、彼女の宿命的な哀愁と餘情とを湛へたもので、彼女に源氏物語の作のあることが偶然でないかと考へられる。又文學作品としてのみならず、當時の社會、風俗、式部其他女流の傳記を知る上にも貴重な資料と云へる。本書の傳本は少く、伏見宮邦高親王筆本の系統のみが流布してゐる。

更級日記 菅原孝標女傳 一册 桂宮本 五一五・二四

あづまの僻所に、その地方官の娘として生ひたつた作者が、十三歳の九月三日、(後一條天皇、寛仁四年)父の解任と共に、上總から家族共に京に出で立つ敘述に始り、京の生活、夢に描いた宮廷、戀愛の生活等女の一生をしるし、年五十一にして夫橘俊通におくれた淋しい寡居の狀に筆を止め、その間歌八十八首を含む。凡そ四十年

間の心の記録である。

書名は、作者の寡居の心境をその期に示した「月もいいでゝやみにくれたるをばすてになにとてこよひたづねきつらむ」の「をばすて」と觀じたゆかり、及び夫の任地等によつたものと思はれる。

見るが如く本書はかなり長い東路の紀行と、其後の日記を併せもつたもので、夢幻と憧憬にみちた一少女が、やがて育ちゆく過程に、冷い現實生活に幻滅と苦惱を感じ、夫の愛に一喜一憂する夫婦生活に懊惱し、寡居の後には神祕と信仰に生きた生活記録で、作者孝標女のきはやかな浪漫的性格を表出したものである。そして華やかな宮廷と、優美な戀愛を叙した他の多くの王朝女流日記に比し、之は又つゝまじやかな作者の夢多い思ひの追想であつた。

作者は菅原孝標の女、一條天皇の寛弘五年に上總で生れた。時に父は上總介。母は歌人藤原倫季の女(長能はその兄)、育てられた繼母も高階氏出身の歌人である。祐子内親王(後朱雀帝皇女)に仕へ、やがて三十七歳にして橘俊通(信濃守)に嫁し、五十一歳(天喜六年十月五日)の時、夫に後れた事までが明らかにされてゐる。

掲出本は一六・八類×一五・二類、拵型胡蝶装、表紙は藍色鳥の子紙に金砂子散し、中央の白題箋に「更級日記」と。本文用紙は鳥の子紙。

一面一〇行、本文一五字前後、歌二字下り二行書。卷末に作者及び孝標、俊通、資通(作者の男友人)の略傳を記し、

先年傳得此草子、件本」爲人被借失、仍以件本書」寫人本更書

留之、傳々之間」字誤甚多、不審事等付朱、若得證本者見合之、爲見合時代、勸付舊記等

と定家の書寫奥書及び後西天皇の「寛文二臘六日一校了」の校記をもつ。即ち本書は内容體裁共、御物定家自筆本の忠實な臨模本。七ヶ所の錯簡も同様である。寛文二年前の寫。

本書には異本がなく、流布本は悉皆御物定家筆本を祖本とするもので、定家本の有する錯簡により、最近まで本文が誤まられてゐた。他に袋綴桂宮本（五〇二・七〇）一冊がある。

成尋阿闍梨母日記 二卷一册 桂宮本

又「成尋阿闍梨母集」とも、本文は第三私家集七八頁参照。

たまきはる（建春門院中納言日記）一册 松岡本 二〇六・七四九
たまきはるのちをあたにきししかと」君こひわふるとしはへにけり

あるかなきかのみのはてに、時のまも思しつめ」むかたなきかなしとの、身にあまりぬるはては、まことにしのびもあえぬ、うつし心もなき心地の」みすれど、かぞふればなからへにけるほども心うし

にはじまる建春門院遊子（後白河天皇女御）に奉仕した建春門院中納言（俊成女）の回想記で、前半は建保四年から七年の間、作者六十餘歳の頃になつたものである。

本書は二部に分れ、前半は建春門院に奉仕した仁安三年から、門院崩御の安元二年までの九年、後半はそれより七年後壽永二年から

建暦元年まで八條院（後鳥羽天皇皇女）に奉仕した二十九年間の追懐を敘したものである。前半の終に

本云建保七年三月三日書了、西おもてにて、ひる」つかた風すこし吹に、少納言殿によませま」いらせと」

是は存生之時令書「」存生之時不見此草子、歿後所見及也、高橋殿南」向にて老病之後狂事歎、以養子之神尼令書」云々、文章詞體不尋常、雖恥披露、暫不破」却

これは、みなのちに入道との、かきそへさせおはしま」したる事ともをかきつく

と作者自身の書寫奥書、定家の識語及びその後本書々寫の別人奥書の三があつて、本書は元來作者自身の筆になり、定家の修正が加はつたものであることが判明する。後半の冒頭に

是以下は遺跡反古之中、以自筆書寄

はしめもはてまなきいたつら事を、なにとなく」かきすてられたりけるをみつめて、あとなる人の書」つくるなり、きれ／＼さん／＼ゑらひあつめて、かきうつす

の前書があつて、同じく作者の遺稿をもとにして、後人、恐らく定家が編纂修正したものであつたらう。

仁安三年門院立后の頃、初めて宮仕へした十二歳の作者の初々しい心の動き、御所の年中行事、嘉應二年朝親行幸の模様、承安四年御方違行幸の條等、平家の裏面史として興味ふかく、殊に悲運の麗人小督局の事、高倉天皇の御温情、安元二年後白河上皇五十御賀、門

院の崩御の事、後鳥羽天皇御即位の裏面史、八條院の薨去、續いて春華門院（後鳥羽天皇皇女）の薨去等に涉つてゐる。

この日記には「右京大夫集」の如き作者の心理的な感情の綾は見られないが、豊かな文藻を十二分に發揮して、當時の宮廷の公事儀式の様、女官の服飾等には殊に繊細な注意が向けられてゐる。殊に本書は近年初めて紹介せられ、平安から鎌倉へかけての女流日記に新に加へられるもので、風俗史上、又史學上貴重な文獻であるばかりでなく、文學的價值も大きい。

建春門院中納言は藤原俊成の女、定家の姉で建御前と稱した。保元二年生、十二歳から二十歳まで建春門院に奉仕、門院崩御の後宮仕を退き、廿七歳再び出で、八條院に仕へ、春華門院の御養育にあつたが、建暦元年八條院薨じ、續いて春華門院も薨じたので宮仕を引いた。建永三年五十歳で出家、歿年は未詳である。

掲出本は二七種×一九・三種、袋綴、表紙は丁子引の楮紙。「たまきはる」と外題、本文用紙は楮紙。

一面一〇行、一行三〇、一字前後、歌二行書、金澤文庫本の悪い臨模本である。奥書に

乾元二年二月廿九日書寫校合畢、此草子者建春門院中納言書之、俊」成卿女云々」

とあつて、巻尾に原本表紙の實物形状をしるしてゐる。

信生法師集 一册 桂宮本
鎌倉下向及び信濃紀行。本文は第三私家集一二頁参照。

いさよひの記 阿佛尼作 一册 桂宮本 一五一・四八

又十六夜日記、古くは「阿佛道行」「路次之記」とも云はれる。

藤原爲家の歿後、和歌宗家領有の播磨國細川の庄の相續争ひ（長子爲氏と阿佛の子爲相と）により、阿佛尼はその訴訟のため單身、鎌倉に下向する。その時の記事紀行がこの日記である。書名は出京の日（建治三年十月十六日）と、度々文中に「いさよふ月」とある詞によつて、後に付けられたものと考へられる。

先づ争ひの原因として

昔壁の中より求出たりけむ文の」名をは、今の世の人の子は夢はかりも」身のうへの事とはしらさりけりな、み」つくきの岡の葛葉かへす／＼も書」をく踏たしかなれとも、かひなき物」は親のいさめ也、

と、人の子の孝道の薄きに筆を起し、鎌倉下向の動機を記し、爲相等の子女との惜別の情をつくす序に始り、神無月十六日粟田口を出立ち、途中東海道の風物を歌枕風に綴つて、同廿九日鎌倉に辿りつく路次の記、及び訴訟の判決を待つ鎌倉の寓居「月影が谷」に於ける翌四年秋頃までの、京都との往復の歌文を綴つた後記との三部分よりなり、末に述懐の長歌を記して終つてゐる。

その母性愛と、訴訟に對する強い意志は王朝女流作家にはみられない所であるが、古典に培はれた教養と、遠く故郷と知人との離れた心境は、やはりその筆致に女性らしい懐古と感傷とを宿してゐる。

阿佛尼は依度守平度繁の女、初め安嘉門院（後堀河天皇准母）に

仕へ、四條と號す。爲家の後妻となり、爲相(冷泉)、爲守等を生んだ。爲家の歿後(建治元年)出家、阿佛尼若しくは北林禪尼と稱し、爲相等の養育に専念し、「夜の鶴」「庭のおしへ」を著はしたが、前記訴訟の結末を見ず、弘安六年鎌倉に歿した。

尙、十六夜日記と照應するものに「うたゝねの記」がある。これは阿佛の若い頃の遠江の紀行であるが、本書の三河、遠江路次で「昔見し心地するに」とあるのは、これをさすものであらう。

掲出本は一七種×一七・六種、拵型胡蝶装、表紙は楮紙に紺の吹染文様、同中央に「いさよひの記」と外題。本文用紙は綱目、唐草、菊花散し等の模様變り布目五色紙。

一面一〇行、一七字前後、歌一字下り二行書、卷末に「のころより限とかこちけると云所の」裏書、即ち播磨の越部庄についての裏書、及び阿佛の略傳を記し、卷尾に「明暦二年二月九日一校了」の校記があり、文中所々校合書入直付が施されてゐる。江戸中期の書寫本。

猶他に字數、行數を同じくした同桂宮本一冊(一五一・四七)及び他の谷森本一冊(三五・三六九)がある。本書にはことだつた異本はないが、掲出本は流布本に比し、語句に小異がある。

この日記の類本として「阿佛吾妻くたり」一冊、松岡本(二〇六・五六〇)は卷末奥書に「十六夜日記」の草稿と稱し、内容文體共類似してゐるが、訴訟なつて歸宅する記事も見え、明らかに後世の偽作と斷ぜられる。

竹むきの記 日野資名女作 一冊 二五三・二六九

元徳元年十二月東宮(光嚴天皇)の御元服に筆を起し、元弘元年八月廿四日後醍醐天皇の禁裏御退出、九月廿日光嚴天皇の踐祚並に即位、正慶二年五月七日六波羅陥落によつて後伏見、花園兩上皇と共に近江行幸、同六月末(前後三年半)までを上巻とし、下巻は建武四年十二月二十一日、己が一子西園寺實俊のまな始、父日野資名の薨夫、貞和四年十月光明天皇の御讓位、花園天皇の崩御、翌五年三月廿五日、十五歳の實俊が補中納言に昇進する歡びに(約十一年半)筆を擱いてゐる。上、下巻の間に約四年半の空白がある所からみて、中の巻を缺失してゐるかとも疑はれる。

書名は紫式部日記、和泉式部日記に倣ひ、著者の呼び名によつてゐる。下巻康永元年の條に「ことに成就心院は、座をさまさぬふだんのつとめ、げんでうの御願なれば、安貞二年十一月に始をかれけるより、いま貞和五にいたるまで、一時もたいてんあることなし」とあるところからして、下巻最終記事三月以降、その年の間に書きしるされたものであらう。

本書は吉野朝以降室町期の數少い王朝女流日記の流れをくむものとして貴重な作品で、増鏡をうけて歴史物語的性質を多分にもつてゐる。

竹向は權大納言日野資名の女、西園寺公宗に嫁したが、建武二年公宗謀反により出雲に配流の時、公宗から形見として琵琶譜一卷を授けられたことが大平記に見えてゐる。公宗處刑の後、遺兒實俊

の養育に専念した。延文三年二月二十二日歿(愚管記)。

掲出本は一六・七種×二三・四種、美濃半切横本、袋綴、表紙は蝶散し模様で、金箔散しの題簽に「竹むきの記上下」と合冊。上野圖書館藏本の影寫本である。一面一三行、一行一六、七字前後。

伊勢參詣記 坂十佛作 一冊 一五四・七一
内題に「伊勢太神宮參詣記」とあり、康永元年(吉野朝)の太神宮の參詣記である。

上古以來國家の宗廟として朝廷の尊崇は勿論、庶民に至るまでの崇拜の焦點であつた兩宮には、參詣者は他に比すべくもなく多い。この參詣の盛行は必然的にこれが感激の記録となり、路次の覺書、記して一の參詣紀行文藝として生れるのである。中世以降これに先行する幾かの參詣記録、紀行はあるが、本記はその傑出したものであり、醫師であり且つ和歌連歌の道にもすぐれてゐた十佛によつて著はされたものである。

康永元年十月十日あまりの比、太神宮參詣の心「さしありて、伊勢國安濃津と中所に着て待りし程に、古郷にて聊見侍りし人のとゝめ」申し、かは、旅の心をもたすけんとして、兩三日逗留し侍りぬ

と、伊勢參詣の途次安濃津から筆をすゝめてゐる。山田三寶院に着くまでの旅行記は簡略にしたがひ、専ら伊勢内外兩神宮とその近傍の遊覽の記で、所々の歌會、連歌會等を中心にしたものである。終りに三寶院に於て「兩宮法樂の連歌はいまだ聞及ば」ぬといふ法樂

連歌一卷を賦したことを記し

かくてとゝまはりはつへき身にし「あらねは、歸洛の道におもむく日、ふる」さと人の家つとにと紙のうへにすみ」をつけて、袖の内の寶となしぬ、一隅」を守る筆作の拙ことをはちさるに」はあらず、兩宮をあかむへき記録の尊」ことをしらしめんかため也、

と筆を結んでゐる。駢體對偶の句多く、和漢混淆の文體は洗練された簡潔さで終始し、連句的修辭、表現には又新しい室町期の味合ひをもつたものである。文中萬葉假名を用ひて、長歌、漢詩等を交へてゐるのも特色である。

掲出本は二八・三種×二〇・四種、袋綴、表紙は渦雲龍文模様、左上に靈元天皇宸筆で「伊勢參詣記 十佛上人」とある。但し作者士佛は十佛を誤つたもの。

一面九行、一行一五乃至二〇字前後、歌二行、漢詩二句一行書、無奥書の江戸初期の書寫。

他に壬生本(F一〇・五四七)一冊(晴富筆)及び鷹司本(三五〇・七七)一冊の片假名本がある。

ましまのすさび 二條良基作 一冊 桂宮本 五〇一・七四八

「小鳥の口すさび」又「美濃行幸記」とも云はれる。文和二年六月七日、南軍のために後光嚴天皇は禁裏を出られ、良基の押小路第に、更に延暦寺に遷幸、十三日坂本を経て美濃國小島に京都の争亂をさけ給うた時、關白前左大臣二條良基は勅書を賜は

り、御後を慕ひ小島の行宮へ伺候する折の紀行と日記である。卷末に

かやうにためしすくなかりつる世のしき、後のものかたりにもとおもひて、ありのまゝの事を、旅ねのつれづれに忘しと、たうかみのはしなとひきやりて、書付侍る事もいとみくるし、すきゆくかたは、わすれかたきならひなれば、かゝる一筆のことの葉も、をのつから忍ふ草のたねとは、なとか成侍らさらむと結んでゐる。

同年七月廿日あまりの早朝、小倉山麓、中院の草庵を出で「二、三日のみちを五、六日の程にやみく／＼からうじてをじまに」着いた紀行と、それ以後度々行宮へ伺候し、和歌、連歌のあそびの様、又鎌倉より大納言尊氏の來渡、垂井の行宮に於て尊氏の賜謁のさま、やがて九月十七日京への還幸に従つて歸京するまでの、三ヶ月許りの間の事を記したものである。

掲出本は二八・一冊×二〇・四冊、袋綴、梶子色地に藍色の鳳凰唐草模様摺表紙、題簽は金砂子に金描草木の下繪に靈元天皇宸筆で「をしまのすさひ」と。本文用紙は楮紙。

一面一〇行、一行一七乃至二二、歌二行書。奥書に

此さうしはをしまにてかきたりしまゝなる、あまりにいふはかりなき事ともおほし、「歌など日記なすへし、めいは内の御方」の御手也

とあつて、原本の外題は後光嚴天皇御親らの宸書であつたらしい。良基公 御判

その奥に

依持是院法印權大僧都見素、不省春蚓「秋蛇之嘲、終書功矣、」右本者後普光國攝政殿述作也、以彼眞筆本將軍家御本臨寫之校合之、尤可謂證本者歟、

文明第二之曆蜡月上流左近衛權中將藤原朝臣判かきをきしむかしを「きくも君かすむ」國におさまる「道はありけり」

寫本云「此一冊者於西國之旅居、一覽之」次、所染禿翰也、依爲念本卒模」寫之、追可清書而已、比興々々

天文廿一年閏夏正十又九戸部尙書郎藤判と細川藤孝の奥書ある江戸初期の書寫本。

きぬかつきの日記 二條良基作 一冊 桂宮本 一六三・八〇九「貞治二年御鞠記」とも云ふ。

後光嚴天皇の御代、貞治二年五月十一日、禁裏に晴の蹴鞠御會が催された。これは後伏見天皇の御代以後久しく中絶してゐたのを再興する意味の晴の御會で、それだけに先例故實を匡して催されたものであつた。その時の顧問役であつた前關白二條良基が、衣かつぎした一女房の見聞に托して記した草假名の記である。

掲出本は二一・九冊×一六冊、胡蝶裝、表紙は藍色丸文章花唐草模様摺の鳥の子紙、題簽は丹地に藍色龍文摺に「きぬかつきの日記」。本文用紙は布目鳥の子紙。

一面六行、一行一五、六字前後。終に鞠場の圖、「參仕人々」の交

名を附載。

寛文十年二月九日於「燈下塗書寫之功者也」とある書寫本。

二條良基には公事その他の假名文が多く、「おもひのまゝの記」(公事)、「さかき葉の日記」(春日社)、「永和大嘗會記」「さかゆく花」(永徳元年室町第行幸記)、「小島のすさひ」等の作があるが、本書と特に關係のあるものに、一條兼良の「雲井の春」和學講談所本(一六三・八三〇)一冊がある。雲井の春は本書に倣つて、後花園天皇享徳二年三月二十七日の蹴鞠御會の様を叙した假名記である。

道行觸 今川貞世作 二卷一冊 桂宮本 五〇二・七四

應安四年正月九州探題となつて、陸路九州に赴く間の紀行である。

きさらき廿日の夜ふかくかすみつゝ、山のはちか「き月影に、中なる川うちわたすほと、袖のしづく」いとところせき、たひの衣のあさたちをむるに「かくしほれぬるに、まいて行すゑの八重のしほちの」かいのしづくおもひしられたり、

にはじまる。即ち二月廿日京都を發ち、初めて見る沿道の歌枕名勝等を賞しつゝ、五月十九日安藝國に入り、九月二十日嚴島に詣で、廿四日周防の國府に着す。九月一杯は國府に留まり、十月七日そこを發つて長門國に入り、十一月廿九日赤間が關に到る間の、詠草を交へての名勝舊蹟賞遊の記で、上巻は京都進發より安藝國沼田着、中巻は八月廿九日、沼田發から長門の國府着まで、下巻は同じ國府

から赤間關まで、その奥に「是は中巻の奥書也」と細書して

此草子おもひの外に京や鎌倉に人のもて「なし侍るとて、かたしけなく、院の御製」よりはしめて、宮々大臣公卿殿上人まで、この「うちの歌を和して、一句をかきそへられ」たり、鎌倉にては、寺々の長老など皆以「一首の詩をくくられるは、今はひけし侍るに」及はず、はしめたひく、自筆に書付しは、あなた「こなたひきちらされ侍て、又今かきつくる」ほとに、ちうふ氣の右筆、いと文字かたみえ侍らす、はつかしくは、かはしき事なり

と。次に

此草子たひく、自筆に書付畢、雖然皆以「他のために引うしなふによりて、又書と」めり、もとより鳥の跡みえわかぬうへに、此一兩「年より右筆不叶間、殊更文字形不見歟、」

永和四年三月十八日、於筑後國竹野庄内書「道寺陳書之了」都よりつくしに下侍るほと路の事を「馬上にて書付たり」

了俊

の自跋があつて、本書の成立その他の事情が判明する。

掲出本は二八・四冊×二〇・五冊、袋綴、表紙は水色地に藍の菊花唐草七寶模様摺、題簽は金砂子地に金描菖蒲の下繪に、靈元天皇宸筆で「道行觸 上中下」とある。本文用紙は斐紙。

一面一〇行、一行二一、二字前後、歌二行書、無奥書の江戸初期の書寫。

今川了俊には本書の他に、康應元年三月四日足利義満の嚴島詣に
 随伴した折の海路の紀行「嚴島詣記」(群書類従本) 松岡本(二〇六・
 七〇〇)があり、「了俊日記」(應・四六三)がある。了俊日記は、
 日記紀行の類とは異なり、「和歌をよむ事古人達さま」にをしへ
 候を、餘多披見して、よく心をしづめて味中候へて、其歌の心
 むけ、言つゞき、てにをはのおきやうなどを、み習候へば、次第次
 第に心付也」と説きおこす歌學書である。歌言葉の注解を中心にし
 た歌作法書で、終に「連歌道事」を附載してゐる。その初に、
 愚老かむかし三十歳以來、如形歌奇初て、先願覺房に大方様
 を習、そのうち教済に時々聞しかとも、たち入ては不習き、
 周阿法師にそ口傳して、連々一座にもまじりて、句遣以下
 をも細々に聞て待しかは、ひたすらにかれか風躰を如形まな
 ひ得て侍き
 と傳記的な敘述がある。

大嘗會備名記(成恩寺關白記) 一條經嗣作

一卷 應司本 二六六・一〇五〇

應永二十二年十一月執行せられた稱光天皇の大嘗會についての、
 成恩寺關白一條經嗣の假名記。

巻頭に序文

それ我朝は神國なり、神明あとをたれ給ふゆへに、恒例臨時の「
 中祀小祀いまにおこたらす、あまつやしろくにつやしろ夜のま
 もり日のまもり」ときはかきはに賣位うこきなければ、代々の

聖主文武の道をおこし、禮儀のまつりことをたしくし給ふ
 も、ひとへにこれ神徳の威光に」よりてなり

云々にはじまり、同年四月の悠紀、主基の國郡卜定から筆を起し、
 十月廿七日の御輿のための行幸から記事は詳細にわたる。そして十
 一月二十二日の巳日(悠紀)、二十三日辰日(主基)の節會、二十四
 日午日の豊明節會までを巨細にしるし、「これ程の事をたゞ心のう
 ちにくだし侍らんもあたらしくて、見をよび、きゝをよびしまゝ筆
 にまかせて、そこはかとなくかきつけ侍り」といひ、「のちの鏡まで
 こそなくとも、あきらけき御代のためしには、などかならざらんと
 なり」と記述の意圖をのべて文を結んでゐる。しかしその事情は後
 掲の奥書によつて、將軍足利義持の所望に應へて書進したものであ
 る。

經嗣は二條良基の三男、一條經通の遺跡を繼いだ人で、その子に
 は兼良がある。延文三年生、關白現職の時准三宮の宣下を蒙つた人。
 應永二十五年十一月十七日薨去(六十一歳)。

掲出本は堅二二・一冊の長尺の卷子本。一行一七字乃至二七字前
 後。江戸末期の書寫。奥書に

此記六依室町殿御所望「博隆令書進給、兼宜勤」申次き、仍申
 出御中書令」書寫畢、

應永廿三年三月日「正二位行權大納言藤原朝臣(花押)
 とあつて、室町將軍足利義持の所望によつて、攝政關白(博隆)一
 條經嗣の述作、その折の執次が廣橋兼宜であつたので、その中書本

を借寫したものと轉寫本である。その次に

一本奥書「殿下御正本□下畢 關白家自書集給」□資廣判

悠紀所行事于時藏人右中弁藤原朝臣藤光

應永廿三曆孟春念五日

文正元年十月廿日書寫了

とある。町藤光(永享三年資廣に改名)の奥書をのせ、更に

此一冊「被借送、則馳筆」書寫功終、可祕藏之由令約了

明和元年十二月三日

權中納言藤判公麗卿

滋野井公麗筆本を書寫したものである。

葛風愚吟集

堯孝詠 一冊 桂宮本

五〇一・六九六

應永廿八年正月より十二月まで、即ち一年間の詠歌を中心とし、
 日を追ふた堯孝の覺書である。

公式、非公式の月次歌會、臨時歌會、或は友人師弟等の人々との
 贈答歌等が記され、著目すべき世事、或は出座しなかつた禁裏歌御
 會など欄外、行間に摘要注記してゐる。公卿では飛鳥井家、武家で
 は細川管領家を中心として催される歌會、社寺法樂並に歌人間の交
 友の状況が知られる。猶、群書類従に收められてゐる「堯孝法印日
 記」は文安三年正月より四月に至る歌日記であるが、體裁その他本
 書と全くおなじ趣である。

いふが如く本書は堯孝の一ケ年毎に集められた私家集の一部分で
 あつて、純粹な意味の日記文學とは考へられない。しかし和泉式部
 日記が日記と物語との中間に介在するが如く、本書は次第に歌集が

備忘的な記録にかはり、歌日記的傾向が多くなる吉野朝から室町期
 にかけての一つの傾向を示すものである。私家集の項の自撰家集の
 内「一の二」の「記録備忘」の一類と共に、一文學形態として考察
 される。

堯孝は頼阿の孫、二條家の血脈をうけた室町初期の歌人、後に和
 歌所開闢となつた。康正元年七月五日寂、(六十五歳)

掲出本は二八・一冊×二〇・五種、袋綴、表紙は梶子地に菱花唐
 草文様摺、題簽は龍文模様藍摺に「葛風愚吟集」と靈元天皇宸筆。

一面一二行、歌二行書、詞書一字下り、歌題は歌頭に行間に注す。
 無奥書の江戸初期の書寫本。

關 關 河 一條兼良作 一冊 桂宮本 五〇一・七八七

應仁大亂をさけて、子尋尊を頼つて、奈良興福寺成就院に寄寓し
 てゐた兼良は、美濃國持是院齋藤妙椿の再三の招請によつて、文明
 五年五月美濃に遊んだ。

五月二日奈良をたつて大津に出で、湖を北上し、五日、朝妻に着
 し、陸路して八日岐阜の齋藤妙椿の稻葉山の宿所についた。歌會、
 饗應、名所探訪をなし、廿八日夕奈良に歸着するまでの紀行である。
 巻頭

胡蝶の夢の中に百年のたのしみをむさぼり、「蝸牛の角のうへ
 に二國のあらそひを論す、よし」といひ、あしといひ、たゝか
 りそめの事そかし

にはじまる群書類を用ひ、修辭結構共に漢文臭を帯びた室町期一流

の擬古文である。

文中に、諸國の大名が「新關共を世のみだれにことよせて、おもふさまにたてをきつゝ、旅行のさはりとなりぬ」と關所の濫立を嘆き、五月十一日大亂東軍の將細川勝元の死を聞いて「國のさかひ、又蜂起することもやあらむ」と歸路の難をおそれなければならなかつた當時の世相も窺はれ、先の二條良基の「小鳥のすさひ」と共に、中世の紀行文學としては代表的なものである。

掲出本は二八・三編×二〇・五編、袋綴、表紙は梶子色に桐花文様、題簽は金砂子に金指水蓮の下繪に「關藤河」と靈元天皇宸筆。本文用紙は斐紙。

一面一二行、一行二乃至二六字前後、歌一行書。奥に于時文明五年無神月廿六日書寫之訖、今年五月上旬之初天美濃御下向之時、名所舊跡御歴覽之時之御作文、後成恩寺關白作也

公儀公母喪中假名記 三條西公條作 一冊 柳原本 柳・一八〇

三條西公條の母、勸修寺教秀の三女寶心院は、天文十八年正月十九日歿し、嵯峨二尊院に葬られた。本書はその間公條の記した假名記、即ち正月廿四日嵯峨に詣で、中陰法事、百ヶ日追善供養を執り行ひ、四月晦日に至る服喪中、折にふれ物にあたつて詠んだ和歌を中心にして敘述したものである。

掲出本は二三・五編×一六・八編、袋綴、表紙は宿紙、題簽無、

世の連歌師の旅の様子が窺知される。

掲出本は美濃判、文政七年開版の木版本。本書は高田清年が家藏本をもとにして、鹿島明神の文庫本その他に比較して上木したもので、首に父興清の序、卷末に清年の跋並に饗庭文盈の跋があり、題頭に興清の考證注文をのせてゐる。

有馬湯治日記 智忠親王御記 三冊 桂宮本 四五七・一七九

正保三年十月一日より廿五日まで、慶安二年九月廿一日より十月十日、翌三年十月十八日より閏十月十二日までの三回、攝津有馬へ湯治に向された折の日記、簡単な備忘録である。天候、道順、里程、入湯時刻、途中附近の名所、詠歌の有無等を記したもので、紀行文藝とは見られず、又文學的地誌的にもさして價値のあるものではない。唯當時貴族階級の湯治生活の一半が窺知される程度のもにすぎない。

正保度の記によれば、桂から船六艘を仕立て、桂川、淀川を下り、天崎(尼崎)に着し、陸路(輿を用ふ)して小濱(粉濱)生瀬を経て、有馬に到る二日路程で、有馬の御宿所は三回共に池坊道順の家であつた。

智忠親王は智仁親王の第一王子、母は京極丹後守高知の女、元和五年十一月一日御誕生、智仁親王の跡(八條宮、後の桂宮)を繼がせられ、寛永六年元服と共に中務卿に任ぜられ、明暦三年正月十四日二品宣下、寛文二年七月七日薨せらる(御年四十四歳)。天香院宮と稱す。

左上に「公儀公母喪中假名記」、右下に「天文十八年正月母喪中」とある。

天文十八年正月十九日寶心院身まかり給へり、や、かて嵯峨二尊院にをくりたてまつり、あす、おさめたてまつらんとて、廿四日嵯峨に西室、僧正同道し、かの院にまかりむかへり、かりそめ」のありきにも、いとま中せしに、たちいて、見を」くり給し事もひいて、

あひそへしおやのまもりも春霞へたゝるみちにまとふけふ哉にはじまる柳原紀光の書寫本である。奥に「岡崎入道大納言殿御筆也、拜見了」明治十三、七、六光愛との朱記がある。

佐野のわたり 宗碩作 一冊 一五二・三五七

本書は連歌師宗碩の伊勢紀行である。

書名はその卷末に「此旅の日記は、三輪が崎の雨のけしきわすれがたきにより、しるしつけ侍れば、佐野のわたりとやまうす」二字一待「べからん」と記してゐる。即ち萬葉集の「苦しくも降くる雨かみわが崎狭野の渡に家もあらず」による命名である。

大永二年時の管領細川高國の發句「朝日かけ世にも匂へる霞かな」を起句にして、宗長宗碩が伊勢山田に於て神宮法樂の雨吟千句を催した。

七月廿日宗碩は京都を出發、伊勢へ下向し、八月四日から八日の五日間に千句を賦了つて、更に大湊から尾張國桑名へ渡船する間の旅日記である。特に文學的に優れたものではないが、室町戰國の

掲出本は第一冊(正保三年度)は一六・九編×四五・二編の楮紙全紙を横折した(折紙)まゝの横本、第二冊(慶安二年)は二三・三編×一六・二編の半紙判、第三冊(慶安三年)は二六編×一八・八編の美濃判で原表紙は素紙の假表紙、現表紙は本寮後補の紺表紙。本文は智忠親王の自筆原本。

元慶御記(修學院御幸辰記) 靈元上皇宸作 一冊 柳原本、柳・一〇四六

後水尾上皇は明暦元年、修學院の勝景の地をトされて、離宮を御造營になり、以後度々御幸、御遊宴を催された。其後靈元天皇も讓位後、屢々御幸あらせられて、彼の地に歌會詩會等の雅會を催されて、廷臣と共に雅懷を述べさせられた。

本書は享保六年九月以來同十六年十月まで、滿十ヶ年に互り、毎年春秋數回に及ぶ修學院御幸を、詩歌を中心にして御述作あらせられたものである。

- 上巻は、享保六年九月 同七年三月、九月
 - 同八年四月、九月 同九年八月、十月
 - 同十年四月、九月、十月 同十一年四月、十一月
 - 同十二年九月、十月 同十三年二月、四月
 - 下巻は、享保十三年八月 同十四年二月、三月、十月
 - 同十五年四月、九月、十一月 同十六年四月、九月、十月
- 天皇の和歌和文に御堪能にわたらせられたことは著名で、天皇の御紀行としては代表的なものである。

因に元陵御記とは、嘉永二年安中の藩主板倉勝明の命名で、普通は「宸遊御記」、「御幸宸記」の目で呼ばれてゐる。尙天皇には寶永二年八月、御製を中心にして日々の景色を記された「假名御記」がある。

掲出本は二八欄×二〇・二欄、袋綴、丁子引表紙の右側に收載年月、左上に外題「極秘 靈元院法皇御幸假名宸記全」とある。本文用紙は楮紙。

一面一三行、一行三〇字前後、歌一行書、安永三年柳原紀光が家僕に書寫させた奥書がある。

尙、「修學院御幸宸記」として、東山御文庫に宸筆原本がある。

上京紀行 文圓女王作 一冊 桂宮本 F四・八九

文圓女王は京極宮(後の桂宮)文仁親王の第一王女、寶永七年御誕生、幼名を美目宮と稱し、享保十四年十二月、伊勢國一身田にある眞宗高田派の總本山専修寺の圓猷(伏見宮眞親王第五王子)の室となり、圓猷入寂後剃髮入道された方である。

伊勢國一身田の専修寺に下られてから二十七年後、寶曆五年二月廿三日初めて故里京都を訪はれ、歸路は大和路を經、奈良の諸寺を見物して、三月十五日歸寺されるまでの紀行である。京都での御兄家仁親王を始め、甥の公仁親王同妃格宮(直仁親王)と三十年來の久闊の御對面のうれしさ等、和歌贈答御款待の模様を中心にした紀行隨感の文である。

掲出本は二一・八欄×二一・二欄、大和綴、表紙は櫻地水玉模様

の斐紙。中央に「紀行」、本文同筆、扉に「寶曆五年」紀行上京」とある。

一面六行、一行一、二字前後、歌二行書。卷頭「年月の望なれとも何かと」さしつかへて、京に登ること」もなくて過ぬれと、心にたえ」すのみおもひくらしつ、わか」りし時、一身田へくたりし」より廿七年になりぬ

にはじまる。卷尾の「寶曆五年春 文圓」に終る、文圓常子女王の自筆原本。

菅笠日記 本居宣長作 上下二冊 一五二・二四七

書名は卷末の歌

ぬぐもをし吉野のはなの下風にふかれきにけるすげのを笠はよしや匂ひのとまらずとも、後しのばん形見にも、その名をだにと、せめてかきとめて菅笠の日記 本居宣長

の宣長自身の命名。

廿年來の宿願であつた吉野の花見に、明和九年三月五日(時に四)故里松坂をたつて、阿保の峠を越え、名張初瀬をすぎ、多武峯に詣で、吉野に遊び(上巻)、歸りは奈良へ出て畝傍已下の三山の邊を回遊し、御陵を探訪して、初瀬原から所謂赤羽根の嶮を越えて伊勢の多氣に出で、同十四日歸宅する迄の紀行日記である。

所々隨感の詠藻を交へて、暢麗な擬古文體を用ひ、和歌と地の文との間には、源氏物語に見られることき緊密な有機的措辭を使用し、江戸期の俳文に對する代表的國學者の紀行文と稱し得られる。且そ

こに寓目する地名や故事出典の考證等には古典學者、國語學者として、又歌人としての彼を勞働させるものがある。文中には吉野の奥、子守の社に詣で、嘗つて宣長の父がこゝに祈願して、宣長が生れたといふ因縁にまつはる所懐を述べた箇所もある。

掲出本は美濃判十行本、寛政七年乙卯夏、松坂の柏屋兵助開板、上下二冊本である。

東叢紀行(蝦夷紀行) 間宮林蔵話 一冊 手嶋本 一六八・六七五

本書は巻頭に「間宮林蔵話」とあるところから推すと、林蔵の直話を門人知友が筆録したものであらう。

文化五年、松田傳十郎と共に松前奉行の命を受けて、北樺太を探査した林蔵は、行路の困難、氣候上の悪条件等があつて、充分な踏査をなし得なかつた。そこで再度の踏査を思ひ立ち、單身同年七月十三日ソウナ(宗谷)を出發、リヲナイ(千緒)まで行つたが、寒氣と食糧不足の爲にトシナイ(眞岡)に引返し、土人の家で越冬、翌六年正月廿九日トシナイ出發、五月十二日樺太北端に近いナニヲ(北緯五十三度餘)まで行き、更に間宮海峡を横斷して黒龍江岸のデレン(德楞)に到り、歸途は黒龍江を下り、海岸に沿つて南下、八月六日樺太のフゲー(ウアング)に、同廿八日宗谷に歸着した。この旅行の目的は沿海州の探査で、露清の境界、黒龍江下流域の地理、民族、徳楞の清國官吏の出張所の調査であつた。露清の境界は究める事が出来なかつたが、以下の目的は充分に達し得た。この行は實に難行の連続で、寒冷に悩まされ、土人の嘲弄暴行を受くる等、

生死を顧みない冒険であつたが、間宮海峡の發見と云ふ大功績を残した。

本書は再度の樺太渡航以來の紀行、幕府へ進めた報告で、日次を逐つて地理、人種、風俗、慣習を詳録し、繪圖をも挿入したもので、シーボルトによつて獨譯、歐洲諸國に紹介され、世界的に著名になつた。

林蔵は常陸の人、村上嶋之丞に師事して地理學を修めた。寛政十二年蝦夷地御用雇となり、國後、樺提を踏査した。又伊能忠敬につき測量術等を習ひ、忠敬の日本全圖作製に當つては、蝦夷地に關する資料を提供して之を援助した。晩年は國事探偵として過した。弘化元年江戸に歿。北蝦夷圖説、北夷考證の著があり、又北蝦夷地圖、東韃地方紀行等は彼の實測になる地圖、紀行である。

掲出本は沼津藩、手島家舊藏本、二六・五欄×一九・一欄、袋綴、表紙は丁子引、題簽は茶色紙に「東叢紀行全」とある。本文用紙は楮紙。

一面一一行、三〇字前後、着色圖入、朱校がある。江戸末期手嶋惟敏の手寫本である。

他に文化九年古賀洞庵書寫本一冊(二〇四・二一七)があるが、繪圖が缺けてゐる。

鳥根のすさみ 川路聖謨作 二冊 四一五・五六

天保十一年六月佐渡奉行を命ぜられ、同月八日江戸板橋の出發から筆をおこし、佐渡在任一年、翌年五月江戸に歸還するまでの旅中

の日記である。母堂の孤感を慰めんがために、佐渡の文物風俗を巨細に留守宅に書き送つたものを、後にあつめて「物語のたねともなれかし」と一篇につくりなしたものである。

本書は旅日記とはいへ、佐渡の風俗、故事、傳説、日常の起居に至るまで詳細に記し、文中和歌、論語講釋等の雅會の状をも記す。

聖謨は江戸末の幕吏、大久保加賀守、水野越前守等に重用され、吟味物調役から果進して佐渡奉行、奈良奉行、太坂町奉行等に歴任、又魯使應接全權、禁裏御所御普請御用總監になつた。又徳川齊昭等と共に海防の事に盡力した。資質明敏、博識で文學を好み、藤田東湖、江川太郎左衛門(坦庵)、渡邊華山等と親交があつた。聖謨は殊に孝心深く、本書の外「長崎日記」、「京都日記」、「下田日記」等何れも故郷の母堂を慰めんが爲に書き送つた日記がある。又語言概覽、神武御陵考等の著がある。明治元年三月江戸開城の風説を聞くや、其の邸に自叙した。年六十八。

掲出本は聖謨自筆の清書本。二六・八種×一九・五種、袋綴、表紙は本寮後補の茶表紙。原表紙左上に「島根のすさみ(乾坤)」とある。本文用紙一行罫引の雁皮紙。一行二五、六字前後、上巻見返に

旅中の日記を審に記し、母上を奉り候數々、其まゝに母上の藏置給ひしをあつめて、物語のたねともなれかしと、専に「佐渡のこと記せしかは、島根のすさみと題して、」一篇の書となせし也

清少納言の隨筆集である。

原本が現在みるが如き内容のまゝのものとなれば、正暦三年頃から長保四年前後、彼女の宮仕へ及び後の里住にかけて執筆したものとはいはれる。本書(三卷本)巻末に

此双紙めにみえ、心に思ふ事を人やは見んとするとおもひて、つれ／＼なるさとのほとに、かきあつめたるを……宮(定子)のおまへに、内のおと(伊周)のたてまつりたまへりけるを、これになにをかままし、うへのおまへ(一條天皇)には、しきといふふみをなむ、かゝせ給へるなどのたまはせしを、枕にこそは侍らめと申しかは、さはえてよとてたまはせたりしを、「あやしきをこよやなにやとつきせず、おほかる」かみをかきつくさんとせしに、いと物おほえぬ事ぞ「おほかるや云々と、本書執筆の事情を結びとしてゐる。又こゝから「枕草子」といふ命名ともなつたと。

本書は約三百篇の長短さまざまの見聞隨想を集めたもので、「春は曙」「山は」又は「つれ／＼なる物」「うつくしき物」の如く、類別的に事物、事象を別記したもの、或は宮廷生活に見聞、遭遇した事件の記述等、自然、人事、情趣等に互つて、納言の透徹した知性と、鋭敏精確な観察と斬新簡潔な表現とをもつて描寫してゐる。彼女は対象に溺れることがない。冷徹にすぎる知性は常に対象をある距離をもつてながめる。その上解明な印象と辛辣な諷刺をあびせる機智と才氣があつた。そこに彼女が情趣の世界に酔ふ歌人とし

とある。

野山の歌き 伴林光平作 一册 柳原本 柳・一〇七一

光平が、師加納諸平の命をうけて江戸にのぼつた折、伴信友の懇請もあり、豫て御陵の荒廢した状を歎かしく思つてゐたので、安政三年から文久二年に互つて和泉、大和、河内の御陵を巡歴して、その荒蕪の状況を調査した時の歌紀行である。巻頭の

寛行ん千代の古道荒果てしらぬ野山のなけきをそする

の和歌に書名の由来、御陵荒蕪を歎じた光平の心情が窺はれる。收むるところは光平が安政三年から文久二年の間、諸所の御陵参拜の折々に詠んだ短歌、旋頭歌、長歌等六十八首、祝詞一篇、漢詩二篇を中心にして、その詞書並にその折の荒蕪した御陵の状景をしるしたものである。そこには時勢を反映した御陵に對する古學者の熱情があふれてゐる。

本書は二八・三種×一九・五種、袋綴、表紙は本寮後補の紺表紙で、原は素紙表紙で左上に本文同筆にて「野山の歌き」とある。

一面一〇行、一行二九、三〇字前後、歌一行書。巻末に、
文久二壬戌年極月十日 伴林光平(花押)

とある自筆本。

二 隨筆

清少納言枕草子 三册 桂宮本 四五九・一一

古くは「清少納言記」ともいはれ、一條天皇の中宮定子に仕へた

てよりも、批判的な散文作家として優れてゐた點があつた。

紫式部をして「清少納言こそ、したり顔にいみじう侍りける人、さばかりさかしだち、眞名かき散らして侍る程も、よく見れば、またいと堪へぬ事多かり」と評せしめた彼女には、自我の強さと才智からくる驕慢な態度が多かつた。彼女は清原深養父を曾祖父に、後撰集撰者の元輔を父にもつ學者歌人の家に生ひたち、後藤藤原棟世に嫁した。

本書の興味はその敘述編纂の順序にある。長短相交はる種々な形式、内容の記事が錯綜して轉變する變化にある。そこに清少納言その人の好みと、時代の好みとがある。しかし現存する諸本には、本書が隨筆といふ短篇の集成で、後世錯簡脱落が生じやすかつた故か、或は特別な成立事情(書繼ぎ、改編等)によるものか、異本が多い。しかもそれは内容の増減といふよりも、記載項目の順序排列に著しい相違がある。大別して(一)事項を類別的に編纂した流布本系統と、(二)雜纂的に排列したもの(三卷本、能因本)とに分かれる。

掲出本は二八・三種×二〇・五種、袋綴、表紙は瑞雲に龍文模様摺、左上に金沙子の雲霞文様、金泥桐花紋の下繪に「清少納言枕草子(上中下)」と題簽、本文用紙は楮紙。

一面一〇行、一行二三、四字前後、歌は二字下り、各事項文毎に改行、朱點朱鉤を附す。江戸初期の書寫。所謂三卷本系統の純正文本文をもつものであるが、所謂巻頭の「春はあけほの」以下「あぢきなきもの」までを缺いてゐる。巻末には前述した結びをもち、

(流布本はこの項巻中にあり)終りに「源經房朝臣」「橋則季」の略傳を記して

本云「往事所持之荒本紛失年久、更借出一兩之本、令「書留之、依無證本不散不奪、但管見之所及、勘合」舊記等、注付時代年月等、是亦謬案歟

安貞二年三月

老及愚翁在判

古歌本文等雖尋勘、時代久隔、和歌等多以不尋「得、幾見事等在別紙」

自文安四年冬比、仰面々令書寫之、同五年中夏「事終校合、再移朱點了」 秀隆兵衛督大德書之

文明乙未(七年)之仲夏、廣橋亞槐(綱光)送實相院准后(増運)本、下之本末兩冊見示曰、余書寫所希也、嚴命「弗獲點馳秃毫、彼舊本不及切句、此新寫讀而」欲容易、故比較之次加朱點畢、

正二位行權大納言藤原朝臣教秀

右本切句勘文爲證本之由、見于奥書矣、家傳之「本紛失、仍拭老眼染秃筆、令書寫貽後昆者乎

正三位清原朝臣枝賢 法名道白

の奥書をもつ。他に(一)系統中塚本に類する殘缺桂宮本(五〇二・七六)一冊がある。本文は群書類従本の内容とおなじく「七月つこもりかたに」以下を缺く。

徒然草 兼好作 一冊 谷森本

谷・二七

吉野朝期の世相思想の複雑さ、換言すれば王朝のものゝあはれと、

中世的隱遁思想の交錯錯綜する間にたゆたふ怪しい美、それが本書のもつ魅力である。冒頭に

徒然なるまゝに日暮し、硯に向ひて「心に移り行よしなしことを、そこはかとなく書付れば、あやしうこそ物くるおし」けれど、(句讀本のまゝ)

の序の如く、脈絡のない短文隨筆二百四十三篇をあつめたもので、人の思惟と理想に對する感情と欲望の相剋を、あらゆる俗人間の矛盾對立の綾を、巧妙な例話によつて描いたものである。

化野の露消る時なく、鳥部山の煙立「さらてのみ住はつる習ならは、いかに物の哀」もなからん、世は定なき事こそいみじけれ彼は人生を、この上もないものとして愛した。そこには平安王朝のものゝあはれがあるからである。ものゝあはれは人生に死があり、無常があるからである。この有と無、肯定と否定、人生の矛盾をすればこそ彼は人生を愛する。この矛盾對立の隱微なうちの統一、それが徒然草全篇をつらぬく思想である。きはやかな作者の主觀と個性はそのまゝ、室町初期の世相思想を暗示するものであつた。

兼好は姓は卜部、當時の和歌四天王の一とされた。初め後宇多上皇の北面武士、左兵衛尉であつたが、正中元年六月上皇の崩御と共に出家し、名をそのまゝに音讀して兼好と號した。

掲出本は二六・六編×一八・七編、柘型胡蝶裝。表紙は紺襷紙、見返しは鳥の子金砂子、いづれも本寮後補のもの。(裏表紙の紺表紙のみ元表紙)。本文用紙は斐紙。

一面一二行、一七字前後、主として段章各々改行してゐるが、全文朱墨をもつて詳略な勘注書人、押紙等があり、各段章の頭に朱鈎を施す。

本文は流布本系統本の内、田中忠三郎藏本に同じく、流布本中の善本と思はれる。異本として正徹筆本系統が知られてゐるが、本寮のものはすべて流布本系統で、他に掲出本と殆ど同様の本文を有する桂宮本二冊(五〇二・五四)及び慶長癸丑仲秋の鳥丸光廣の奥書を有する十行古活字本二冊(五五七・二二三)があり、又掲出本と語句に相違(一三七、一三九、一四二、一四三、一五五、一六六、一八八、二一九の各篇)のある「つれ／＼草上下」二冊(一五一・三一一)がある。その奥書を示せば

此つれ／＼草、幸隆みつから筆をそめて「所持す、一覽の次、一本書あたふへきよし」所望せしに、則此本をと「めをくへ」きよし申せしかは、座右のもてあそひ「ものとして、つねに披見せしめ、老の友」となす物ならし、時に文祿五のとし「後の七日に是を記す」 幽齋叟玄旨判

此徒然種上下愚之披見、去年榮自筆「之處、老父所望之間獻之、則加右」之奥書、宜座右覽之、仍以彼本重而「丹後田邊在國之間、借諸人之手書」寫校合了、同於一如院尋申於也足軒、「不審等少々注之、不可出窓外耳」

慶長二卯月十八日 幸隆判

此徒然草上下以右之奥書之本、小書等書寫校合訖、幸隆者愛宕

圖書寮典籍解題

山福壽院之住持、後隱居號妙庵、「法印幽齋翁之三男云

延寶第七上陽下旬

從一位

さ夜のね疊 一條兼良作 一冊 桂宮本 五〇二・六四

文明十年以後兼良晚年の作、將軍足利義尙の母、妙禪尼日野富子の需めに應じて、女子の教養として身につくべき心得等を、文學、政治、萬般に涉つて解説した室町の教養書ともいふべきもの。

から國におほく春をあひし、我國の人はむかし「より秋に心をよするなるへし、されは光源氏も我身に」しむる秋のゆふ風となかめたまへり、万葉より代／＼の歌にも、この二のあらそひ、いまたいつれとさため「かたし

と日本人の美意識の性格から説き起して、文學・政道・學問に關して和漢の古事先例を引用して、兼良の見解識見を述べたものである。特に本書が政道治國等の政治的方面に力點を置いて書かれてゐるのは、本書が將軍義尙の母(義政の妻)日野富子に書進じたからであつたらうが、兼良のさうした方面への見解を窺ふ好箇のものであらう。

一條兼良には、祖父二條良基と共に、本書の他に隨筆雜纂の書が多い。「樵談治要」(足利義尙への政治意見書)「文明一統記」(東齋隨筆)(和漢の故事雜事集)「語園」等がある。學は和漢に通じ、政治、文學、和歌あらゆる面に見識をもつた當時の碩學兼良の博學と識見を思ふべきである。

掲出本は二八・三編×二〇・四編、袋綴、表紙は白茶地に藍の瑞

雲龍文様摺、題簽は金砂子の雲霞、金描古松の下繪の藍鼠紙に「佐夜のね覺」と靈元天皇宸筆。本文用紙は斐紙。

一面十二行、一行一九乃至二三字前後。無奥書の江戸初期の書寫本。

第七年 中行事

年中行事總説

今日われわれが行ひ、且つ見聞する年中行事、それには皇室的なもの、民間に行はれる全國民的のもの、郷土的なもの、家庭的なもの等、その種類は雑多であるが、いづれもその發生過程は大別して左の三つにわけられる。

- 一、その源を支那その他の外國にもち、我國に傳來したるもの
 - 二、我民族固有の神話、古傳説から發生したるもの
 - 三、何かある動機機縁により發生し、やがて慣例化したるもの
- 勿論そのうちには二要素以上が互に混じて一の形をなしてゐるものが多い。

そしてこれら年中行事の殆どすべては、その當初國民すべてが中心となつて一様に行つたものであつた。國家形成が漸くその實を現はしはじめると、國民的感情は勢ひ皇室中心のものとなり、次第に宮廷を中心とした行事が國家的な、代表的傾向色彩をおび、民間のそれと區別されはじめた。その故に宮廷の行事は常に嚴重をきはめ、その退廢がすくなかつたのに比して、民間のそれには興廢轉變

の相が多かつた。この一度退轉した民間の行事は、往昔の姿が忘れられて再び宮廷の行事を模して行はれることも尠くなかつた。しかもまた鎌倉室町期以降、民間の土俗的な風習から新しく發生した行事が、宮廷へ流入することも決してすくなくなかつた。そこには常に上下の交流影響が見られた。年中行事繪卷其他の古繪卷を見れば、禁裏の式場近くに一般庶民が群集見物してゐる場面が多い。又江戸時代に於ても舞御覽、鬨籠、中元御燈籠等の行事には一般の拜觀が許されたものであつた。

わが國は古來農業國として發展形成された。農耕の豊凶は人爲以外に天候、天變地異等の自然現象に左右されることが多い。自然現象は人爲力以上のものである。随つて神にその庇護と豐作とを祈請しなければならなかつた。こゝに祭政一致の國體と祭祀の重視せられる理由があつた。

年中行事の大部分は持統、文武兩天皇の頃から恒例化して、奈良時代に既に相當數の行事をみるにいたつた。平安時代弘仁貞觀の頃にいたつて、その種類もその儀式次第も整備された。その後更に修正増補が行はれ、形式、儀容は一段と整備し、國家的典禮として嚴

重盛大なものとして法制化された。即ち公事を制度として規定したものとて「令」があり、その細則規定に「内裏式」「儀式」「延喜式」等があらはれた。

かく行事が宮廷公事として重要視されるに及んで、これを行ふに種々な先蹤が尊重され、故實が生れ、これに關する専門智識が要求されはじめた。随つて公家はその式次第、作法、その他の典據、先例、心得の習得に迫られ、日記に覺書したり、關係事項を部類しはじめた。平安中期の壯大な朝儀を施したものに「西宮記」「北山抄」及び「九條年中行事」(師輔)、「小野宮年中行事」、日記として「御堂關白記」「權記」「小右記」等があり、同末期のものに「江家次第」「雲圖抄」、及び「年中行事繪卷」、日記として「山槐記」「中右記」「兵範記」等々があらはれ、江戸末期にいたるまで絶えなかつた。

一方行事が重要視せられ、嚴重をきはめた結果、徒らに故實典據が貴ばれ、儀式は形式煩瑣にながれ、却つてその原義は没却せられ、平安末期には衰微退轉の兆があらはれはじめた。政權が武家の手にうつた鎌倉期以降は朝綱は弛緩の途をたどり、經濟的不如意は遂に室町末期にいたつて大部分の公家公事は廢絶の狀態に近かつた。江戸時代に入り、諸事の復興と共に朝儀も次第に復興せられ、東山天皇の頃には相當数の復興をみたが、その内容は平安の舊儀と異なるところが多く、昔時の壯大盛麗さを見るよしもなかつた。又その中に室町期以降の新しく興つた民間風習の影響流入が見られるのは、

時代の變遷と生活様式の變化によるものであつた。以下平安王朝の盛大であつた恒例の年中行事を解説すると共に、各時代のそれを施るに必要な重要文獻を掲出する。

一 行事

四方拜 (一月一日)

歳旦、天地四方、山陵、屬星(生れ年に當る星)を拜し、年災を攘ひ、五穀の豐穰、寶祚の長久を祈り給ふ儀である。

この事は支那傳來の風習で、朝儀としては、宇多天皇の寛平二年(元年)に始まるとされてゐる年中行事。御所(平常御座)の前庭に御拜座を設けて行はれるが、清涼殿が平常御座ある御殿となつて以來(皇頃)その前庭たる東庭に鋪設し、後世常御殿が別に獨立するに至つても、その式場は變ることがなかつた。

その模様は屏風を立て繞らし、その内に御拜の座三所を設け、前に机を置き燃燈を供する。而して天地四方を拜する御座には特に褥を敷く、寅刻(午前四時)天皇黃纁染御袍の束帯にて出御、先づ屬星の座にて屬星の名を唱へて之を拜し、次に天地四方の座にて、北に向ひて天、西北に向つて地を、次いで東南西北を拜し、最後に山陵の座に移御、山陵を拜せられ、畢つて入御になる西宮記。室町時代に至り費用不足、兵亂等の爲中絶したが、後土御門天皇の文明七年再興せられ朝長、以て今日に及んでゐる。明治以降、從來の陰陽道の部分を廢し、神宮、天地四方、神武

天皇竝に先帝の山陵及び諸社の御拜のみとなつた。御式場は神嘉殿南庭である。

尙この四方拜は元來禁中のみならず、仙洞、皇族、攝關家以下庶人も行つたので、その作法も大體右に同じであるが兵範記、江家次第、近衛家文書、臣下はその拜の内容が、天地四方屬星墳墓の外、氏神、道房公記、先聖先師等が加つてゐた江家次第。

元日節會(ぐわんにちのせち会)(一月一日)

元日朝賀終つて後、天皇出御あつて群臣に宴を賜ふ儀である。持統天皇以前は朝賀の儀、必しも正月朔日に行はれなかつた類聚。文武天皇の御代になつて元日朝賀の制が定まり、元正天皇の靈龜二年の元日に本節會の行はれた記録があり、その頃から恒例化した類聚。式場は奈良時代には一定してゐなかつたが、平安初期には豐樂殿内裏式中期に及んで紫宸殿が式場となり西宮記、爾來この制となつた。

儀は先づ諸司の奏、即ち御曆奏(中務省(陰陽寮)より)水様奏(宮内省(主水司)より)水室の藏水(中務省(陰陽寮)より)腹赤奏(太宰府より進獻した)の状況を上申しその模様を進する)が、此の間吉野の國柄の奏あり、大歌別當は歌人を率ゐて大歌を奏し、治部省は雅樂寮の工人(樂)をして立樂(立つて奏)を奏させる、宴終らんとする時宣命を賜ひ、群臣殿を下りて拜舞し(品賜)を賜

つて退出するのである内裏式、儀、式、西宮記。

平安末より弛緩の傾向生じ、鎌倉期に入つては禮制頗る振はず、室町時代には、兵禍のため又費用不足のため微々たる有様となり、遂に應仁亂後二十餘年間中絶し晴宮宿、平座の儀(天皇出御なく別のみ行はれた。延徳二年再興せられたが、其後亦毎年行はれず、天正の頃に及び漸く昔日の儀に復した信長。以降明治二年迄行はれたが三年に廢絶し、五年よりは名を改め、新年宴會として一月五日に行はれることになつた。

朝觀行幸(てうきんぎやうかう)(一月二日或は三日、或は四日)

天皇が太上天皇、皇太后の宮に行幸あつて、拜し給ふ儀で、敬親の御意より出づるものである。歳首に行はれる外、即位後、御元服後、臨時の場合もある。歳首の儀は大體正月二日、三日、四日頃行はれるが、或は吉日が撰ばれた。年中行事の一ではあるが、必しも毎年行はれるとは限らない、朝觀行幸は嵯峨天皇が大同四年八月三十日平城上皇に朝觀せられたのが最初類聚。歳首の儀は仁明天皇承和元年正月二日淳和上皇に朝觀せられたのを始とする後日本。

當日紫宸殿より鳳輦に御し、鹵簿を整へ、儀衛を嚴にして行幸になり、御所に近づけば警蹕をとらめ、御所に着御になれば、中門外にて鳳輦より下御、御前に詣り笏を把つて拜舞、再び中門外にて乘輿還幸あらせらる西宮。一條天皇、上皇の御前で笛を吹き

給うてから抄百録、後世多く此事があるやうになつた。

室町期には殆んどこの行幸を見ず、江戸時代に(承應三年正月二日)後光明天皇の行幸をみるのみである(宣順)。(臨時の行幸は江戸時代にも数度の例がある)

圖は「年中行事繪卷」(鷹・六七六)にある。

紋位 (一月五日或は六日)

考期(八月一日より翌年七月三十日迄の間)終り、その成績を考へ、従五位下以上即ち勅授の位に叙すべき人のために行ふ儀である(五位に叙する。を敘すといふ)

紋位は推古天皇十一年十二月冠位始めて定まり、翌十二年正月一日に行はれたのを最初とする(日本)桓武天皇の御代に至り、七日を定日とし(本紀)村上天皇應和三年に始めて五日(日本)に行はれたから、五日、六日が慣例化された。

その次第は諸卿議所につき勸査あり、次に申文(申とは請)の旨を清涼殿の御前の座に持参する。執筆の大臣(關白にあらざる第)は叙すべき位のみを白紙に録し、式部民部よりの奏文を読み、勅許を得て後、申文中の姓名を位の下に書き加へる。畢つて年月日を記入し奏覽し、紋位の簿を採り、殿上間に出で入眼の上卿に授けて入眼せしめる(位階のみを録した位記)上卿議所に至り内記に命じて位記を進めしめ、藏人の再奏聞をまつて、位記に天皇の御璽を捺し、手續を経て下附する(江家)應和二年以前は白馬節會に先立つて本儀が行はれたが、鎌倉期になつて略儀となり、室町時代に及び中絶した。後陽成天皇慶長六年三月に御再興になつたが

後陽成、又間もなく廢絶してしまつた。

圖は「年中行事繪卷」にある。

白馬節會 あをうまのせちゑ (一月七日)

古くは七日節會と稱し、正月三節(元日、七、七)の中、この節會が最も重んぜられた(江家)次第

七日の賀宴の起原は頗る古く、景行天皇の御代既にその所傳があるが(日本)恒例化したのは持統天皇の御代からである(國史)しかし儀式の次第が整備せられたのは平安初期のことである(内裏)儀は天皇豊樂殿に御せられ、先づ御(弓)奏(兵部省より御)があり、次いで紋位の儀がある。畢つて左右馬寮の官人青馬を牽いて参入、御前を渡る。次に賜宴、此の間國栖の奏、大歌、立樂の奏があり、やがて内教坊の舞妓参進し、殿前の舞臺で舞を奏す、次いで宣命あり、皇太子以下拜舞し、祿を賜はり、了つて還御になる(内裏式)儀。

「青馬」を見る風習は支那よりの傳來で(帝皇)奈良時代に既にあり(萬葉)「馬」は陽を、「青」は春を主るものであるから、歳首にこれを覽れば、青陽の氣を調へ、年中の邪氣を除くと信ぜられた。そして初はこの「青馬」は「白馬」ではなく、鴨の羽の色の如き馬であつたが(萬葉)平安中期に及んで「白馬」を以て之に代へられ(平家)後にそれが慣例化した。従つて「白馬節會」の名稱も古制のまゝ「あをうま」とよぶ。

式場は平安初期から紫宸殿を用ひられ、それが制となつた。又

別に節會のない時、内殿(清涼)で馬を御覽になる例が(三代)平安中期になつて慣例化し、後世節會終了後、清涼殿で東庭を渡る馬を再び御覽になることになつた。

鎌倉、室町時代になつて、他の公事と同様衰退の傾向著しく、江戸時代に及んで再び恒例となつたが、その形骸を残すのみで、明治二年に廢絶した。

圖は「公事録」附圖にある。

除目 ちもく(縣召あがためし) (一月十一日―十三日)

故官を去り新官に就かしむる儀式である。縣召除目(地方官)司召除目(京官)あり、又臨時除目、女官除目等がある。司召除目が秋行はれるので秋除目といふに對し、縣召除目は春行はれるので春除目ともいふ。

縣召除目は頗る大儀とされてゐる。第一夜は納言以下宮文を執つて清涼殿に昇り、御前の座に著く。執筆の大臣、關官帳を宮に入れ、御簾をかゝけて天皇の御覽に供す。畢つて返給へば、大臣、大間(關官の名のみを記し、其間を空白とし、任)を座右に置き、勅許を蒙つて後に、申文によつて名を記して行く。これが第二夜、第三夜と續く。第三夜、この事終れば大間を奏覽し、殿上間に出で、上卿に渡す。上卿議所にて清書せしめ、關白の内覽を経て藏人をして奏覽せしめる。畢つて之を外記に付し、手續を経て布達するのである(江家)次第

除目は天武天皇の御代既に見えてゐるといふが(年中行事秘抄)一代要記

縣召、司召に分れたのは平安中期からで、式日が十一日から定まつたのは、中期も終りに近い頃ではなからうか。しかも必しも定日に行はれるとは限らなかつた。室町中期までは略儀ながら行はれてゐたが(觀長)以降は廢絶した。

圖は「年中行事繪卷」及び「雲圖抄」にある。

踏歌節會 たぶがのせちゑ (一月十六日)

群臣に宴を賜ひ、踏歌をみそなはせらるゝ儀である。十六日の賀宴は天武天皇の御代既に之を見るが(日本)踏歌の行はれたのは持統天皇七年正月十六日を以て最初とする(日本)書記

踏歌とは歳首に行はれる舞師の一種で、上代の歌垣の轉化したものといはれる。歌曲の終に「萬年阿良禮」とくりかへし唱へるので「あらればしり」ともいひ、男踏歌と女踏歌とがある。十四日の男踏歌は圓融天皇永觀元年を最後として廢絶した(今昔)物語 十六日に行はれる女踏歌のみが後世までつゞいた。

本節會の整備したのは平安初期で、その次第は天皇豊樂殿に出御、賜宴があり、その間國栖の奏、大歌、立樂の奏、やがて内教坊の舞妓四十數人が参進、踏歌を舞ふ(舞臺は)。終つて宣命あり、群臣拜舞し祿を賜つて終る(内裏)平安中期よりは紫宸殿で行はれた(西宮)末期より次第に弛緩に赴き、鎌倉期には舞妓の質も低下し、又人員も減少、室町期には二人となり(觀長)記 遂に之が定制となつた。江戸時代は儀にその形骸を残す程度で、明治二年廢絶した。

圖は「年中行事繪卷」及び「公事録」附圖にある。

新年祭としひのまつり。(二月四日)
耕作の始めに當り、年災なく時候順調にして、五穀豊かに稔り、あらゆる生産物も潤澤に、國家皇室の安泰ならんことを祈請する祭で、宮中に於ける儀は、この祭に際し、神宮を始め各神社に供進すべき幣帛を頒つ儀である。この祭の起原は支那に於ける祈年の風習周及び大地主神の傳説拾遺によるものと考へられる。班幣の儀は文武天皇以前から二月に行はれ、既に恒例の行事となり日本、仁明天皇の御代に二月四日が定制となつた(續日本書紀)。本儀の整備せられたのは平安初期で、當日卯の四刻(午前七時)神祇官の齋院に幣物を列べ、神祇官人を始め、大臣以下着床する。やがて左右馬寮各御馬廿一疋を率ゐて参入、次に神祇の官掌二人祝部を率ゐて参入着床すれば、中臣進みて祝詞を讀む。一段讀み終る毎に祝部は唯と稱へる。祝詞終れば神祇官拍手兩段、次に大臣以下それ／＼之に應ずる。次に神祇伯、史に命じて班幣せしむる(伊勢大神宮の分は使儀)。この幣帛の外、御歳社には白猪白馬白雞各一疋、特に示された大神宮以下の諸社には各馬一疋を加へて奉る(延喜式)。奉幣すべき諸社も文武天皇以來逐次増加せられ、延喜式では實に三千百三十二座の多きに達し、神名帳記載の神全部に及び、如何に本祭を重視せられたかを知り得る。

それも平安中期以降は大第に弛緩の狀を呈し、室町時代後土御門天皇の文明六年に行はれたのを最後に廢絶した(資治通鑑)。江戸時代

に入つて東山天皇の元祿二年復興の儀があつたが、實現を見ず連宿禰、明治二年に再興をみた。現在は班幣は事務として行はれ、神宮の新年祭當日二月十日、宮中三殿に於て祈年祭の儀が行はれる。「故實叢書本」に神祇官の平面圖がある。

春日祭 (二月上旬日・十一月上旬日)
春日神社の祭である。當社は藤原氏の氏神であつて、初め氏神祭としての私祭が行はれてゐた。これが官祭化した年次は明らかでないが、天安の頃には既に恒例の官祭になつてゐる(三代實錄)。私祭の氏神祭をそのまま官祭としたことには、皇室の外戚としての藤原氏の地位を考へれば自ら首肯出來得るものである。そして清和天皇の貞觀八年からは、伊勢の齋宮、賀茂の齋院に倣つて齋女を置き、祭祀を司らしめた(類聚三)。

この祭の宮中に於ける儀は出立の儀で、祭の前日祭使近衛中將、内侍を通じ社頭に参向すべき由を奏し、若し御召があれば、舞人・陪從を率ゐて仙華門より清涼殿東庭に参入、舞人の舞等を御覽になる。かくて祭使は幣物を奉じ、列を整へて奈良に赴く(儀式、大第)。一方齋女も祭の前日に日を卜定して、賀茂川に臨んで祓をなし、前日に行粧美々しく京都を出發して奈良に向ふ(十一月には参向)。祭使は梨子原の宿舎、齋女は佐保の宿舎に入る。當日社頭の儀あり、畢れば梨子原の宿舎にて還立の儀があつて歸京する(儀式、大第)。この齋女の制は程なく廢れたが、其の他は變化なく行はれ、鎌倉時代からはやゝ衰へたが、他の公事儀式に比すれば盛大であつ

た。元治二年二月の祭には古例に復され(春日神、社記、明治四年より十一月の祭は廢されて、簡單な二月の例祭だけとなり、七年には申日を廢して二月一日を例祭日と定められ、十九年に舊儀が再興せられ、太陽曆に換算されて三月十三日が祭日となつた。

三月節日

式日は三日で「令維」に規定されてゐる。この日は種々なる行事がある。

- (一) 曲水宴(くまのえん) 最も古くから存在した行事で(日本書紀、支那に於ける三月三日鵜を流水に流して不祥を祓つた風習が傳來したもので、我國に於ては、水邊に宴を設け、盃を水に流し、己の前を過ぐる迄に詩歌を作る遊びである。奈良時代平安初期までは盛大であつたが、中期頃より朝儀としての行事は殆んど見られなくなり、鎌倉時代以降は廢絶して了つた(愚管抄に見る藤原。良經の計費が最後。爲仲集其他)。上下一般にも行はれ(本朝世紀、橋、私的の催しとしては室町時代まで時に行はれ(河村書、江戶時代に將軍吉宗が行つたことがある。有樂公。實記)。
- (二) 節宴(節會) 奈良時代以前より行はれてゐたが(日本書紀、嵯峨天皇の大同三年、先帝桓及び皇太后の御忌月なるを以て節會を停廢せられ(類聚、以後は全く公式のものではなくつた。白節供 上下一般に行はれたもので、禁中では平安初期より存

圖書寮典籍解題

在したが(寛平御記(年中、内々の儀として行はれ(延喜式、年中行事秘抄所引)、文、九條年中行事、西宮記、桃花餅を獻進し、近臣に酒肴を賜つた。同末期に及び、これが公式化した(年中行事、室町末江戸初期より桃花酒、赤飯を獻進することになつた(後水尾院。一方武家庶民の方では白酒菱餅を中心とした風習となつた。恒例公事ではなく、又舉行日も一定しなかつた(三代實錄、中右記、鎌倉中期に及び三月節日の恒例公事となり(勅仲記、百鍊抄。鎌倉末期に及び三月節日の恒例公事となり(花園院。以て江戶末まで變ることがない。雖は卿相より獻進したが、稀に女官も獻進したことがある(辨内侍。場所は清涼殿前庭であつたが、江戸時代末には参内殿前庭となつた(例公事。録)。

(三) 上巳被 上下一般に行つた。三月の巳の日(上中下)に行ふ祓の中、上巳の日のを特にかくいひ、三日がその日に當る時には特に珍重した。これは曲水宴の項にて述べた支那の風習の傳來したもので、河頭に臨み祓を行ふのであつて、撫物は人形を用ひた。巳の日でない時にも特に三日には人形を調進して祓を行つた。

(四) 雛遊ひ、なあそび 平安時代には平生の遊戯であつて、三月節日とは何等關係のないものであつた。江戸初期より三月節日の習俗化と共に、中期以後節日の行事となつた(類聚。蓋し前項の上巳祓の人形と結びついたものであらう。公家上

流では難は壇上に飾るのではなく、平に氈を敷いて並べるのである。

「年中行事繪巻」、「公事録」附圖に圖がある。

石清水臨時祭（三月中旬日、二年の時は下午日）

朱雀天皇の天慶五年四月二十七日、平將門藤原純友の乱平定し、報賽の爲行はれたのが最初で、醍醐天皇の天祿二年三月八日再び祭祀を行はれてより恒例の儀となつた。

その次第は、調樂試樂あり。當日の儀、翌日の還立の儀、何れも賀茂臨時祭と同一である。但し還立の儀は、後に弓場殿で賜宴賜祿のみとなつた。

皇の文化十年に再興せられたが、尚ほ賀茂祭を北祭といふに對して、この臨時祭を南祭ともいふ。

灌佛（四月八日）

釋迦誕生の日、この日を祝ひ、沐浴の舊儀を追つて其像に灌ぐ行事で、我國では推古天皇の十四年から各寺院等で始められたものらしい。

宮中では仁明天皇の承和七年清涼殿で始めて行はれた。爾來恒例の行事となつたが、此の日が神事に當れば延引するのを例とする。

清涼殿東廂の畫御座を撤し、東廂南第四間に灌佛の臺を鋪設する、大體午後開始せられたらしく、先づ關白大臣以下、殿上の間

の上戸より入つて布施を机の上に置き着座する、畢れば導師は弟子僧を率ゐて参入、禮拜散華し、五色の水を像に灌ぐ次に關白以下が灌ぐ、畢れば導師以下次第に退下する。そして御座を垂れて後、女房が灌ぐのである。

この行事も室町時代以降廢絶した。江戸時代に入つて元文二年仙洞では内々の儀として再興の議があつたが、宮中では全く行はれなかつた。

賀茂祭（四月中西日、西ある場合は下西）

山城國一ノ宮である賀茂別雷神社（賀茂御祖神社）の祭である。賀茂祭は「まつり」とも稱し、或は葵祭（春日園員が葵の葉に）北祭とも稱する。

欽明天皇の御代、風水害があつたので、山城の守護神賀茂の神の鎮崇として行つたのが起原と傳へられる。平安初期になつてかららしく、嵯峨天皇の弘仁十年にこの官祭を中祀と定められ、以後盛大に行はれ、祭といへば本祭を指すほどの盛儀となつた。

その次第は祭に先立ち、午或は未の日の何れかを卜定して、齋王（賀茂大神に仕へしめらるる皇の御親がある）の御親の後六衛府をして戒嚴せしめらる。これを警固といふ、當日奉幣使は早朝参内、内侍を以て社頭に参向する旨を奏上すれば、天皇紫宸殿に出御、齋王の乗馬を御覽になり、使は齋王と列を整へ、路頭

鎌倉以後は平座のみとなり、室町時代には節供の儀も甚しく簡易化した。

江戸時代には藥草禮讃の儀禮が中心をなし、武的方面はたゞ槍兜・轡飾等を見るに過ぎない。鎌倉時代より存した風習で、當時は萬浦を束ねて胃形を作り、花などを飾つたものらしい。江戸時代はこれが一層技巧的になり、造花が用ひられた。轡飾は武家より起り庶民の間に擴つたが、これが宮廷に流入したのである。

尚節日の儀禮ではないが、平安中期より後期にかけて、遊戯としてこの日萬浦の根合が行はれた事がある。

圖は「年中行事繪巻」に騎射の圖、六府萬浦を葺く圖、書司萬浦獻上の圖及び「公事録」に萬浦枕の圖がある。

月次祭（六月十一日・十二月十一日）

月次祭は六月、十二月の二季に諸社に奉幣し、國家の靜謐、玉體の福祉、災害を除き作物の豐作を祈請する祭で、宮中に於てはその班幣の儀が行はれる、月次祭とは月毎に祭る意で、祭幣を二季に奉幣する。史書の初見は文武天皇二年七月である。祭場は神祇官であるが、時には中和院を用ひられた。その次第並に沿革等は祈年祭と同一であり、應仁の亂後は全く廢絶した。

神今食は月次祭畢つて後、その夜、中和院の神嘉殿に天照大神

五月節日

定日は五日である。「令雜」に規定されてゐる。端午と稱する。後世端午と書く。この節日は別に干支に關係はないが、偶々この日が午の日に相當する時は、特別に佳期良辰として歡喜する風があつた。平安時代に整備された。

これには尙武的儀禮と藥草禮讃の儀禮との二要素がある。その次第は、三日に六衛府より萬浦の輿及び花を献上する。四日主殿寮奉仕して殿舎に葺く。當日天皇武德殿に出御、節會が行はれる。中務、宮内の二省より萬浦を奉獻し、諸員に續命糰を下賜、饗宴を賜り、騎射を御覽あらせらる。六日再び武德殿に出御、賜饗あり、騎射馬等を御覽あらせらる。この他別に節供の儀があつて赤飯、御菜、粽、萬浦酒、萬浦枕等を献上する。

を請じ、天皇親ら火を改め、新に炊いだ飯を供せられ、又親らも喫し給ふ祭である。

次第は新嘗祭に同じく、たゞ新嘗祭は新穀を以てし、本祭は舊穀を以てする。又月次祭の延引停止せらるゝ時は、神今食も亦延引停止せられる。鳥羽天皇の天元元年以降二十餘年間、御親祭中絶したこともあり中右記、其後他の公事と共に衰微し、月次祭と共に廢絶した。

圖は「年中行事繪卷」に忌火御飯の圖がある。
節折よをり (六月晦日・十二月晦日)

特に行はせらるゝ天皇の御被並に中宮・東宮の御被であつて、過去半年の間に玉體に生じたかも知れぬ穢、禍事を被ひ除き、福善を招請せんとするものである。

本儀は荒世の儀(荒御魂の被)和世の儀(和御魂の被)に分れる。荒世は禍害を除き、和世は福善を進むるを意味する、その起原は、伊弉諾尊が黄泉の國の觸穢を觀したといふ傳説日本書紀、素戔鳴尊が高天原に於て亂行の罪を犯し、千座置戸の被を科せられて追放せられる傳説日本書紀に出づるもので、御贖物を出されるのはその傳説の故事に依るのである。

本儀を節折といふのは、式中に竹を以て御丈を量り、その長さに竹を折ることがあり、竹の節と節との間を「節」といふに依るのである。

本儀を恒例として知り得る最初のものは「令」であり、單に御

被と稱された神祇。そして東西文部が被刀を上り、被詞を讀むことになつてゐるが、これは支那傳來の風習が加つたのである。

式次第の整備されたのは平安初期。「二季晦日御贖」といひ、式場は紫宸殿を用ひ(村上天皇御代から「節折」と呼ばれた)先づ縫殿寮より荒世・和世の御服を進める。次いで、中臣は御麻を進め、次に東西の順に文部は刀を上り、被詞を讀み、神祇官の奉る荒世の御贖物を上り、竹で御體を量り奉ること五度、畢つて退出、次に和世の儀がある。畢れば荒世の御贖物は卜部が、和世の分は宮主が共に河水に流しやるのである村上天皇御代、鎌倉時代に入り、他の公事と同じく略儀となり吉積記、室町時代は更に甚しく建内記、やがて廢絶した。

一方民間に於ても被を行つたが、十二月の被は早く廢絶し、六月の被のみが行はれて、これを「名越の被」「六月被」「夏被」等と稱した。これには菅或は茅を以て造つた輪を潜り越え、又水邊に出で麻、木綿などを著けた五十籤を立て、被つた、この式の被は上皇女院も早くから行はれてゐたが日本書紀、長、節折が廢絶した後、天皇も茅ノ輪の被を行はせらるゝことになり後水尾院當、時年中行事これが明治初年まで續いたが、明治四年六月に節折の儀を御再興になつた。

圖は「公事録」に茅ノ輪の圖がある。
大被 おほはらひ (六月晦日・十二月晦日)

過去半年間に國家の過ち犯せる罪、穢、禍事を被ひ清め、國中

を清淨にし以て吉事を招請する儀で、起原は節折と同じく、節折に次いで行はれる。節折の儀の御麻を祓所に持ち來り、先づこれに被の稻を挿むのは、天孫降臨の朝、土蜘蛛の傳説に依るものである日向國風土記。
ある(古風土記逸文)。

恒例の本儀は既に「令」にあり、百官男女祓所に集り中臣祓詞を宣し、卜部解除をする神祇。平安初期には更に整備せられ、式場は朱雀門前、神祇官祓物を列べ、所司大臣以下親王諸王百官着床すれば、節折の儀の御麻到着し、之に被の稻穂を挿む。次に大臣祓を命じ、百官祓所に立てば、神祇官切麻(麻を細く切つたもの)を頒つ、次いで中臣祝詞を讀み、畢つて大麻を行ひ、切麻を撒して祓物を河水に流棄する式儀。

室町時代に及んで廢絶し、江戸の東山天皇の元祿四年六月より二季の被が再興せられたが、從來のものとは異り吉田家が奉仕し、内侍所の前庭で行はれる小儀であり、名も「内侍所清被」といつた季連宿。明治四年六月に至り、從來の聖の大被が再興せられた。
圖は「山槐記」中に朱雀門大被鋪設圖がある。

七月節日

定日は七日と「令」に規定されてゐる、本節會は相撲を中心とし、節供・七夕等を従としたものであつたが、平安初期貞觀元慶の頃より相撲節は分化獨立するに至つた類聚三。

奈良時代より平安初期にかけては、相撲御覽、文人の賦詩、賜宴賜祿の事があり續日本紀、日本、平安時代初期には神泉苑で行

圖書寮典新解題

はれた日本後紀。やがて相撲の行事の分離するに及び、七日の行事の内容は節供賜饌、織女祭、乞巧奠となつた。節供には素餅(「むぎなは」ともいひ、麥粉と米粉)等を内膳司より供進する延喜、(とを練つて餅の如くよちつたもの)支那にて七月七日麥餅を食して瘧病を避くるといふ風習の傳來したものである。賜饌は當日内藏寮より侍臣に酒肴を下賜せられるのである年中行事。織女祭は織部司の行事である延喜。乞巧奠は清涼殿東庭に於て行はるゝ儀で加茂本、此の夜牽牛織女の二星相遇ふ、之に巧技を乞へば其願が叶ふといふ支那の傳説によるもので、庭上に案を置き、これに茹・果物・大豆・鮑・琴等を置いて

供へ、御座を設け、二星相會ふを御覽になる。時には御遊御作文の事あり、曉に及んで之を撒するのである雲圖。又當日曝涼をも行つた西宮。

鎌倉時代には節供・乞巧奠・歌會・虫拂(曝涼)が行はれたが、七遊とは七種の雅興を催す宴であつて、その内容については諸説があるが、數を七に限つて(音楽七曲・立花七本)行はれた康富。
江戸時代には更に變化し、乞巧奠の古儀は行はれなくなり、梶葉御手習とて當日御三間に出御、御覧七面、梶葉七枝を用ひられ、御覧の水は芋の葉の露にて和歌を認められ、二星に供へられた

貞觀、後水尾、院年中行事

圖は「雲圖抄」に乞巧奠の鋪設圖がある。

石清水放生會(八月十五日)

放生會は佛教思想によるもので、捕獲せられた魚鳥を山野池水に放つ佛事である。その起りは元正天皇の養老四年、大隅の亂れた時宇佐八幡宮に祈つて鎮定したが、八幡宮の託宣により、同年同八幡宮に放生會を行つた事に初まる政略。

石清水八幡宮は清和天皇の貞觀元年、僧行教の奏請によつて宇佐八幡宮をこの地に勧請したもので、それと共にその放生會も傳つた。圓融天皇の天延二年、諸節會に准じて樂舞を盛にし日本、日本、更に後三條天皇の延久二年よりは朝廷より奉幣使を立て、宣命を賜り、神輿の送迎を行幸の儀に准じて行はれた十三代、要記。爾來室町時代迄行はれたが、後奈良天皇の大永八年を最後として中絶し石清水八幡宮文書。靈元天皇の延寶七年に御再興になつた永貞、明治元年より。りは中秋祭と改稱せられ、五年よりは簡單なる私祭となつた。十七年に至り再び舊儀を興し、男山祭大正七年石清水祭と改稱として、九月十五日、佛教的要素を除き、これに臨時祭の儀を加味して行はれた。

九月節日

式日は九日、隨つて重九又は重陽とも稱する。奈良時代以前より行はれたが日本、令には規定されてゐない。これはこの日が天武天皇の國忌に當つてゐたので除かれたものと思はれる。平安初期に至り改めて節日と定められ國史、初は神泉苑に於て

例幣 (九月十一日)
には白、黃菊には紅の輪を以て覆ふ等の作法も生じた後水尾院、院年中行事

神嘗祭 (伊勢大神宮に祈奠)
に當つて特に幣帛を奉らしめ給はんとして、使を發遣せらるゝ儀、即ち勅使發遣の儀である。

例幣とは例年奉らるゝ幣帛の意で、やがて本儀の名として用ひられた。元正天皇の養老五年九月十一日に始めて發遣せられ續日本紀。爾後常にこの日を以て發遣せられる。蓋し神嘗祭日九月十日より算出した日であらう。この例幣使には王を任命し、中臣、忌部が隨行する。

當日天皇は帛御服(祭服の一種)にて大極殿の後房小安殿に出御、先づ御幣を拜し給ふ。次に少納言勅を奉じて忌部を御前に召せば、忌部先づ豐受大神宮(外宮)の幣を執つて之を後執に授け、更に進んで皇大神宮(内宮)の幣を執る。次に中臣を召し「能く申して奉れ」の勅語あり、次いで少納言例幣使に宣命を授ければ、使以下退下、此の日に神祇官より發足する儀式、西、宮記等。出御なき時は紫宸殿の南庭に於て御拜がある北山抄、又事故あれば神祇官或は紫宸殿で行はれたが、大極殿廢絶後は専ら神祇官で行はれた。鳥羽天皇の頃には親臨もなくなり、禮典も舊の如くでなく、やがて費用も意の如くならず、例日に發遣不能のことさへ起り康富、後土御門天皇の文明九年を最後として廢絶した。文明九年例幣次第。後光明天皇は正保四年之を再興せられ續光、孝明天皇の元治元年に至り、荷前の調、項參照、及び幣馬等が再興せられた。圖田。

圖書寮典籍解題

内裏、淳和天皇の天長末年より紫宸殿に於て行はれた類聚國、又式、淳和天皇の天長末年より紫宸殿に於て行はれた史、儀式。又當初菊花宴と稱し儀、文徳天皇の頃より重陽宴の名が生じた。實錄。

節會の式次第は、前二日に詩歌を獻すべき文人を定め、當日筆墨の下賜あり、大臣題を奏し、文人詩歌を獻する。畢つて賜宴があり、此の間國栖の奏、舞妓の舞等あつて後、宣命あり、群臣拜舞して祿を賜る式、此の日菊花を獻じ、茶、菓を供進する。何れも邪を避け、長壽を祈るものである。又節會の儀は菊花酒を獻する。これは他の節會と同様、初は内々の儀であつたが、平安末期より公事化した。

節會の行はれない時、之に代るべき行事を十月(日は定)に催す風が生じ日本、朱雀天皇の御代に至り、菊花宴の形式に準じて宴を行はせられたが。日本、村上天皇天曆四年には公式のものとなり要略、殘菊宴の名稱も出て来た。日本、しかしこれは二十餘年を経た冷泉天皇の安和元年に停廢した要略。

平安末期には節會の行はれざること多く、鎌倉時代以降は平座平座の儀明月記、のみとなり、他に和歌御會が催され。續千載集、實尾院年中行事、江戸時代に及んで節會後水尾院、參賀が行はれた。時記。

平安時代より、菊に宿る露で身を拭へば、延壽の効があるといふ信仰より出た着綿の風があり伊勢集、和、前夜(八日)菊花に綿を覆ひ、この綿に浸みた露で顔を拭ふのである。この風は時代の經るに従ひ重視せられ、江戸時代に及び、白菊には黃綿、赤菊

新嘗祭 (十一月下卯日 三卯の時の中卯日)

天皇新穀を開刈すに當り、神恩を深謝され之を天神地祇に供し、同時に喫し給ふ儀で、恒例年中行事中の最大の儀である。

二月に祈年祭を行つて豐作を祈り、九月納税の開始期に當り、初穂を先づ皇祖に奉り(神嘗祭、終末期に天皇之を開召さんとして、天神地祇と共に喫せられる次第である)。

本儀は日本書紀仁德紀に已に見え、皇極天皇以降は略十一月に一定した。そして平安初期には公事として整備された形となつた。古くは上下一般が之を行つた日本書紀、常陸國風土記、丹、平安時代以後は、大嘗といへば即位後最初の儀を特に嚴にして行はるゝ。御一代一度の儀を指し、新嘗は毎年恒例のものを指稱するが、奈良朝以前にはこの區別なく、天皇の御儀のみを大嘗といひ、皇太子以下の新嘗とを區別したのみであつた。

十月二日本祭に供する稻粟を獻すべき國郡を卜定する延喜、十一月に入れば、一日より神事に入り、一日には忌火御飯(淨火を以て炊いた飯)を供し。西宮、一日より八日に互つて御贖物(御祓)を上る。延喜、二日前には奉仕すべき小忌の職員を卜定する延喜、前日に宮内省に鎮魂祭を附行する。式、當日まづ各神社への班幣があり延喜、夜成一點から翌曉にかけて、中和院の神嘉殿で新嘗祭(夕曉の兩儀)が行はれる。本儀には天皇は御齋服(冠、結、袴)を纏ひて中子(に)に出御、神儀行立によつて傳述される神儀を供へ御直會(神儀を食せら)。される。還御に先立ち、大殿祭(宮殿に災異なから)があり、

次いで忌火庭火祭(忌火の祭)があり、延喜、還御後解齋の儀が行はれる。江家。その日、辰、明、節、會が豊樂殿で行はれる儀(後に紫宸殿となつた)。新嘗祭終了によつて宴を群臣に賜ふ節會である。

節會の次第は天皇出御あつて船一巡すれば、吉野の國柄、歌笛を奏し、大歌別當、歌者を率ゐて大歌を奏す。この時庭前の舞臺に於て五節の舞妓五節を舞ふ。次いで雅樂寮立歌を奏し終れば宣命あり、皇太子以下拜舞して祿を賜ふ儀。この五節舞には十月初めに五節定(五節の舞姫を獻)があり、舞姫參入(三日前宮中に入参)帳(臺)試(参入の夜、常樂殿の帳臺に天皇出、御前試、殿で天皇公式に舞姫の舞を)、童女御覽(その翌日舞姫の介添)等がある。

この祭儀も他と同じく平安中期から弛緩して室町期に及んで廢絶した。東山天皇の元祿元年「新嘗御祈」として略儀ながら復興し、季連宿、櫻町天皇元文三年大嘗祭、同五年新嘗祭が再興されて以後今日に及んでゐる。

尙大嘗祭は悠紀主基の兩殿を造營して行はれ、節會も辰巳午の三日に互り行はれ、五節舞は午の日に奏せられる。

圖は「公事録」附圖に神嘉殿行幸及び神儀行立がある。

賀茂臨時祭 (十一月下酉日)

宇多天皇即位前、賀茂大神の託宣を蒙られたといふので、即位四年即ち寛平元年十一月己酉の日、臨時に祭を行はれたのに始まる裏書(翌年十一月にも行はれた日本)。醍醐天皇の昌泰二年十一月己酉、先蹤を追つて行はれてから、日本、名は臨時祭ながら恒

例の儀となつた。

祭の三十日前に祭使及び舞人・陪從人を定め、樂所で歌舞を調習する(調樂)。二日前に清涼殿東庭で試樂がある。天皇出御あり、使以下參入、竹枝を挿頭として駿河舞及び求子を舞ふ。又この日祭に供すべき十列の馬、二十を御覽になる。當日は天皇黃櫨染御袍を着御、清涼殿にて御覽、次いで御幣を拜せられ一旦入御、青色の御袍にて再び同殿孫廂の御座に出御、御使以下を召して宴を賜ひ、舞人は歌舞を奏す。式畢つて使以下社頭に向ふ。下上兩社の儀終つて、夜に入り使以下歸參すれば、天皇清涼殿に出御、酒饗を賜ひ、歌舞を御覽になり、祿を賜ふ(還立の御神樂)江家。本祭も室町時代以降中絶し、光格天皇の文化十一年再興せられたが、山科忠言、明治三年又廢絶した。

圖は「年中行事繪卷」に(還立の御神樂)圖がある。

賢所の神慮を慰め奉り、更に一段の靈德を乞うて行はれる儀である。神樂の淵源は天岩戸の傳説による。

内侍所(賢所にお仕へする内侍の居)御神樂の始めて行はれたのは一條天皇の長保四年五月五日である。それ以後大體隔年毎に十二月内侍所に御神樂が行はれる様になり、白河天皇の承保年中より毎年の行事となつた。皇代略記、年中行事略抄。

その次第は、陰陽寮の勅申に依つて日を定め、又召人(殿上人六人、衛府召人)を定める。温明殿(賢所の御座)と綾綺殿との間に式場を鋪

設し、夜に入り賢所大前に神饗を供し、天皇黃櫨染御袍にて出御、御笏を召して御拜、御鈴の儀がある。畢つて額間の御座に着御あれば、本方末方の人々、殿上人着座し、人長(舞人の長で御座の前の立ち、名乗をして所役の才を試み、終つて勸盃、それより神樂歌が始まる。韓神(神樂歌)に及んで人長起つて舞ひ、盃酌、次いで召立あり、其駒にて再び人長が舞ふ、終つて祿を賜はれば入御になる。江家。天皇御親ら御所作あらせられたことも少くない。

中世本儀も他の公事の弛緩と共に略儀となつたこと否みがたたく惟房、後奈良天皇の御代になつて御神樂の次第にも變化があり、公記、後奈良天皇の御代になつて御神樂の次第にも變化があり、勸盃の式其の他が略された。以後今日までこの式が行はれてゐるが、現在は賢所御神樂と稱し、毎年十二月中旬に行はれる。

圖は「公事録」附圖及び「孝明天皇紀」附圖にある。

荷前ののぎき (十二月吉日)

年末に使者を諸陵及び外戚の墓に遣し、其の年の諸國の貢物の荷の初穂を奉るのをいふ。荷前とは荷先の意で、諸國より貢上する調の稻其の他の初穂を、神宮(神嘗祭の折に、諸社(相嘗祭に併)並に山陵等に奉るのをいふので、この中、山陵に奉る部分が獨立したものである。「令」に既にこの事は見えてゐるが、その陵墓數等は不明である。

荷前の幣を奉る陵墓には遠近の別があり、時の天皇と近い續柄の御方の陵墓を近陵近墓といひ、以外のものを遠陵遠墓といふ、其の遠近の別なく奉る幣を常幣、近陵近墓に常幣の外特に奉る幣

圖書寮典籍解題

を別貢幣といふ。清和天皇の即位の初に近陵十陵近墓四墓の制を立てられ三代、延長八年十陵八墓となつた政事。この中天智・光仁・桓武・崇道・天皇・仁明・光孝・醍醐の七陵と鎌足の多武峯墓とは永世變らぬものとなつた。江家。第抄。

式の次第は十二月上旬幣物の數を進達し、日時を勸申し、使を選び、十三日には大臣が近陵に赴く參議以上の使を奏上する(荷前定)、前日に建禮門前に式場を鋪設し、同所で大藏省が近陵に奉る幣物(常幣)をつゝみ備へ、内侍以下の女官が徹夜して別貢幣をつゝむ、當日早朝大臣以下著床すれば、天皇出御あり、御拜あつて後、使は幣物を執つて退出し、山陵に參向する。これを荷前使といふ。近陵以外の陵墓への幣物は、大藏省の班幣所にて受授される儀。後には追々形式的となり、平安末には出御の儀は絶え、室町時代遂に廢絶した。

尙民間に於ても祖先の墓へ荷前を供へたことがある。

追儻つみな (十二月晦日)

「おにやらひ」「なやらひ」ともいふ。除夜に惡鬼を驅逐する儀式である。この風習は支那より傳來したもので、起原は古い。我國では文武天皇の景雲三年、惡疫が流行し、その厄拂として行はれたのが始めであつた。續日。其後支那の風を模して十二月晦日に行ふことになつた。

當日大舍人の身體長大なる者一人を方相氏(鬼を追)として、黄金四目の假面を被り、黒の衣朱の裳を着し、右に戈を執り、左に

櫛を執らせ、又假子(童子)二十人に紺の布衣を著せしめ、戌刻十時後承明門外に候せしめる。それより殿庭に入り列立すれば、陰陽師、祭文を読み、畢つて方相氏集聲を發し、戈を以て櫛を撃てば、假子之に従ふ。親王以下桃弓、葦矢、桃杖を執つて之に和し、四門承明、宣陽、陰明、玄暉より出で、惡鬼を逐つて宮城門に至り、京職に引續ぐ。京職は之を逐つて郭外に行き終了する内裏式。それが平安末より變化して、殿上人が桃弓、葦矢を以て方相氏(初め鬼を追拂ふ役が惡鬼に轉化)を射るやうになつた江家次第。この儀も空町中期までは行はれたが以降は廢絶した。

民間に於てもこの式は古くから行はれたが、近世以降節分の夜に煎豆を撒いて鬼を驅逐することがその餘風として残つてゐる。

「政事要略」中に方相氏、假子の圖がある。

二史 料

令 儀 解りやうのぎげ十卷 十册 版本 一七一・二四四

令とは制度を規定したもの、古く近江令があつたが、現在「令」といふのは、文武天皇の大寶令を、元正天皇の養老二年に藤原不比等が勅を奉じ改修した養老令をいふ。

平安初期にいたつて令文の解釋に諸説を生じ、その施行にも統一を缺いた。仍つて淳和天皇は清原夏野等に勅してその註解を試みられた。天長十年に成り、聖承和元年(仁明天皇)に「令」と共にその施行が詔下された。即ち本書である。年中行事關係に祭祀、節日

其他儀制等の規定がある。

令 儀 解りやうのしふげ 四十卷三十六册 一七一・二四六

「令」の註解の集大成で、惟宗直本の撰(清和天皇御代、義解施行後約五十年)にかゝる。現在する平安時代の唯一の私撰註解書。刊本。

最初に義解の注文を掲げ、次に古記、令釋其他和漢の關係諸書を引勸、稀には「時行事」「今行事」として當時の慣例を記し、撰者自身の意見をも附してゐる。この中軍防令、倉庫令、醫疾令及び關市令以後の四令を缺く。本書はもと三十卷であつたが、のち追記の竄入等により現在の卷數となつた。

内 裏 式 三卷一册 葉室本 葉・一三〇四

禁裏に行はれる年中の主たる式典行事の鋪設・調度・奉仕者・次第等を規定したもの。式とは法令の施行細則で、いはゞ各官廳の事務章程である。

本書は始め嵯峨天皇の弘仁十二年藤原冬嗣等が勅を奉じて撰したが、後ち淳和天皇の天長十年、清原夏野等が勅を奉じ、當時の實狀に則して斟酌改修した。

儀 式 十卷二册 谷森本 谷・一九八

「貞觀儀式」とも呼稱する。禁裏恒例の年中行事を規定したもの。弘仁儀式(佚書)を基にして清和天皇の貞觀十三、四年頃、右大臣藤原原宗等が勅を奉じて撰した。その後、醍醐天皇の時に延喜儀式が撰せられたが、現在佚してゐる。

延 喜 式 五十册 目錄一册 和學講談所本 四五七・一一六

同月廿九日加裏書勅物訖

防鴨河判官從五位上行左衛門權少尉中原朝臣(花押)

もと官務家本で卷頭下端に「福家藏書」「小槻宿禰」等の印がある。

この内正月上、九月、臨時五、臨時十の中一巻(古寫新寫各一巻あるが、内容は異なる)計四巻は江戸初期の補寫に係はる。十八巻の内一巻は寛永年中官務家所持の西宮記の員數書及び同借進往反の文書である。

本朝月令 一册 應司本 二六六・六七三

惟宗公方(直本の子、醍醐以下四朝に住へた法親王)の著。朱雀・村上兩朝の月次の行事を解説し、和漢の典籍佛典等より起原沿革を引勸する。本朝書籍目錄に「六卷、或四卷歟」とあるが現存するのは四月・五月・六月の三ヶ月の部のみである。因に同一書名で十二月の公事を解説したものがあつたが偽作といはれる。

北 山 抄 十册 柳原本 柳・七一六

藤原公任の著。書名は著者晚年の閑居北山長谷に因み、「北山記」「北山納言記」「四條大納言記」「四條記」の異稱がある。

當時(一條―後一條天皇)の年中恒例、臨時の公事、太政官の政務、近衛大中將の作法或は國司に關する行事等を藤原道長や女婿教通等のために書いたもので、初は各卷年中要抄、拾遺雜抄、都省雜事、大將要抄、羽林要抄、吏途指南、備忘等の傍題で單獨に述作したのを、後ち一括して「北山抄」の名が附せられた。

本書は西宮記と共に朝儀政務の重要な準據書とされ、後世の制度典禮書で本書を引用しないものはない。

醍醐天皇延喜五年、左大臣藤原時平等に編纂の勅命があつたが、撰者が相次いで歿したので、同十二年更に時平の弟の忠平等に勅して繼續せしめられ、延長五年撰進された。しかしこれが施行になつたのは、更に四十年後の冷泉天皇の康保四年であつた。

西 宮 記 十八卷目錄一册 壬生本 五一〇・八

源高明(醍醐天皇皇子、西宮左大臣)の著。宮中年中の公事を月次(恒例)と臨時に分け、その儀式作法を事例を引勸しつゝ解説し、殿舎・裝束・調度等に及んだもの。

本書は平安中期(延喜以後)の朝儀の根本史料として、當時の法令・制度・殿舎・裝束の記録の最古のもの、後世北山抄、江家次第と共に尊重された。諸本により卷數篇目に異同多く、又裏書の本文竄入、後人の加筆の紛淆がありその判別は難しい。

掲出本は堅二九・二種の卷子本、表紙は縹の斐紙、本文用紙は斐紙。各卷卷頭に「西宮記 年中行事(臨時)」「一」と内題。その裏端に原外題「西宮記 正月」等と記され、裏書勅物がある。正應元年の書寫。臨時卷十の卷軸に

正應元年六月廿七日書寫訖、是先人之時「雖令書」(之)料紙不具之間、遺書改者也」

防鴨河判官從五位下行左衛門權少尉中原朝臣職隆

政事要略 二十五册

一七二・八五

惟宗允亮(明法博士、平安中期)の著。朝儀、制度、吏務の事を類別集記したもの。もと百三十巻あつたが現在は年中行事、交替雜事、糺彈雜事、至要雜事の二十五巻のみが傳存する。

本書は法曹の考勘に資するために編じたもので、廣く諸書を引用、古例を掲げ、その中に、國史(六國史)以後の例は、他書に見えない根本史料で、佚書の引勘もあり貴重なるものである。年中行事は八月より十二月迄の恒例のものであるが、その起原を尋ね、前代の慣例資料を多く載せてゐるのは類書中その比を見ない。

小野宮年中行事 一册

柳・七〇三

小野宮藤原實資の著。四方拜以下追儼に至る年中行事及び神事以下臨時の公事を注したもので、所々古記録(佚書あり)を引用して變遷を比較する。「九條年中行事(輔作)」と共に平安中期の朝儀の作法を知る代表的著述である。

藤原忠平の子に實頼(小野宮)と師輔(九條殿)の二人が共に朝儀典禮に通じ、その子孫が繼承して小野宮流、九條流と稱し、有職の家として重んぜられた。實資は實頼の孫。

尙當時の年中行事を注したものに、清涼殿落板敷に立てられた年中行事障子に書かれた「年中行事障子文(續群書類)」がある。この障子は仁和元年藤原基經が書寫獻上したのが最初のものといはれ、それ以後の行事を興廢によつて加削したと云はれる。

江家次第 二十二册

壬生本

F一〇・二八八

原名「江次第」また「匡房卿次第」「江帥次第」「江抄」「匡房抄」「江記」「江帥記」とも稱する。

後二條關白藤原師道の囑により、碩學大江匡房が、平安末期堀河天皇頃の宮中の恒例臨時の行事、儀式、禮法等を詳述した書。もと二十一巻であつたが、諸社行幸の卷十六及び凶事の卷二十一の二巻は早く散佚して傳はらぬ。

本書は匡房薨去の天永二年まで加除修正が行はれ、また後人の加筆も混入してゐる。朝儀の準繩指針と仰がれ、識者は競つて書寫所持してゐた。

掲出本は江戸初期の寫、小槻官務家本。卷十六は卷十七の前半の重復、最後の一冊は卷九の一部脱落したのを、後に版本によつて補寫したものである。

雲圖抄 上下 一卷 葉室本

葉・二〇〇六

書名は「雲上儀式指圖抄」の略。按察中納言藤原顯隆が藏人頭の時(永久三年)の作、弟の右衛門佐重隆が抄出したものである。その自筆本が顯隆と、重隆の弟の朝隆の家に各傳へられたが、顯隆の家本は紛失し、朝隆の本の轉寫が流布本の源流となつた。

内容は鳥羽天皇の頃の宮中の四方拜以下追儼に至る三十八行事の指圖を記し、裏書には御藥次第以下の式次第を注してゐる。本書は指圖によつてその鋪設行動を知りうる貴重な史料である。

年中行事繪卷 二十卷 應司本

應・六七六

繪所預藤原光長等、後白河天皇の勅を奉じて撰す。初は六十巻、

詞書は飛鳥井雅經といはれ、年中行事(宮中及び京都)の様を描いたもの。治承元年内裏燒失前に成り、當時の大内裏及び儀式風俗等の節を窺知し得る唯一の資料である。

爾來禁裏に秘藏せられたが、度々の皇居炎上によりその大部分は燒失し、後水尾天皇の御代には約三分の一になつた。天皇はこの復元を思召され、殘缺原本及び世に傳はる模本を以て寛永三年土佐内記(住吉如慶)等をして模寫せしめられたが、其後の皇居炎上によりそれも亦すべて烏有に歸し、勅命によつて住吉家に傳存した模本が、現在田中親美氏に藏せられてゐる。詞書はない。

本寮には模本三部(鷹司本、松岡本、琴古輪卷本)、京大國文研究室に一部が藏されてゐる。この内鷹司本は江戸後期の寫であるが、田中本の缺脱、錯簡を訂正し内容不明の行事名をも知り得る。

建武年中行事(假名年中行事) 一册 桂宮本 五五七・七九

後醍醐天皇の御撰。四方拜より十二月の節折に至る年中恒例の公事を假名文で書かれたもので、別に指圖があつたらしいが今は傳らない。

本書は建武中興の際の御撰と思はれ、天皇の御理想を延喜天曆におかれた御述作で、御當代の作法のみでなく、中には實際には復興に至らなかつたもの、理想化された點がある。初は「先皇御沙汰書」「御秘抄」「後醍醐院御抄」「年中公事日記」等と稱せられた。書名は江戸時代以降の通稱。

後水尾院當時年中行事 二卷一册 葉室本

葉・一一八八

圖書寮典籍解説

後水尾天皇の御撰、假名年中行事とも。

二種あり、一次本は上皇が後光明天皇に、當時の年中恒例の公事御生誕以降の儀禮其他禁中の作法につき記進されたもの。二次本は前書が承應の皇居炎上で燒失したので、御草稿に近々の事を加へ、前後を匡して靈元天皇に進められたものである。共に江戸初期に於ける公事の状況作法の故實を知るに貴重なものである。

掲出本は第一次本である。

當今年中行事 一册 松岡本

二〇八・一三三六

著者は未詳。續々群書類従本によれば、當今の下に「慶仁」と細注がある。即ち中御門天皇の御諱である。江戸中期に於ける宮中年中行事の作法、調度並に參役費用等を記した書である。

臨時公事錄 九七册五帖四軸

E一・一

明治十年岩倉具視が舊儀の退轉を憂へ、中山忠能等と計り、廣く公私の文書を蒐集し、舊儀實例に精通する人に囑してその調査編修を企した。翌十一年宮内省が之を引繼ぎ、中山忠能、柳原光愛、久我建通、廣橋忠禮、嵯峨實愛、岩倉具綱、北小路隨光等をして之に當らしめ、明治二十年十二月恒例四十五册、臨時廿二册及び附圖が成り、更に廿四年公事附録として凶事部廿八册及び附圖が出来した。江戸末期の宮中儀式の詳細を知り得る絶好のものである。

(終)

跋

圖書寮本の平易で懇切な解題を作りたといふ念願は相當以前から持つてゐた。しかし戦時中相當に堆積してゐた圖書課本來の事務の整理終末もつけなければならぬので、にはかに典籍解題に着手出来なかつたのである。一方時世の要望にこたへて、終戦以來古典の展示會を殆んど毎月ひらくことにしたのであるが、その解説も從來この種の展示會にみられた簡單なものとは趣を異にし、特定主題の史的展開を試みた外、諸本の系統・傳來の解説にかなりの努力をつづけて來たのである。來觀者の多くから私共のこの意圖する行き方に多大の示唆と教示を與へられたのと同時にこの解題を印刷に附して貰ひたいといふ切なる要望も一再ならず耳にしたのである。實は私の腹案には一石二鳥とはいへないが、この展示會の解説を基礎に書誌學的記述、奥書等を附加して、數卷の典籍解題を出版する意圖をひそかにもつてゐたのである。

しかしこの種の解題書の類は、多くの先輩によつて既に企てられてゐる。例へば群書一覽・國書解題・日本文學書誌、といつた全般的なもの、特殊部門では國語學書目解題・歌書綜覽・女流著作解題等の勞作があり、その解題方法には何れも特殊性があつて示唆を受けるものが多いが、しかし諸本の系統傳來、又は特徴を示す文中の引用とか、或はその作品の文學系列上の位置附等の點に稍々缺けるものがあるやうに思はれるので、今度これを補ふことに意を用ひながら、私共独自の編述を試みた積りである。

從來各種の公私圖書館その他の文庫には、所藏圖書の総合的な圖書目録があるが、これは單な

る索引的なもので、甚だ不充分といはざるを得ない。殊に古文書古記録を蔵する文庫の圖書は、何れもその傳來・系統に特殊性があり、彼此對照研究するには單なる索引的目錄のほかに、この典籍解題のとつた方法によつて、各書目の特殊性を學界に知らしめることが必要である。又これを一般研究家の必携に供することも私共の義務の一つとも考へたのである。

以上のやうな構想の下に、既に出來上つた原稿は、漢籍・和書にわたつて夥しい數に上つてゐる。今後展示會が續く限り、その解説も自ら質量ともに豊かになつてくるであらう。その内和書は大別して、文學・歴史關係のものが主要を占めてゐる。それで一先づ文學篇を先にし、續いて歴史篇の發刊に進みたいと思つてゐる。漢籍部門についてもちかく刊行を豫定してゐる。ただ一つ遺憾に堪へないことは、出來るだけ多く挿入しなければならぬ精緻な寫真圖版を、この際出版界の事情から豫儀なく數葉にとどめて、いま姑く時機の到來をまつの外ない點である。一般の諒察を乞ふ次第である。

翻つて當初この起草に著手してから脱稿迄の経緯をたどつてみると、色々の困難に遭遇したことであつた。書誌學的な研究に於ては、裝幀・種別の判定、紙質の鑑定、筆墨の時代判定、眞偽の審定、及び宸筆御筆の勘考等も容易のことではない。又執筆にあつては、常に學的良好に基いて本文の内容的再調査を怠らず、數次の原稿添削を施す等並ならぬ勞苦が續出した。又展示會當時の解説中二三のものに重大な誤謬を冒してゐることも發見し、この解題を以て訂正したのであるが、これは多くの熱心な參觀者に對し、ここで深くお詫びする次第である。

次に現在の出版界は、漸次活氣を呈してゐるやうではあるが、未だ學術書の刊行に至つては業者にかなりの日和見的な態度も見受けられるが、幸に今日國立書院の熱心な出版態度によつて、

私達のかねての刊行意圖も漸く達成せられることになつたのである。それも私達が平素出版協會や圖書館協會の方々と常々學術書の出版について語り合つたのが機縁となり、出版協會の篠田文化部長の特段の御配慮、斡旋によつて、本書の出版は具體化した。

印刷出版に際しては、國立書院の中井清太郎、重松龍覺、夜久正雄三氏の堅實な計畫のもとに、同工務部の積極的な好意・努力によつて、豫想外の好成绩を收め得たことは喜びに堪へない。

猶本書の裝釘に用ひた表紙および見返紙は、埼玉縣小川和紙工業指導所長中村和氏の指揮により、同所で手漉した特製作品で、純楮紙である。染色も同所に依頼した。茲に記して以上各位の御協力御好意に深謝の意を表したい。

本解題書の執筆は、本務の餘暇をこれにあてた爲に、心身共に並ならぬ苦勞があつた。しかし各自が若き學徒として強い學的反省と良心にもとづいて、その持ち味を相互に交換共助し、不撓の努力をしつづけた爲に、望外の成果を短期間に擧げ得たものと思はれる。この執筆に當つては、當課職員伊地知鐵男を中心にして大窪太朗・小川省三・橋本不美男の四名に各擔當せしめたが、このほか當寮和田編修課長の細心の敬示並に同課の河西・中村兩君の影からの懇切なる援助が、この成果を一層早からしめたことを特記したい。

本書の標題および扉の文字は、いづれも當寮所藏の「宋版東坡集」から抽出し集字したものである。古版本の書體をうかがひ知るよすがともなれば幸である。終りにのぞんで、活潑な御質疑と御批正を多數の學界諸賢に冀望して止まないものである。

昭和二十三年三月一日

圖書課長 本郷 定男

一、掲出本書名目録

第一 勅撰和歌集……………	頁一
勅撰和歌集史概説……………	一上
一、本文	
古今和歌集 紀貫之他……………	三上
古今和歌集 (朝阿本)	三下
古今和歌集 (貞應本)	四上
古今和歌集 (寂惠本)	四下
古今和歌集 (嘉祿本)	四下
後撰和歌集 大中臣能宣他……………	五上
後撰和歌集 (定家本)	五下
後撰和歌集 (別本)	六上
拾遺和歌集 花山法皇、藤原公任賦……………	六上
拾遺抄 花山法皇、藤原公任賦……………	六下
拾遺和歌集 (天福本)	七上
拾遺和歌集 (別本)	八上
拾遺抄……………	八上
後拾遺和歌集 藤原通俊……………	頁八下
後拾遺和歌抄 (通俊自筆本)	九上
後拾遺和歌集 (帥伊房筆本)	九下
金葉和歌集 源俊賴……………	一〇上
金葉和歌集 (一奏本)	一〇上
金葉和歌集 (二奏本)	一〇上
金葉和歌集 (三奏本)	一一上
詞花和歌集 藤原顯輔……………	一二上
千載和歌集 藤原俊成……………	一三上
新古今和歌集 藤原定家他……………	一三下
新古今和歌集 (鳥丸本)	一四下
新古今和歌集 (櫻陰本)	一四下
新古今和歌集 (合點本)	一七下
新古今和歌集 (隱岐本)	一七下
新勅撰和歌集 藤原定家……………	一八下
續後撰和歌集 二條爲家……………	一九上
續古今和歌集 二條爲家……………	一九下
續拾遺和歌集 二條爲氏……………	二〇上
新後撰和歌集 二條爲世……………	二〇下

玉葉和歌集 京極爲兼	二二上
續千載和歌集 二條爲世	二二上
續後拾遺和歌集 御子左爲藤、爲定	二二下
風雅和歌集 光嚴天皇	二三上
新千載和歌集 御子左爲定	二三下
新拾遺和歌集 御子左爲明、頼阿	二四上
新後拾遺和歌集 御子左爲遠、爲重 (奏覽本系)	二四下
新編古今和歌集 飛鳥井雅世他 (奏覽本系)	二五上
新葉和歌集 宗良親王 (宮岡本)	二六上
八代集	二七下
十一代集	二七下
二十一代集	二七下
二、論評その他	
難後拾遺和歌集 源經信 (契沖朱注本)	二八上
新勅撰評 契沖	二八下
歌苑連署事書	二九上
勅撰作者部類 元盛、藤原光之	二九下
續作者部類 源忠次	三〇上
二十一代集作者部類	三一上
類 礎 野田忠肅	三一上
分類句集	三二上

新葉集歌人履歷 谷森善臣	三二下
三、註釋書	
古今集注 顯昭	三三上
顯注密勘 藤原定家	三五上
古今和歌集註 淨辨	三七上
古今和歌集兩度問書 宗祇 (版本)	三八上
古今和歌集問書 幽齋	三八下
古今餘材抄 契沖 (淨書本系)	三九下
古今和歌集打聽 賀茂真淵 (版本)	四〇上
古今集選鏡 本居宣長 (版本)	四〇下
古今和歌集正義 香川景樹 (版本)	四一上
後撰和歌集問書注	四一下
僻案抄 藤原定家	四二上
拾遺集抄 顯昭	四二下
拾遺集抄註	四三上
詞花集注 顯昭	四三下
美濃乃家裏 本居宣長 (版本)	四四上
尾張通家苞 石原正明 (版本)	四四下
新勅撰和歌集口實 北村季吟	四四下
難後撰和歌集口實 北村季吟	四五下

第二 歌學歌論

歌論歌學の展開

歌書	四七上
歌經標式 藤原清成 (抄本)	四九下
新撰和歌體腦 (喜撰偽式)	五〇上
新撰體腦 藤原公任 (異本)	五一上
和歌九品 藤原公任	五一上
能因歌枕 能因 (略本系)	五二上
俊秘抄 源俊頼	五二下
奥儀抄 藤原清輔 (版本)	五三下
袋草子 藤原清輔 (版本)	五四上
和歌初學抄 藤原清輔 (異本)	五四下
古來風體抄 藤原俊成	五五下
後鳥羽院御消息 後鳥羽天皇 (流布本)	五六下
八雲御抄 順德天皇 (支覺本系)	五七上
和歌色葉抄 上覺	五八上
悅目抄	五八下
無名抄 鴨長明	五九上
詠歌大概 藤原定家	五九下
毎月抄 藤原定家	六〇下

八雲口傳 (詠歌一體) 藤原爲家 (廣本系)	六一上
よるのつる 阿佛尼	六一上
簸河上 眞觀	六二下
爲兼和歌抄 京極爲兼	六三上
三五記	六三下
愚見抄	六四下
井蛙抄 頼阿	六五上
愚問賢註 二條良基、頼阿	六五上
招月清岩和歌抄 正徹	六六上
幽齋問書 佐方宗佐	六七上
耳底記 烏丸光廣 (版本)	六七下
戴恩記 松永貞徳	六七下
林葉累塵集序 下河邊長流	六八上
萬葉集代匠記總釋 契沖	六九上
梨本集 戸田茂隆 (版本)	六九上
國歌八論 荷田春滿	六九下
萬葉考序 賀茂真淵 (版本)	七〇上
石上私淑言 本居宣長 (版本)	七〇下
うひ山踏 本居宣長 (版本)	七一上
あしかひ 小澤蘆庵	七一上
うたふくろ 富士谷御杖 (版本)	七二上

第三 私家集

歌のをしへ 加藤千蔭……………七二下
 歌かたり 村田春海 (版本)……………七三上
 新學異見 香川景樹 (版本)……………七三下
 歌學提要 内山眞弓 (版本)……………七四上
 私家集の成立……………七五
 自撰家集……………七五上
 主殿集 四條宮主殿……………七八上
 成尋阿闍梨母集 成尋阿闍梨母……………七八下
 右京集 (建禮門院右京大夫集) 世尊寺伊行女……………七九上
 隆房集 (荒玉年月) 藤原隆房……………八〇上
 爲家卿集 二條爲家……………八一上
 再昌草 三條西實隆……………八二上
 今川爲和集 上冷泉爲和……………八三上
 頼輔集 藤原頼輔……………八四上
 長秋草 藤原俊成……………八四下
 禪林盛葉集 藤原資隆……………八五上
 中書王御詠 宗尊親王……………八六上
 秋夢集 後嵯峨院大納言典侍……………八六下
 忠度朝臣集 平忠度……………八七上

權大納言俊光集 日野俊光……………八八上
 頼阿法師詠 頼阿……………八八下
 能宣集 大中臣能宣 (西本願寺本系)……………八九上
 四條宮下野集 源政隆女……………八九下
 赤染衛門集 赤染衛門 (異本)……………九〇下
 長秋詠藻 藤原俊成……………九一上
 會丹集 會編好忠……………九二上
 安法々師集 安法……………九二下
 能因法師集 能因……………九三上
 經衛集 藤原經衛……………九四下
 散木奇歌集 源俊頼……………九五上
 栗田口別當入道集 藤原惟方……………九六上
 拾遺愚草 藤原定家……………九六下
 他撰家集……………九六下
 輔親集 大中臣輔親……………九七下
 殘集 西行……………九八上
 大納言經信集 源經信……………九八下
 中納言俊忠卿集 藤原俊忠 (異本)……………九九上
 山家集 西行……………九九下
 代々御集……………一〇〇下
 奈良御門御集……………一〇〇下

仁和御集 光孝天皇……………一〇二上
 亭子院御集 宇多天皇……………一〇二下
 延喜御集 醍醐天皇……………一〇三上
 朱雀院御集 朱雀天皇……………一〇三下
 村上御集 村上天皇……………一〇四上
 冷泉院御集 冷泉天皇……………一〇四下
 圓融院御集 圓融天皇……………一〇五上
 三條右大臣集 藤原定方……………一〇五下
 御堂關白集 藤原道長……………一〇六上
 柏玉集 後柏原天皇……………一〇六下
 雪玉集 三條西實隆……………一〇七上
 碧玉集 冷泉政爲……………一〇七下
 素性集 素性……………一〇八上
 深養父集 清原深養父……………一〇八下
 實齋院御集 式子内親王……………一〇九上
 日記歌 紫式部……………一〇九下
 田上集 源俊頼……………一〇一〇上
 小野篁集……………一〇一〇下
 本院侍從集 本院侍從……………一〇一〇下
 形式的分類……………一〇一〇下
 草根集 正徹……………一〇一〇下

第四 物語
 物語の發生と展開……………一一五
 作品……………一一五上
 竹取物語……………一一六上
 伊勢物語……………一一六下
 伊勢物語 (天福本系)……………一一七下
 伊勢物語 (古本系)……………一一八上
 成茂宿禰集 祝部成茂……………一〇八上
 如願法師集 藤原秀能……………一〇八下
 三位中將公衡集 藤原公衡……………一〇九上
 柳葉和歌集 宗尊親王……………一〇九下
 前長門守時朝入京田舎打開集 鹽谷時明……………一一〇上
 内容的分類……………一一〇下
 伊勢集 伊勢……………一一〇下
 馬内侍集 馬内侍……………一一一下
 増基法師集 増基……………一一二上
 信生法師集 信生……………一一二下
 發心和歌集 選子内親王……………一一三上
 唯心房集 寂然……………一一三下
 躬恒集 凡河内躬恒……………一一四上

伊勢物語 (大島本系)	一一八下
眞名伊勢物語	一一九下
大和物語	一一九下
宇津保物語	一一〇下
宇津保物語	一一一上
うつほとしかけ	一一二下
落窪物語	一一二下
狭衣物語	一一二上
濱松中納言物語	一一三上
堤中納言物語 (飛鳥井本系)	一一四上
とりかへはや	一一五上
住吉物語	一一六上
住吉物語 (繪卷)	一一六下
住吉物語	一一七上
住吉物語	一一七上
苔の衣 (殘缺本)	一一七上
松浦宮物語	一一七下
さよ衣	一一八下
異本堤中納言物語 (清水酒臣本)	一一九下
我身にたるとる姫君	一二九下
海人の刈藻	一三〇下
戀地ゆかしき大将 (卷五)	一三一上
源氏物語 (繪卷)	一三九
源氏物語について	一三九上
一、本文	
源氏物語 (青表紙本系)	一四〇上
源氏物語 (青表紙本系)	一四一上
源氏物語 (青表紙本系)	一四二上
源氏物語 (正體本系)	一四二下
源氏物語 (河内本系)	一四三下
源氏物語 (あつまや) (別本系)	一四四上
源氏物語の影響とその註釋書	一四四下
彦火々出見尊緒 (繪卷)	一三三上
御伽草紙 (版本)	一三三上
鴉覺物語	一三四上
文正 (繪卷)	一三四下
高野物語	一三五上
七夕の草紙	一三六上
富士の人穴 (版本)	一三六下
狐の草紙 (繪卷)	一三七上
花鳥風月物語	一三七下
伊曾保物語 (木活本)	一三八上

二、註釋書	
源氏物語釋 藤原伊行	一四六上
奥入 藤原定家	一四七上
源中最秘抄 源親行	一四八上
紫明抄 (異本)	一四八下
河海抄 四辻善成	一五〇上
河海抄 (中書本系)	一五一上
河海抄 (覆勸本系)	一五二上
ちとり (源氏談義) 平井相助	一五三下
源氏六帖抄 了俊	一五五上
源氏和祕抄 一條兼良	一五六下
花鳥餘情 一條兼良	一五七上
花鳥餘情 (初度本系)	一五八上
花鳥餘情 (再度本系)	一五九上
源語秘訣 一條兼良	一五九下
源語秘訣 (冬良相傳本系)	一六〇上
源語秘訣	一六〇下
弄花抄 牡丹花宵柏	一六一下
三源一覽 富小路俊通	一六三下
三源一覽 (殘缺) 山科言國筆	一六四上
細流抄 三條西公條	一六四下
明星抄 三條西實條	一六六上
山下水 三條西實條	一六六下
うき木 友阿	一六七下
孟津抄 九條種通 (中臣範範本系)	一六八上
岷江入楚 中院通勝	一六九下
萬水一路 水閑 (版本)	一七一上
源氏二十卷抄 里村紹巴 (版本)	一七一下
源氏廿卷抄	一七二上
源氏物語問書 (覺勝院抄)	一七三上
源氏物語講釋 中院通茂	一七三下
源氏物語一簣抄 近衛基熙	一七四上
湖月抄 北村季吟 (版本)	一七五上
源氏物語新釋 賀茂真淵	一七五下
源氏物語玉の小櫛 木居宣長 (版本)	一七七上
源氏物語評釋 萩原廣道 (版本)	一七八上
三、一部註釋・論評その他	
弘安源氏論議 源具顯	一七八下
種玉編次抄 宗祇	一七九下
雨夜談抄 宗祇	一八〇下
源氏物語之内不審條々 一條兼良 (原本)	一八一上
源語裝束抄并宵柏問答抄 一條冬良	一八二上

源氏男女裝束抄 宗碩	一八三上
源氏男女裝束抄 壺井義知 (版本)	一八三下
源氏物語調度抄出	一八三下
仙源抄 長慶天皇 (耕雲本系)	一八四上
類字源語抄 師成親王 (續群書類從原本)	一八五下
水滴色葉類聚抄	一八六下
源氏物語はらはぬ塵 本多忠憲	一八七上
源氏系圖	一八七下
源氏物語系圖 三條西實隆	一八七下
源氏物語年立 一條兼良	一八八上
源氏物語聞書	一八九上
けんしのちう小かみみ 花山院長親	一九〇上
源氏最要抄	一九〇上
淺間抄	一九〇下
紫塵愚抄 宗長	一九一上
源語部類	一九一上
源氏	一九一上
山頂湖面抄	一九二上
源氏物語大意 天野直方 (版本)	一九二下
源氏秘義抄	一九三上
源氏物語内連歌付合	一九三下

源氏狭衣百番歌合	一九四上
源氏八景	一九四下
紫女七論 安藤爲章	一九五上
源氏物語の續篇	一九五下
山路の露	一九六上
源氏物語逸文注解 (曇隱六帖)	一九六下
源氏物語表白	一九七上
第六 日記紀行	一九八
かな日記と隨筆文學	一九八上
一、日記紀行	
天徳歌合 (日記)	一九九下
土左日記 紀貫之 (宗綱本系)	二〇〇上
いほぬし 増基	二〇二下
蜻蛉日記 藤原道綱母	二〇二下
和泉式部物語 和泉式部 (龜水本系)	二〇三下
紫式部日記 紫式部	二〇四下
更級日記 菅原孝標女 (定家筆本系)	二〇五上
成尋阿闍梨母日記	二〇六上
たまきはる (建春門院中納言日記)	二〇六上
信生法師集	二〇七上

いさよひの記 阿佛尼	二〇七下
竹むきの記 日野資名女	二〇八下
伊勢參詣記 坂十佛	二〇九上
をしまのすさひ 二條良基	二〇九下
きぬかつきの日記 二條良基	二一〇下
道行觸 今川貞世	二一一上
大嘗會假名記 (成恩寺關白記) 一條經嗣	二一二上
慕風愚吟集 堯孝	二二三上
關藤河 一條兼良	二二三下
公條公母喪中假名記 三條西公條	二二四上
佐野のわたり 宗碩 (版本)	二二四下
有馬湯治日記 智忠親王	二二五上
元陵御記 (修學院御幸宸記) 靈元天皇	二二五下
上京紀行 文圓女王 (自筆本)	二二六上
管笠日記 本居宣長 (版本)	二二六下
東籬紀行 (殿夷紀行) 間宮林藏	二二七上
鳥根のすさみ 川路聖謨 (自筆本)	二二七下
野山の秋き 伴林光平 (自筆本)	二二八下
二、隨筆	
清少納言枕草子 清少納言 (三卷本系)	二二八下
徒然草 兼好	二二〇上

第七 年中行事	二二三
年中行事總説	二二三上
一、行事	
四方拜	二二四下
元日節會	二二五上
朝觀行幸	二二五下
紋位	二二六上
白馬節會	二二六下
除目 (縣召)	二二七上
踏歌節會	二二七下
祈年祭	二二八上
春日祭	二二八下
三月節日	二二九上
曲水宴	二二九上
節宴	二二九上
節供	二二九上
團雜	二二九下
上巳祓	二二九下
雜遊	二二九下

石清水臨時祭	一三〇上	延喜式 藤原忠平他	一三八下
灌佛	一三〇上	西宮記 源高明	一三九上
賀茂祭	一三〇下	本朝月令 惟宗公方	一三九下
五月節日	一三一上	北山抄 藤原公任	一三九下
月次祭・神今食	一三二下	政事要略 惟宗允亮	一四〇上
節折	一三二上	小野宮年中行事 藤原實資	一四〇上
大祓	一三二下	江家次第 大江匡房	一四〇上
七月節日	一三三上	雲圖抄 藤原顯隆、重隆	一四〇下
石清水放生會	一三四上	年中行事繪卷	一四〇下
九月節日	一三四上	建武年中行事 後醍醐天皇	一四一上
例幣	一三五上	後水尾院年中行事 後水尾天皇	一四一上
新嘗祭	一三五下	當今年中行事	一四二下
賀茂臨時祭	一三六上	公事録 中山忠能他	一四二下
内侍所御神樂	一三六下		
荷前	一三七上		
追儺	一三七下		

二、史料

令義解 清原夏野他	一三八上
令集解 惟宗直本	一三八下
内裏式 藤原冬嗣、清原夏野他	一三八下
儀式 藤原氏宗他	一三八下

二、書名事項索引

一、書名は總て漢音に従ひ、之を表音のままに表はして、五十音順に排列した。別はその異稱及びそれを含めての慣用稱呼をも別掲した。

二、各音部内の排列は、大略字順に順ひ、次に慣用稱呼をのせ、最後に年中行事名、事項名を附載した。

安元御賀記	一九八上	白馬節會 アヲワノセチエ	ハ
安法法師集	一九二下	葵祭 アフヒマツリ	キ
阿佛口傳	ヨ・ヨのつる	縣召除目 アガタメシノヂモラ	ケ
阿佛香妻くたり	二〇八上	秋除目 アキノヂモラ	ク
阿佛道行	イ・いさよひの記	荒世の儀 アラヨノギ	コ
鞍具文字小集	一八七下	あらればしり	コ
鴨養(台職)物語	一三四上	一寸法師	ク
あしかひ	七一下(ワムルの中道)	一時隨筆	ク
あめわかひこ	シ・七夕の草紙	伊行傳・伊行朝臣勸・伊行朝臣釋	ク
あらはかし	ケ・源氏物語	伊曾保物語	ク
逢坂越えぬ櫛中將	セ	伊勢太神宮參詣記	ク
赤染衛門集	セ	伊勢參詣記	ク
海人の刈藻	カ	伊勢集	ク
雨夜談抄	ウ	伊勢集	ク
荒玉年月	リ・藤原集	伊勢集	ク
有馬湯治日記	ユ	伊勢集	ク
或間	フ・よるの中道	伊勢集	ク
相嘗祭 アヒナメサイ	ソ	伊勢集	ク
青色御袍 アタイロノゴハウ	セ	伊勢集	ク
青馬 アヲウマ	セ	伊勢集	ク

家仁親王(桂宮).....五下(家仁)	覺時.....一三三上(後醍醐天皇)	具世.....六上(上野大寺)	元長.....一八五上(右大臣)
家長.....一六上(和光院)	基俊.....五九上(三下)	具顯.....六上(上野大寺)	元盛.....一八五上(右大臣)
家隆.....一五上(壬佐)	基顯.....一七四上(一七五上)	堀河老翁.....一七八下	元輔.....一八五上(右大臣)
家棟.....一七上(左大臣)	基綱.....一七四上(一七五上)	堀河宰相.....一七八下	元清.....一八五上(右大臣)
家之.....一七上(左大臣)	基秀.....一七四上(一七五上)	堀河宰相具世.....一七八下	元實.....一八五上(右大臣)
家之.....一七上(左大臣)	基長.....一七四上(一七五上)	堀河宰相具世.....一七八下	元實.....一八五上(右大臣)
家之.....一七上(左大臣)	基長.....一七四上(一七五上)	堀河宰相具世.....一七八下	元實.....一八五上(右大臣)
家之.....一七上(左大臣)	基長.....一七四上(一七五上)	堀河宰相具世.....一七八下	元實.....一八五上(右大臣)
家之.....一七上(左大臣)	基長.....一七四上(一七五上)	堀河宰相具世.....一七八下	元實.....一八五上(右大臣)
家之.....一七上(左大臣)	基長.....一七四上(一七五上)	堀河宰相具世.....一七八下	元實.....一八五上(右大臣)
家之.....一七上(左大臣)	基長.....一七四上(一七五上)	堀河宰相具世.....一七八下	元實.....一八五上(右大臣)

源光朝.....一五八上(左大臣)	公數.....一五二上(右大臣)	岡崎入道大納言.....一五八上
源光朝.....一五八上(左大臣)	公衡.....一五二上(右大臣)	故大納言.....一五八上
源光朝.....一五八上(左大臣)	公衡.....一五二上(右大臣)	故大納言.....一五八上
源光朝.....一五八上(左大臣)	公衡.....一五二上(右大臣)	故大納言.....一五八上
源光朝.....一五八上(左大臣)	公衡.....一五二上(右大臣)	故大納言.....一五八上
源光朝.....一五八上(左大臣)	公衡.....一五二上(右大臣)	故大納言.....一五八上
源光朝.....一五八上(左大臣)	公衡.....一五二上(右大臣)	故大納言.....一五八上
源光朝.....一五八上(左大臣)	公衡.....一五二上(右大臣)	故大納言.....一五八上
源光朝.....一五八上(左大臣)	公衡.....一五二上(右大臣)	故大納言.....一五八上
源光朝.....一五八上(左大臣)	公衡.....一五二上(右大臣)	故大納言.....一五八上

親顯	二〇一上(北島羽勢)	成長	八五上(福一)	宗綱	二二下(兵部卿藤原)
通	二三九上、二三九下(勸修寺)	成阿闍梨母	七八下、二〇六上	相公銀青光祿大夫羽林藤原公夏	コ公夏
職	官位五位下行左衛門少尉中(藤原)	赤染衛門	九一上、七下	相助	一五四上、一五四下(平)
釋阿	成	青蓮院殿	二五下	素性	一〇四上
八		政弘	一五四下、一五四下(左京亮)	素寂	一四八下、一四九下(雲雲寺)
帥大納言	三六上	政爲	一〇三下	素能	一四九上
崇德院	三六上	宣秀	一四二下(中納言)	素然	一四九下
七		宣長	一四二下(木下)	祖能	一五三上
千種前宰相有能	ユ有能	長	一四四上、七〇下、七一上、一七七上、二一六下	桑下	一五五上
千・藤	七二下	前大納言爲世	六下	桑門(爲家)	イ爲家
川越少將	四六上	前内大臣家(九條)	イ爲世	尊圓法親王	三三上(尊圓)
正二位行權大納言藤原朝臣	ケ兼行	前木工頭俊賴	ケ俊賴	尊藤丸	三五下、三五下、三七上
正二位行權大納言藤原朝臣教秀	ケ教秀	前左兵衛佐行宗	ケ行宗	尊運	三七上、五七上
正二位權中納言藤原親兼	ケ親兼	前金吾	ケ親兼	尊運	六二上(文主)
正三位清原朝臣枝賢	シ枝賢	前權大納言	シ親兼	僧御房	一六上
正明	四四下	清水酒臣	シ酒臣	僧辨實	一六上
正徹	一〇七下、六六下、六六下(爲)	清少納言	シ清少	增基(法師)	一〇二上
西山隱士上覺	シ上覺	清岩和尚	シ清岩	增運	一〇三上(實相院)
西方行者領阿	シ領阿	清開寺中納言藤原房	シ藤原房	藏人右中辨藤原朝臣藤光	シ藤光
西行(法師)	一〇〇上、一〇〇上(爲)	清輔	シ清輔	藏人頭右近權中將藤原實興	シ實興
西室	コ公順	清範	シ清範	大夫入道	シ爲成
西室院僧正	コ公順	清安	シ清安	大夫阿闍梨	シ爲成
西室僧正	コ公順	清棟	シ清棟	大夫爲相	シ爲成
西園	一四八下	清直	シ清直	大宮左大臣俊家	シ俊家
成茂	一〇八上	清高	シ清高	大納言爲明	シ爲明
		成	シ成	大納言經信	シ經信

大進	一〇八上	竹内内膳(曼珠院)	二〇下、三三上	長頭丸	六八上
大僧正信譽	シ信譽	竹内刑部少輔兼治	コ兼治	直方	一九二下
大聖寺コカシ	一三二下	竹向(實名女)	二〇八下	直本	二三八下
大盛物光行	コ光行	竹翁齋貞佐	シ貞佐	鳥居少路經兼	ケ兼兼
太上天皇	コ後鳥羽	仲平	五下(飛田大)	智仁親王	三九下、二〇一上(式部卿)
大宮大進	九九上	知足院入道	一〇下(入道正三位)	智忠親王	二二五上
泰子	五三上(實德院)	知家	二七上(香門)	筑前守忠仲	シ忠仲
醍醐天皇	三六下(延喜親主)、一〇一上	智明	三〇下、三一上(中大進考功郎中)	超清(法印)	シ超清
チ		智次	三〇下、三一上(中大進考功郎中)	朝散大夫藤	シ藤
中大夫源考功郎中	シ考功	智仲	九下(實守)	朝散大夫藤	シ藤
中川茂兵衛	五四下	忠幸	一三三上(藤原大納言)	朝散大夫藤	シ藤
中川彌兵衛	五四下	忠家	一〇下(右衛門)	朝散大夫藤	シ藤
中臣祐範	一七六下	忠家	一〇下(右衛門)	朝散大夫藤	シ藤
中納言入道	シ定家	忠度	一八七下、一八七上(木田)	朝散大夫藤	シ藤
中納言入道(友阿)	コ友阿	忠憲	一八七下、一八七上(木田)	朝散大夫藤	シ藤
中納言俊忠	シ俊忠	忠顯	一六〇下(松尾)	朝散大夫藤	シ藤
中納言師氏	シ師氏	忠顯	一六〇下(松尾)	朝散大夫藤	シ藤
中院一品通秀	シ通秀	忠實	五三上(知足院入道)	朝散大夫藤	シ藤
中院入道大納言爲家	イ爲家	長明	九上	朝散大夫藤	シ藤
中院亞相	シ通茂	長能	四三下、六上	朝散大夫藤	シ藤
中院前内府通茂	シ通茂	長慶天皇	二〇下	朝散大夫藤	シ藤
中院通村	シ通村	長上	二〇下	朝散大夫藤	シ藤
中務	一上	長流	六八下	朝散大夫藤	シ藤
中務大輔冬仲	シ冬仲	長親	一八九下、二七上(右近大將)	朝散大夫藤	シ藤
中務卿宗良親王	シ宗良	長親	一八九下、二七上(右近大將)	朝散大夫藤	シ藤
中務卿惟成親王	シ惟成	長親	一八九下、二七上(右近大將)	朝散大夫藤	シ藤
中御門官秀	シ官秀	長親	一八九下、二七上(右近大將)	朝散大夫藤	シ藤

10589

圖書寮典籍解題文學篇

宮内府圖書寮編



昭和二十三年十月十五日 印刷
昭和二十三年十月二十日 發行

定價 參百圓

發行者 東京都中央區銀座西五ノ四
印刷者 横浜市中央区磯子二九
印刷所 横浜市中央区磯子二九
配給元 東京都千代田區神田區神田二ノ九
日本出版配給株式會社

佐藤 繁次郎
小野 通久
文壽堂印刷株式會社
根岸 工場

發行所 東京都中央區銀座西五ノ四
電話銀座西六二六・三三二八

國立書院
(會社番號A二二〇五九)

終